

令和 3 年

## 第 6 回 三川町議会定例会会議録

令和 3 年 12 月 7 日 開 会

令和 3 年 12 月 10 日 閉 会

三川町議会事務局

## 目 次

第 1 日 12月7日(火) 会議録第1号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般報告	
・山形県町村議会議員研修会の報告	4
・荘内地方町村議会議員研修会の報告	5
・三川町行政評価に関する報告書について	5
議第62号 令和3年度三川町一般会計補正予算(第4号)	6
議第63号 令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	6
議第64号 令和3年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)	6

第 2 日 12月8日(水) 休 会

第 3 日 12月9日(木) 会議録第2号

一般質問 5名	27
---------	----

第 4 日 12月10日(金) 会議録第3号

一般質問 1名	90
議第65号 三川町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の設定について	101
議第66号 三川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	104
議第67号 三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	105
議第68号 三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	106
発議第3号 三川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	108

## 令和3年第6回三川町議会定例会会議録

1. 令和3年12月7日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員    2番 志 田 徳 久 議員    3番 小 林 茂 吉 議員  
4番 佐久間 千 佳 議員    5番 砂 田 茂 議員    6番 鈴 木 淳 士 議員  
7番 鈴 木 重 行 議員    8番 成 田 光 雄 議員    9番 町 野 昌 弘 議員  
10番 佐 藤 栄 市 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	黒 田 浩 総 務 課 長
高 橋 誠 一 企 画 調 整 課 長	丸 山 誠 司 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
中 條 一 之 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援主幹併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
佐 藤 亮 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

齋藤 仁志 議会事務局長      飯鉢 凜書 記  
遠藤 蓮書 記

6. 会議事件は次のとおりである。

#### 議 事 日 程

○ 第 1 日      12月7日(火)      午前9時30分開会

- |       |                                                                                                                             |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名                                                                                                                  |
| 日程第 2 | 会期の決定                                                                                                                       |
| 日程第 3 | 諸般報告 <ul style="list-style-type: none"><li>・山形県町村議会議員研修会の報告</li><li>・荘内地方町村議会議員研修会の報告</li><li>・三川町行政評価に関する報告書について</li></ul> |
| 日程第 4 | 議第62号 令和3年度三川町一般会計補正予算(第4号)                                                                                                 |
| 日程第 5 | 議第63号 令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)                                                                                         |
| 日程第 6 | 議第64号 令和3年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)                                                                                            |

○ 散 会

○議 長（佐藤栄市議員） ただいまから令和3年第6回三川町議会定例会を開会します。  
(午前 9時30分)

○議 長（佐藤栄市議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議 長（佐藤栄市議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番 小林茂吉議員、  
4番 佐久間千佳議員、以上2名を指名します。

○議 長（佐藤栄市議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果につ  
いて、議会運営委員会委員長の報告を求めます。8番 成田光雄議員。

○8 番（成田光雄議員） 過般、議長の要請により、去る12月2日に議会運営委員会を開催  
いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として、令和3年度各会計補正予算3件、条例設定及び条例制定  
4件、以上7件があり、この他に諸般報告3件、一般質問が6名、議員提案1件でありま  
す。

本定例会にあたり、阿部町長並びに黒田総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本  
定例会の会期を本日7日から10日までの4日間と決定をみたものであります。

なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告3件を行った後、令和3年度の各会計補正予算3件が一括  
上程となり、質疑、討論、採決を行います。これで散会となります。

第2日目の8日は、本会議は休会となります。

第3日目の9日は、午前9時30分から本会議を開き、今議会では一般質問は6名の議員  
から通告があり、この日は、通告順に5名の議員が一般質問を行います。これで本会議は散  
会となります。

第4日目の最終日10日は、午前9時30分に本会議を開き、初めに一般質問を1名の  
議員が行い、次に条例設定及び条例制定の3件が上程され、質疑、討論、採決となります。  
次に議員発議1件が上程され、質疑、討論、採決となります。

これで付議事件は全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位からは活発なる質疑、町当局からは明快かつ分か  
りやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が、会期内に終了できますよう、特段のご協力  
をお願いいたしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議 長（佐藤栄市議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、  
本日から12月10日までの4日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議あり  
ませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から1  
2月10日までの4日間に決定しました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第3、「諸般報告」を行います。

初めに議員派遣の報告であります。これは3月議会定例会においてそれぞれ議員派遣を決定したものであり、「山形県町村議会議員研修会」及び「荘内地方町村議会議長会議員後期研修会」について、派遣議員からその報告を求めます。

9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員）

### 山形県町村議会議員研修会の報告

#### 1. 目 的

激動する内外情勢に伴い、自治体運営においても幾多の時代的要請が提起されている。町村議員の識見を広め、これからの議会活動の円滑化に資するとともに議会機能の高揚を図ることを目的に参加した。

2. 研修日程 令和3年10月20日(水)

3. 参加者 三川町議会議員全員

4. 研修地 山形国際交流プラザ

5. 研修内容 「まちづくり・地方創生成功のカギ」

講師 中央大学法科大学院教授

野村修也氏

「岸田新政権発足、どうなる衆院選とその後の政局展開」

講師 政治ジャーナリスト

泉宏氏

以上のおり研修したので報告いたします。

令和3年12月7日

三川町議会

副議長 町野昌弘 ㊟

## 庄内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告

### 1. 目 的

地域の自主性及び自立性を高めるため、住民自治によるまちづくりのあり方に対する地方議会議員の役割と議会活動の重要性を再認識し、地域主権確立に向けた取り組みと議員の資質向上を図ることを目的に参加した。

2. 研修日程 令和3年10月29日（金）

3. 参加者 三川町議会議員全員

4. 研修地 遊佐町「遊楽里」

5. 研修内容 「第4次山形県総合発展計画に基づく庄内地域の発展の方向について」

講師 山形県庄内総合支庁 総務企画部長 高橋博美氏

以上のとおり研修したので報告いたします。

令和3年12月7日

三川町議会

副議長 町野昌弘 ㊟

○議長（佐藤栄市議員） 次に、「行政評価に関する報告書について」、町長より報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 第7次三川町行財政改革大綱並びに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定により、令和2年度事業に係る行政評価を行いましたのでご報告いたします。

評価の方法について申し上げますと、第3次三川町総合計画の実施計画に掲げておりました事務事業につきまして、所管課等による第1次評価を行い、その後、第1次評価の検証と課題及び今後の対応策につきまして、管理職で構成いたします行財政改革推進本部会議におきまして、第2次評価を実施いたしましたところであり、これら2回の評価を踏まえ、去る11月12日、町内各種機関・団体代表者及び識見者により構成いたします三川町行財政改革推進懇談会におきまして、全施策の実施結果の検証と今後の方向性について、第3次

評価としてご意見、ご提言をいただいたところであります。その結果等につきましては、三川町行政評価に関する報告書として本日配布させていただいておりますのでご参照いただき、報告書の朗読につきましては割愛させていただきます。

また、三川町行政評価調書につきましては、町のホームページ等でも公表していくことを申し添えまして報告といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、「諸般報告」を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） お諮りします。日程第4から日程第6まで、以上3件を一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第4から日程第6まで、以上3件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第4、議第62号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第4号）」、日程第5、議第63号「令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第6、議第64号「令和3年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」、以上3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第62号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第4号）」、議第63号「令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」及び議第64号「令和3年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも事務事業の執行によりまして、新たに発生し、または財源の調整が必要な款項で補正を要する費目について、補正をお願いいたすものであります。

初めに、議第62号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第4号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,098万1,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を56億7,358万2,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。職員の給料、手当及び共済費にかかる人件費について精査をいたし、各款にわたり所要の補正をいたすものであります。

次に、人件費以外の主なものを申し上げます。2款総務費については、一般管理費、企画費、電子計算費及び税務総務費の追加補正であり、3款民生費については、老人福祉費、障害者福祉費、児童福祉総務費、児童措置費及び保育園費の追加補正をいたすものであります。

4款衛生費については、予防費及び保健活動費の追加補正、6款農林水産業費については、農業総務費、農政対策費の追加補正及び農村総合整備事業費の減額補正であり、7款商工費については、商工振興費の追加補正、8款土木費については、土木総務費の追加補正、道路新設改良費における財源更正、除雪対策費、公園費の追加補正及び下水道費の減額補正をいたすものであります。

9款消防費については、常備消防費の減額補正及び防災費の追加補正であり、10款教育

費については、小学校費及び中学校費における学校管理費、幼稚園費及び学校給食費の追加補正をいたすものであります。

なお、第2表債務負担行為補正につきましては、米価下落対策緊急資金利子補給金補助金について、期間及び限度額を設定するものであります。

また、第3表地方債補正については、新たな起債の発行に伴い、起債限度額を4億1,750万円に追加補正いたすものであります。

続きまして、議第63号「令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳入費目の変更により、補正をいたすものであります。

まず、歳入であります。一般会計繰入金の減額補正及び農業集落排水事業債の追加補正であります。

次に、歳出であります。歳入の補正費目に伴い、財源更正をいたしたものであります。

なお、第2表地方債補正については、起債の追加発行に伴い、起債限度額を5,270万円に追加補正いたすものであります。

続きまして、議第64号「令和3年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ93万5,000円を減額いたしまして、補正後の予算総額を3億8,161万5,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。1款総務費について、一般管理費の追加補正及び財源更正、2款事業費について、事業費の減額補正をいたすものであります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしたものであります。

なお、第2表地方債補正については、起債の追加発行に伴い、起債限度額を1億1,030万円に追加補正いたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 私からは一般会計補正予算の方から11ページ衛生費の新型コロナウイルス予防接種対策事業について伺います。デルタ株に続き新たなオミクロン株の不安が広がっております。3回目のワクチン接種、いわゆるブースター接種ですが、2回目接種後8ヶ月の間隔をおいての接種が原則とされてきました。この8ヶ月に医学的な根拠があるわけではなく、前倒しで実施すべきとの声が出されている中、可能なところは前倒ししていただくという官房副長官が明言しており、昨日の岸田首相の所信表明演説の中でも8ヶ月を待たずに前倒しするとのことでした。

また、6ヶ月という言葉で自治体の混乱を招いたとの報道がある中、本町での2回目の集団接種は65歳以上の方から6月、7月と終えており、年明けにも3回目の接種があるのではないかという声もあります。このワクチン供給体制も不透明な中とは認識しておりますが、3回目の集団接種の準備状況と接種時期などいつ頃を想定されているのか伺います。

○議 長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ただいまご質問ございました3回目の新型コロナウイルスワクチンの接種時期、それから準備状況等についてのご質問でございますが、現在新型コロナウイルスワクチンの追加接種として3回目接種につきましては鶴岡市との合同本部会議の中でいろいろと協議をし、進めているという状況でございます。質問にございましたとおり、3回目接種につきましては2回目の接種を終えてから8ヵ月というような間隔をおいて原則接種というように言われております。前倒しというようにお話もございましたが、現在国の方からの自治体の方への通達からしますと、まずは8ヵ月を経過した者から順次接種を行っていくというように考えているところでございます。

準備状況といたしましては、12月また1月中に接種される予定の方につきましては接種券等の発送を行うという現在の状況でございます。順次それぞれ2回の接種を終えてから8ヵ月を経過する接種の時期に合わせまして、その1ヵ月程度前には接種券それから予診票等をそれぞれ対象の方々に発送を行っていくということで、現在準備を進めているところでございます。いずれにいたしましても、こういった国の状況等に応じまして、ワクチンの供給でありますとかこういった内容に、それぞれ準備をしながら、町といたしましては遅れることなく、町民の皆さまに、ワクチン接種をそれぞれ行えるように準備を進めてまいりたいというように考えております。

○議 長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） その中でもありましたけれども、前倒しという言葉が出て、皆さん不安な中で早めの接種を待ち望んでいることと思います。ワクチンはいつ来るのだろうかとか、3回目の接種の副反応はどうだろうかなどの不安を和らげる上でも、早めのそしてきめ細かくで確かな情報を確認できた部分から何度でもお知らせすることが必要ではないかと考えます。発信情報についてのお考えを伺うとともに接種希望者の予約受け付けをどのようにするのか、前回の予約受け付けに対する町の評価は、受け付け開始直後は電話が繋がりにくい状況にあったが徐々に改善されたとのことでしたが、町民の方からは何度かけても繋がらない、一人暮らしでよく分からないという方、6人に予約の手伝いをしたなどの声もあったことなどを踏まえていただければ、今後違うやり方も考えられるのではないかと検討されたらと思いますが、お考えを伺います。

○議 長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 情報発信につきましてはですが、12月15日の広報によりまして、3回目接種についての大まかなスケジュールでありますとか、考え方などを町民の皆さまにお知らせする予定でおります。その後につきましてもホームページ、または広報等を利用していただきまして、町民の皆さまに分かりやすいように情報提供してまいりたいというように考えています。

それから、ワクチンの予約の受付方法につきましてはですが、おっしゃるとおり昨年4月の段階で、特に高齢者の方々の予約接種を受け付ける際になかなか電話が繋がらないといういろいろな方々からのご意見がございました。その辺を踏まえまして今回はまず回線数を増や

していくということも一つ考えております。

また予約の方法にしましても今度は8ヵ月を経過した方々から順次接種が可能というようになりますので、まず一定の接種の日付につきまして、集団接種を基本として考えているところがございますが、その日付でまずは町民の方々にお知らせをしまいたいというように思います。それでその接種の予定日がどうしても都合が悪くなった場合には変更等の受け付けを行っていくとか、そのような形で町民の方々により高齢者の方に対しましては分かりやすく、予約しやすいやり方を現在検討しているというところがございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 他にありませんか。

1 番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） それでは私の方から1点だけ質問させていただきます。13ページの8款2項2目の中で、土木費道路新設改良費の中の説明がないわけですが、これに関しましては地方債とその他の部分で4,090万円ずつのプラマイゼロといった部分ではないのかなといった感じはするんですけども、歳入の部分を見ますと7ページの方にふるさと基金繰入金からマイナスの部分、そして22款の方に雨水対策推進事業債、同じ額が載っているわけですが、これに関しましてはふるさと基金からの繰り入れになってしまったといったような内容かと思うんですけども、先程言ったとおり土木費の中の説明文がないといった部分で、その辺再確認させてもらいたいんですけども、そういった認識でよろしいのでしょうか。お願いいたします。

○議 長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 8款土木費における財源の構成の部分ではございますけれども、これについては当初予算それから補正予算の中で雨水排水対策事業の財源としてふるさと基金を活用するという事で予定しておりましたけれども、今回起債に振り替えることとする予定で上程したところがございます。この起債の活用にあたりましては防災対策事業債が活用できるということになっておりまして、この防災対策事業債を活用しますと充当率が100%、さらに交付税の措置率・算入率が本町の場合約3割の算入率が見込めるということでありまして、有利な起債であると、補助金と同等の起債が利用可能だということが確認とれましたので、今回そういった有利な財源を活用しての大規模事業の推進ということでこの起債の方に財源を振り向けて、ふるさと基金については将来のために温存するというような形で財源調整を行ったところがございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 私の方から数点質問させていただきます。初めに歳入、6ページになります。今回も地方創生臨時交付金1,000万円ほど計上されているわけですが、今年度交付されたのは何回目ぐらいなのか。また総額としてどのぐらいなのか。また今回の補正におきまして主な充当先について説明をお願いいたします。

次に歳出であります。10ページ、3款民生費の出産支援給付金給付事業について事業内容について説明をお願いいたします。

次に12ページ、6款農林水産業費であります。米価下落緊急支援事業費補助金につ

いて事業内容の説明をお願いいたします。

もう1点、14ページのかわまちづくり整備事業、調査測量設計業務委託料の減額要因、また工事請負費の内容についてお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） まず初めに、地方創生臨時交付金の関係でございますけれども、今回1,028万8,000円の追加補正を予定しているところでございます。これにつきましては今までの経過を申し上げますと、本町の場合においては当初予算において6,087万円を令和3年度の当初予算で予算化したところでございます。その後9月補正におきまして、2,761万円の追加補正、そしてこの度の1,028万8,000円の追加補正ということで、本町におきましては都合3回に分けたような形での予算の執行となっております。今回の補正分を含めると総額では9,876万8,000円となるところでございます。

それから今回の1,028万8,000円の充当先でございますが、これにつきましては款項目順に申し上げますと、まず初めに2款1項6目企画費における地域公共交通推進事業、これにつきましては120万円を充当しております。それから6款1項農業費7目農政対策費における米価下落緊急支援事業費1,200万円が計上されておりますが、これの1/2の額ということで600万円をこちらの方に充当しております。

それからもう一つの充当先としまして7款1項商工費における2目商工振興費の中小企業等振興支援事業400万円の中に残りの308万8,000円、こちらを充当として全額をこの3事業の方に今回活用するところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） ご質問のありました出産支援給付金の事業内容でございますけれども、こちらの方につきましては山形県の10/10補助金を使っての事業となっております。出産育児一時金と山形県でかかります出産費の平均費用の差額5万8,000円と言われております。こちらの方を給付する事業でございます。対象の方が令和3年4月2日から来年の3月31日まで生まれたお子さんに対して給付するものでございます。三川町といたしましては55人を見込みまして、それに伴う事務費と併せまして計上したものでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは私から米価下落緊急支援事業費補助金の内容についてご説明いたします。本事業につきましては新型コロナウイルスの影響を受けまして米の需給が減少しており、令和3年度産米の米価が下落をしておると、このため農業者の来年度の作付けの意欲低下、これが懸念をされるものですからこれに対しまして令和3年度、今年度に種籾の購入費用の一部を助成しようというところでございます。

対象といたしましては生産の目安の協力者で令和4年度も引き続き生産の目安の協力をして試食用米を作付けする者となっております。この単価といたしましては令和3年度の主食用米の作付面積に対しまして、10a当たり1,000円の単価で支援するというところで、今年度生産の目安に協力されている方の主食用の作付面積が1,184haでございますので、こ

ちらの方10a当たり1,000円掛けまして調整をいたしまして、補正額1,200万円といたしたところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） それでは私の方から本年度のかわまちづくりの事業についてご説明いたします。本年度かわまちづくり事業におきましては、6,600万円の交付金を受けての事業ということで予定をしておったところでございます。

内容といたしましてはかわまちの北側、クレイグラウンドそれからターフグラウンド、駐車場及び舗装等の整理ということで考えておったところでございます。この事業を進めるにあたりまして、設計の方がおおよそ固まったということで、当初予算額に比べまして、若干の不用額が生じたところでございます。この不用額につきまして、公共事業の事業進捗を図るという観点で委託費の方から工事費の方に付け替えをさせていただきまして、より工事の進捗を図るということで今回予算化をさせていただいたものでございます。

なお、併せまして、補助事業を進めるにあたりまして補助対象外の事業が若干生じることとなっております。こちらの方につきまして150万円を充てさせていただきまして、事業を進めたいということで、今回ご提案させていただきました。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 地方創生臨時交付金につきましては昨年度からの交付金だったかと思えます。3回で9,700万円ほどの交付があったということで新型コロナウイルスの影響を少しでも緩和できるような使い方がされるべき予算かと思えますけれども、国からの算定の額の根拠というものが示されているのかどうか、昨年度の場合ですと自治体が計画を出してそれに該当するかどうかに見合った金額が交付された部分があったかと思われましても、現在もそれを踏襲した額が交付されているのかどうか確認できればと思えます。

出産支援給付金であります、山形県の事業ということで少子化対策といった面もあろうかと思えます。町内においては55人を見込んでおるということでありましたけれども、当初予算にはなかった事業であったかと思えますし、県の臨時的な事業になるのかもしれませんが、来年度以降継続した事業になるのかどうか、もし情報があればお伺いできればと思えます。

米価下落緊急支援事業であります、今年度概算金が大幅に下落しておりまして、農業経営はかなり逼迫した状況にあるという中で、10a当たり1,000円の補助を見込むというようなことでありました。その交付時期の目安、いつ頃と考えておられるかですけれども、やはり農業経営、会計年度から言えば1月1日に始まり12月31日で終わるということで、今年度中の補助を望む農家の声がたくさんあります。交付の時期の目安についてお伺いできればと思えます。

かわまちづくり整備事業につきましては、設計調査が概ね目途がついたということでの減額ということで理解するものであります。また最終段階に近づいているのかと思えますけれども、この事業、今年度の進捗状況、予算を用いて補助対象外の事業も進めるというようなことであります、その事業における進捗状況についてお伺いしたいのとロコミ等で利用者

が増加傾向にある中で、進入口が分からないといったような利用者の声もあります。河川内に大きな看板の設置は難しいものと思いますが、入り口と、また公園があることを示すような看板の設置等について考えはないかお伺いします。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 地方創生臨時交付金の配分の基準といったようなご質問でありましたけれども、そもそもの今回の臨時交付金の追加交付分の取り扱いにつきましては、国の方において令和3年度の一般会計の予備費5,000億円のうち、留保している2,000億円、それに令和2年度補正予算で令和3年度に繰り越したもののうち1,000億円を回して総額3,000億円を配分の大元の金額としているということであります。その3,000億円については、国の資料によれば都道府県に2,000億円、それから市町村に1,000億円の配分を行うとされておりまして、さらにその算定基準においては事業所数を基礎とした財政力を反映した算定額ということになっておりまして、一定の乗率を掛けてそれぞれ配分になっているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子子育て支援主幹） 出産支援給付金の来年度の情報でございますけれども、単年度では終わらない事業にしたいということで聞いております。来年度につきましても同様の事業が引き続くものと考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 米価下落緊急支援事業費補助金の実施の時期についてのご質問でございました。ご質問にございましたとおりには本事業の主旨といたしまして農業者の来年度作付け意欲の低下、こちらをなるべく意欲を維持していただくということが目的でございますので、対象者に対しましてはなるべく早急に申請書の方を送付いたしまして、申請を期限までにいただければ年内で交付できるような手続を打ってまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） かわまちづくりの進捗状況でございます。昨年度末かわまちづくりにおきましてはおおよそ7割の進捗ということでありましたが、本年度当初予算、これが完遂した段階では93%台ということで9割を超える進捗が図られるものとみております。また、進入口の看板につきましてこちらの方、課題の一つということで捉えておりまして、まずは本体施設の整備、こちらの方を中心に今現在取り組んでおるところでございます。今後どのようなことができるのか考えてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは、私の方から数点お伺いしたいと思います。まず初めに歳入であります。7ページ、先程も同僚議員が少し触れておりましたが、ふるさと基金繰入金に関しまして、4,000万円ほど減額するというところでふるさと基金に関して令和3年度末の残高がどのぐらいになる見込みであるのか、そちらの方をお伺いしたいと思います。それに関連しまして、先程説明もありました雨水対策推進事業債の方、こちら起債をされてい

るわけでありますが、有利な起債が出たといえますか、行えることになったということでの起債に変更ということでありましたけれども、この起債がどの時点で情報を得られてこういった形に向かわれたのかどうかお伺いしたいと思います。当初予算編成時にもしあれば、もちろんこういった有効な起債の活用というものも考えられたのかと思いますけれども、こういった時期に関してお伺いしたいと思います。

続きまして、歳出になります。13ページになります。7款商工費の中で中小企業等振興支援事業ということであります。こちら詳細な事業内容の説明を求めたいと思います。

最後になります。こちら18ページの方になりますけれども、総括としての表がありますが、職員手当の内訳として時間外勤務手当というところがやはり大幅に増額になっているように思います。こちらは新型コロナウイルス関係の対応で大変苦勞されている数字がそのまま表れてきているのかなというように思われますが、こちらの増加要因、勤務状況等含めて説明を求めたいと思います。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 私からは3点のご質問にお答えしたいと思います。

まず初めにふるさと基金の令和3年度末における基金残高の見込みでございますけれども、ふるさと基金につきましては令和2年度末において4億8,300万円ほどの基金残高がございます。それに予算上、今回の繰戻しと申しますか、そういった部分も含めて、それから新たな積み立ての部分も加味して、令和3年度末において現在見込みの額としましては4億3,300万円ほどになるかと推測しております。現在よりも約5,000万円ほどの減にはなりますけれども、一定程度のふるさと基金は確保できると見込んでおるところでございます。

それから、2点目の起債の今回上程にあたっての時期のお話でございましたけれども、起債申請する場合は通常山形県の担当部署、具体的に言えば市町村課を通じて年度当初に起債のヒアリングといったものを行います。そのヒアリングの中で本町が予算化している起債について適正な起債となっているかどうか、申請を行って判断いただくわけでございますが、今回の防災緊急事業債については対象となるものが単なる排水路整備等では起債の対象にはならず、ある程度広範囲な雨水排水対策、危険区域の解消、そういったものに繋がるといったものが求められることとなっております。こういったことで県担当部署と協議している中で適正性があるということで判断いただいたものですから、今回県の確認をとった上で予算上程を行わせていただいたところでございます。

それから、職員の時間外にかかる部分で、18ページの方に時間外手当の今回補正後の額が記載されております。補正前に比べて929万円の増となっております。さらに言えば、補正前の1,792万円の中には当初においては812万円ほどでありましたけれども、6月それから7月においては専決において、そういった集団接種にかかる時間外手当を2回の補正予算を組んでこの1,700万円になっているところでございます。この1,700万円の中にはワクチンの集団接種分ということで970万円が含まれているところでございます。予算上はこういった形で大幅にその集団接種分が予算化されているところでございます。さらに実際の勤務時間の実績でございまして、これについても11月末現在において総時間数においては昨年よ

りも約47%時間が多い状況となっております。総体的な時間でございますけれども、これはやはりワクチンの集団接種に係る部分が大きく影響しております。本町においてそのワクチン集団接種分は管理できるような形で、分離したような形で予算上も目を分けて管理しておりますけれども、ワクチン集団接種分を除きますと令和2年度対比におきましてはマイナスの6.3%で推移しているところでございます。これは衆議院議員選挙分、それは昨年と言えば参議院議員選挙、そういったものも含んでの数値でございますけれども、そういった集団接種分を除いた部分では昨年より約6%減で現在は推移しているところでございます。

勤務状況といたしましては特に集団接種が短期間の間に集中的に行われたといった状況でございます。5月の末から10月の末まで約5ヵ月間にわたって行われ、夜間の接種日も含めれば都合24回、24日集団接種業務に職員が従事したということになっておりまして、さらにその24日のうち平日が12日、それから土日を含めた休日については12日ということで、それぞれ平日それから休日においてもそれぞれ職員から従事していただいた状況となっております。このようなこととなるべく特定の職員に負担がかからないような形で、各課においてもそれぞれ職員を割り当てしながら従事していただいたところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは私から中小企業等支援事業補助金の内容についてのご質問でございました。本事業につきましては事業継続応援の補助金という性格でございまして、内容といたしましては令和3年1月から9月までの売り上げが前年同期と比べて10%以上減少している場合が支援の対象になるというものでございます。その内容につきましては令和2年1月から9月の売り上げの合計と令和3年の1月から9月の合計の差額、これを出していただきまして、この期間中の減少率を掛けた金額、こちらを助成の補助金の対象額とするということでございます。ただし上限額を30万円ということで想定しております。この中で聞き取り状況によりまして、上限額の30万円に達するものがおよそ10社、そして5万円程度の対象となるものが20社程度と想定しまして、合計300万円と100万円と400万円の計上ということになってございます。

なお、対象といたしましては町内に営業実態がある中小企業者および町内に営業実態がある個人事業主、これは町民の方ということで想定してございますが、こちらの方を対象としておる事業ということでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それではふるさと基金に関しましては4億3,300万円見込みということでありまして、当初予算の段階においては、説明いただいたのが3億7,100万円だったかと思っております。私の当初予算時の質問にそのような形で答弁いただいたかなというように思いますが、令和3年度見込みはですが、さらに当初予算編成時よりも積み増して後年に控えるというような姿勢は評価できると思いますが、こういった有利な起債をもう少し早めに手立てできなかったものかなと今の説明を聞いて思っているところであります。雨水対策推進事業債そのものが当初から計画が変更されることなく、説明のとおり広範囲に及ぶような事業であるということは明白であると思っておりますので、そちら、当初から対象とできなかった

たものかどうか、そういった経緯も含めて再度お伺いしたいと思いますし、ふるさと基金の残高に関しましては少し積み増しをしているということで当初編成時よりもさらにきつくコスト削減をしていっている努力の成果だと思いたすが、当初で3億7,100万円ということであればそのぐらいのラインで持っていくべきではないのかなと、他の事業に割り振るなど、そういった充当の仕方も考えられたのではないかなと思いたすので、そういった見解も含めて再度お伺いしたいと思います。

雨水対策推進事業債の方にまた戻りますけれども、当初予算時の予算金額としては2,130万円、補正で1,906万5,000円ということで、総額で4,090万5,000円の予算だと私は認識しているのですが、総額に関して変わりはないのか、間違いはないのか、4,000万円ぐらいの事業だということでの認識でよろしいのかどうか、その総額すべてを事業債で行うということで、町債で行うということでもよろしいのかどうか併せて確認したいと思います。

続いて、中小企業等支援事業費補助金とありますけれども、詳細な説明をいただきましたが上限が30万円であったり5万円ということで限定的であるなと思いたすけれども、その告知の仕方であったり、また申請する期限、給付する時期と言いたすか、やはり早めの手立てが必要ではないかなと、米価下落と同様に迅速な対応が必要だと思いたすけれども、そういった対応に関してはどのぐらいの支給見込みが立てられているかどうかお伺いしたいと思います。

また、個人事業主という扱いが大変曖昧かなと思いたす。農家も個人事業主であります。400万円で例えば解釈によりますけれども、こういった事業に商工部門と言うけれども個人事業主としては申請する権利があるのかどうか、その辺のきまり、どのような形での事業になっているのかお伺いしたいと思いますし、予算、これで足りなかった場合、例えば予算ありきでの申請人数で割っていくようなやり方で行っていくのか、そもそも制度をそのまま通していくのかどうか、その辺もお伺いしたいと思います。

最後になります。時間外勤務等の説明詳細にいただきました。新型コロナウイルス関係のやはり時間外が増えていると、47%も増加しているというようなことでありますので、職員の皆さん関係各位の皆さんの努力には大変敬意を示すものであります。その他の業務といたしまして6.3%の減ということで、危惧される部分は全体が大幅に時間外になっているのかなと思いたすや、その他の部分では6.3%減ということで、業務的にも工夫されているのではないかなと思いたすけれども、管理職等も含めて時間外となかなか区分するのは難しいかと思いたすけれども、一般の企業でいう月の時間外、過労死ラインと言われる時間外80時間であったり、連続勤務状況はどのようにになっているかという把握はされているのかどうか、お伺いしたいと思います。

管理職に関してはなかなかその辺把握するのは難しいかと思いたすけれども、分かる範囲でそういった月の残業時間が80時間以上超えている場合があったのかなのか、連続勤務は最長でどのくらいまで連続されているのかどうか、もし分かれば説明いたしたいと思いたすし、そういったヘルスケアであったりモチベーションアップ等も同時に考えていかなければならないと思いたすけれども、今かなり特例事項でありますので、そういったことも同

時に考えるのは難しいかと思われまはすけれども、当局としての対応、その辺見解があればお伺いしたいと思はいます。

また、この時間外勤務手当、3回目ワクチン接種の方も見込んでの補正となっているのかどうか、そちらも合わせてお伺いしたいと思はいます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午前10時32分)

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午前10時50分)

黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 4点ほどのご質問だったと思はいますけれども、初めに今回上程しております雨水対策推進事業債、メニューとしては防災対策事業債を活用するという判断でござはいますけれども、これについてはこの緊急防災対策事業が自然災害防止事業に活用できるとされておはまして、そのメニューとして、湛水防除についても起債の対象になるというところが確認とれたところとござはいます。

この起債を活用するにあたっては先程当初予算それから補正予算の額が質問の中にありましたがけれども、当初予算におはてはある程度ピンポイント的な部分での改修を見込んでいたわけとござはいますが、さらに東側に延伸するというとことと、9月におはてまた大幅な金額の補正を行ったところとござはまして、全体的に4,000万円を超える事業となったものですから、本町といたしましてもできるだけ有利な起債等が活用できればということと先程申し上げましたような件、担当部署と確認をした上での補正予算上程ということとご理解をいただきたいというように思はいます。

それから、ふるさと基金の活用にあたっての考え方でありまはすけれども、今回については全額起債に振り向けるということと、全体として予算上程しております4,090万円を全額ふるさと基金で調整ということと、将来のふるさと基金の活用を図るという目的とござはいます。

なお、9月の議会定例会におはて令和2年度分の精算分の積み立てを予算化しておはしましたので、そのものも加わっての現在の見込額ということと、当初予算よりもさらに9月の定例会におはて補正した額が積み増しになっているということと、金額の方が増えている状況とござはいます。

それから3点目の職員の時間外に係る部分とござはいますけれども、現時点におはて月80時間を超える職員については現在いないところとござはいますが、本町におきましては80時間ではなくて60時間を超える職員がいた場合、時間外勤務の代休制度を活用することによりまして、60時間以上になった職員については代休を率先してとらせるといったような形をとっておはります。毎月60時間を超えた職員についてはそのような形で職員の健康管理等を行ってはいるところとござはいます。

それから4点目、今回の3回目のワクチン接種にあたっての時間外でありまはすが、これについては今回上程しておはしません。過去2回における先程970万円ということと申し上げましたが、この中でこの第3回目の接種ワクチンについてもこの予算全体の中で調整が図れるものということと見込んではいるところとござはいます。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは3点ほどのご質問がございました。まず第1点目でございますが、告知の方法につきましては町のホームページ上での掲示、そして商工会の会員の方に対しての商工会からの連絡、さらには今回菜のCaの事業に参加いただいております商工会会員以外の事業者に対しても商工会から連絡をしていただくということで考えているところでございます。2点目の農業事業者が今回対象になるかというご質問でございました。農業事業者につきましてはいわゆる系統出荷が主となる事業所につきましては、商工活動よりも生産活動がメインであるというように捉えますので、販売等の商工活動をされている事業者、こちらにつきましては対象といたしますが、系統出荷が主となる農業者については対象とならないというように考えているところでございます。

そして予算措置の関係でございますけれども、こちらにつきましては従来の補助金制度につきましても利用可能でございますけれども、予算額に達した段階で受け付けを終了するという想定をしております。現時点で最初の期限を調整しておりませんが、補助の対象の期間は1月から9月までの売り上げを対象とするということでございますので、1月の末ぐらいまでの期間であれば各事業所の皆さんからご準備をいただいて、申請をしていただければいいかということ想定をしておりますのでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） それでは私の方から2款1項6目企画費と8目電子計算費について内容を確認したいと思いますので、質問させていただきます。まず地域公共交通維持対策支援交付金123万円、この制度内容と算定基礎等について、また特に地域公共交通に関しては庄内支庁を中心とした関係市町村で公共交通会議が設定になっているわけですが、そういった会議の中での議論の経過等も含めてご説明お願いいたします。

それから次の電子計算費299万2,000円についてですが、この財源が先程来の質問の中で当初地方創生臨時交付金が財源かなというように思っていたところ、よく見ますと疾病予防対策事業費等補助金186万5,000円、これが特定財源というようなことになっているようですので、この電子処理業務委託料、その事業のこういった業務に係る処理費なのかということをお伺いしたいと思います。

その他、補正予算審査とは異なる話になるかもしれませんが、先程来の同僚議員の質問等を踏まえての話なんですけれども、今回の総務課長の答弁に関しては議員控え室でも非常に丁寧懇切な対応であるというようなことで評価の高いところを踏まえながらのお願いになるんですが、先程の土木費道路橋梁費4,090万円の財源更正の質問が出されました。こういった財源更正の場合、電算システム上からいくと説明欄に打ち出しがなくてこないという説明は、幾度となく私も質問させていただいていた経過があります。ただ手入力で入力可能なはずというように理解していますし、これはあくまでも予算説明資料ですので、すべての議員が一目瞭然である程度理解できるような説明内容にすべきが本来の予算説明資料ではないかというように感じるところでございます。

今質問いたしました電子計算費についても単に説明欄には電子処理業務委託料というこ

とになっていますが、これは括弧書きで補足説明で疾病予防対策事業というようなことを入れていただくだけで、特定財源との関係性も判明するというようなことがあります。そういった部分での説明資料についての記載について、今後何とかご配慮をお願いできないかなというところであります。

関連するような話では総務費の中の人件費の部分なんですが、一般管理費のところには一般事務基準報酬、一般事務費用弁償で飛びますと11ページにはちょうど中段頃ですけれども、保育園費の中に保育補助及び調理員給料、これは会計年度職員の制度の切り替えによって出てきた節目の説明なわけですけれども、これが当初予算になりますと、一般事務基準報酬、会計年度任用職員分社会保険料、一般事務費用弁償というようなことで同じ対象者でありながら表現が非常にバラバラであるというようなことをこれから来年度の当初予算の編成作業にかかると思われますので、あえて提言させていただくと、例えば一般事務職の会計年度雇用職員であれば年度任用事務職員というタイトルの中での報酬、時間外勤務報酬手当、社会保険料、費用弁償というような表現にしたりとか、それから現業職相当の保育補助及び職員給料については任用年度技能職員というタイトルにして同じように給料手当、社会保険料というような、誰が見ても分かりやすいような表現等を検討お願いできればなということでのお願いであります。

もう一つがかわまちづくり整備事業について先程も同僚議員から質問がありましたが、この答弁の中で工事請負費については補助対象分とそれから直行分、町単独事業分が含まれていた結果での差引でこうなったという説明だったのですけれども、これまでの補正予算でもかわまちづくりについては同様の表記で計上になっているのですが、果たして財政管理を担当する所管として一括で工事請負費ということで、補助対象分と町単独事業分と混在した形での予算編成、またこれを決算処理するというところについて問題がないものかどうかというところの所見をお伺いしたいと思います。

つまりはこれまでも過去において国庫の補助事業で、それにプラスして町単独事業も抱き合わせで行うことによって非常に円滑な施設整備ができるということは、縷々あるわけですけれども、私の記憶するところでは工事予算を編成する際には補助業務か町単独業務かというようなことを括弧書きにした形でそれぞれの工事請負費を計上していたというように記憶しているんですが、逆に言うとそのように明確に区分していないと、工事がどこまで補助対象の事業なのか町単独事業はどこからどこまでなのかということが非常に不透明になるというところで、財政運営上疑念を招くような状態になるのではなかろうかというようなことを懸念しての問題がないものかどうかというところでの所見をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 2点ご質問いただきました。初めに地域公共交通推進事業における交付金のございます。この事業につきましては交付金につきましては昨年度も同様の形で予算化をさせていただき、執行したところであります。県におきましては今年度9月補正において同様の事業ということで新型コロナウイルスの影響を受けておりますバス事業者、路線バスなり貸切バス、それからタクシー、ハイヤー事業者に対する支援という

ことで決定を見ているところではありますが、本町におきましても今回の補正におきましては、まずバスについては路線バス、こちらの事業所、本町では1事業者になるわけですが、その路線バスに共用されております車両1台につき20万円ということで、こちらの場合は共用されている台数が6台ということで見ております。その6台分の本町では鶴岡酒田線1本のみでありますので、その走行距離ということで鶴岡市、酒田市までの走行区間の本町を走行する部分を按分いたしまして予算は計上しております、金額としては108万円を見込んでいるところでもあります。

もう1点、タクシー、ハイヤー事業者に対する支援ということでは本町で事業を行っておりますデマンドタクシー、こちらは本事業に1日当たり3台ということで共用と言いますか便宜を図っていただいております、その単価については5万円ということで15万円見込んでおります。合計として123万円の事業費を計上させていただいたところでもあります。

2点目のシステムに関する電算処理に関するご質問でありました。こちらにつきましては大きくは二つの内容となっております。一つが検診結果等の様式の標準化整備事業ということで、本町におきまして検診結果等の情報について、国が定める標準的な様式に対応できるように本町の健康管理システムの整備を行うものであります。あともう一つにつきましては個人がマイナポータル、マイナンバーカードを使用しているいろいろな申請等閲覧できるようなシステムですけど、マイナポータルを通じて検診情報を閲覧できるようにするために必要なシステムの改修を行うということでもあります。

大きくはこの二つの改修整備等について国からのその補助金の名称としてはその予防、疾病予防云々ということできておりますが、それぞれまた細部に改修内容が分かれておまして、その項目ごとに補助割合が異なっております。1/2でありますとか2/3でありますとか、細分化されておまして、その合計額が歳入として歳出よりも若干低い額ということで計上いたしているところでもあります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 何点かご質問ありまして、今回の補正というよりも今回の補正に関連しての表記等のご質問であったかと思っておりますけれども、まず1点目の財源更正の部分、これについては以前も同じようなご指摘がございまして、本町の予算書作成にあたってはご質問にあったとおり財務会計システムを通じて予算入力をすぐ反映できるような形で迅速が図られているところでございます。

しかし現在のシステムが財源更正の場合、その内容までが自動的に表記されないということでもあります。これを表記するためには一旦紙ベースでPDFで出力したものに対して職員がまたさらにPDFに切り貼りして何か文書に貼り付けるとか、あるいは電子上PDFの加工ソフトを用いてわざわざ入力するといったような形が必要になってくるということになります。本町といたしましては、現在のシステムについても当面使用しているところでございますけれども、今後システム改修、もしくは新たなシステム導入にあたってその辺の部分、対応できるか検討してまいりたいと思っておりますし、現時点においてはそういった加工の時間

作業、ひいては職員の負担となりますので、当面の間このシステム上の出力でご理解い

ただきたいと思っております。

なお、概略的に町長がご説明するわけですが、その中において主要なものについては財源更正であるとか、そういったものについては説明いたしているところがございますので、その点についてもご配慮いただきたいと思います。

それから同じく関連しての表記の中で会計年度職員に係る表記の部分であります。これについては会計年度任用職員制度が始まったときに条例上パートタイム職員の会計年度任用職員については報酬を支給すると、それから技能労務職における会計年度職員については給料を支給するといったことが地方自治法の改正を受けての条例でありますので、そういったことで報酬と給料の使い分けが必要になってきたということがございます。ただし社会保険料については統一した名称を用いていることから報酬名とその他の名称が分かりづらくなってしまっているといった状況かと思えます。これについては他市町村の予算書等の例とかあるいは地方自治法等で例示されているような細節の名称等も参考にしながらより分かりやすい表現になるよう内部でも一度表記について考えてみたいと思っております。ただし、上位法でこういった標準的な名称だということになった場合は現在と変わらない形になることも考えられます。

それから最後に工事関係、補助事業と単独事業の部分で補助あるいは単独を明確に分けて予算化あるいは表記すべきではないかといったご指摘がありましたけれども、これについては補助か単独かについては明確に契約の状況によって、1本の契約であっても補助事業の部分と単独事業の部分が含まれる場合があります。結局発注の段階でより効率的な発注を行うとした場合は補助と単独を合わせて一括で発注した方がより経費あるいは工期、そういった部分については効率化が図れるといったことで、補助か単独かの判断については歳入の部分で十分判断できるものと思っております。したがって、そういった工事請負費等について補助分、単独分といった表記についてはなじまないものと考えております。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） いろいろと説明ありがとうございました。それで一つだけ確認したいところなのですが、先程の地域公共交通関係の交付金について算定基礎が路線バスですと運行台数ということで6台というような基準になっている、またデマンドでも同じように3台が運行しているというようなことなのですが、その台数というような部分になりますと、事業者側の作為的な部分で台数の増減というのができる危険性もあるわけで、むしろ運行経路というようなところを尊重した形で交付金の算定を行う、走行距離を三川町内分を按分してというような話だったのですが、この辺の取り扱いの考え方については先程話をしましたとおり、地域公共交通会議の中での議論の結果なものかどこから示された算定根拠なのかというところをもう一度説明お願いしたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） まず1点目の路線バスにつきましては県の方の基準におきましては登録車両1台につきという定義がございますが、本町の場合は自治体に運行いただいております事業者の方から実際に本町におけます路線バス、これに実際に共用している

バスというものを確認させていただき、実際に一日の中で1台が何回も行ったり来たりするわけではございませんので、それぞれ支点起点として鶴岡市、酒田市ということで1日当たり6台のバスの共用ということを確認して先程の積算に入れたところであります。

あとデマンドタクシーにつきましては1回の運行当たり最大に12名ということで、最大限利用者人数を確保するというようお願いしておりますので、その場合最低3台、車両が必要だということになりますので、それを根拠にして単価掛ける3台ということで計上させていただいたところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） それでは私の方から数点、10ページで民生費、児童措置費ということで子育て世帯への臨時特別給付金給付事業ということでありますけれども、5万円の現金の給付かなと思います。この辺方法、給付の行い方とか内容をお知らせください。

次がその下にありますけれども、関連しているのかもしれませんが、11ページの方で児童手当システム改修業務委託料ということでどこをどのように改修して何が良くなるのかなというところで、教えていただければと思います。

また次も似たような感じですが、12ページにあります衛生費で予防費の予防接種台帳システム改修、やはりこれもシステムの改修委託料ということで、何をどう変えて何が良くなるのかなというところを教えていただければと思います。

次が14ページの土木費であります。これは二つありますけれども、一つは除雪対策費ということで、これから除雪が始まるわけですが改修、修繕料ということでおそらくこれから除雪が始まるマンホール周りの補修のかなと思いますけれども、この辺の修繕の内容をお知らせください。

最後にかわまちづくり整備事業ということで、先程の答弁に大体本年度終わると93%の完成を見るということでありましたけれども、残り7%、何が次に残っているのか次に何をするのかというところでその辺の内容をお知らせください。

○議長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） 2点のご質問かと思われます。1点目の子育て世帯への臨時特別給付金の事業でございます。議員がおっしゃるとおり今政府で行っております5万円の先行給付の分の予算要求をしたものでございます。児童手当給付世帯につきましては年内の支給を目指して予算が通りましたら対応できるように努力しているところでございますし、18歳以下の方ということで、高校生、公務員につきましては来年度の交付申請を予定して今進めているところでございます。

2点目の児童手当の方の改修でございますが、来年の6月1日で法律改正が入ります。標準世帯で1,200万円を超えます世帯には児童手当、現在特例給付ということで交付されておりますが、そちらの方の交付がなくなる予定でございます。そちらの方に対応するための改修と、児童手当につきましては毎年6月に現況届を出さなければならない制度となっております。こちらの現況届の方が必要なくなる見込みですので、そちらの方の改修と合わせまして行う予定であります。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 12ページにございます予防接種台帳システム改修委託料につきまして、この内容でどのように変わるかというご質問であったかと思えます。こちらに関しましては新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種に関しまして現在予防接種台帳システムを使って、これまで2回目接種までの分を行ってまいりましたが、3回目の接種が加わったということで接種券ですとか予診票等の各種帳票等を出したり、さらにはマイナンバーとの連携や接種の記録などをこのシステムの中でそれぞれ行うために今回は改修するというものでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） それでは最初に除雪対策費になります。こちらの方につきましては主に除雪車の修繕ということで考えております。昨年度降雪が多かった関係がありまして、本年度稼働前の点検時に不調な部分が昨年度に比べまして多数発見されたところでございます。そのようなことから安定的な稼働を目指して消耗品費、それから修繕費、こちらの方を確保しながら作業を進めていただきたいということで今回計上させていただいたものでございます。

続きましてかわまちづくり整備事業についてですけれども、来年度におきましては本年度の工事に引き続きましてかわまちづくりから堤防の中の通路部分、こちらの方の整備、舗装等に向かいたいということで考えておるところでございます。なお、本年度、今後工事を進めていく段階でどこまで進捗ができるかを踏まえながら内容等細部については検討していきたいと考えているところでございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） それでは初めに子育て世帯への臨時特別給付金は分かりました。まだ決まっていらないと思えますが、総額で10万円で残りの5万円、これはクーポンにしようか何にしようかと昨日のマスコミの報道を見ますと各自治体にその配り方はお任せするんだというような情報がありました。この辺の今後の町の考え方は決まっていらないかもしれませんが、考えがあればお聞かせください。

それから土木費です。今の除雪車の修繕ということでありましたけれども、先程私が申し上げましたとおりマンホールの周りにはかなり段差が出てきて、それがゆくゆくは機械を壊すということで除雪車の修繕にも跳ね返ってくるのかなと思っています。先日、あちこち職員が回られてマーカーをしているようでしたけれども、この辺はいつどのように段差を直すのか予定はないのか、あるとすればどうするのかを教えてください。

それからかわまちづくり整備事業、残りは通路と舗装みたいなことを言いましたけれども、先程の質問にもありましたけれどもなかなか使いづらいとか、かわまちづくりが進んでいないと。前回11月17日に中学生との議場懇談会の中でもホームページを使って利用者を増やした方がいいのではないかなというような質問がされました。ホームページには載っていることは載っているのですが、なかなかたどり着かないというところでありまして、中学生がそういう質問をされるのも無理はないのかなと思いました。その辺の改修、また当

日17日でしたが、たまたま利用者がおりまして、スケートボードを行っていたグループがおりまして、どうですかというような質問をしたところ、女性も一人いたのですがトイレがないということで、田田の方までトイレの利用に行くというようなことを言っていました。

やはり聞きますと前日に下に置いておいた移動式トイレを上げたという話でしたけれども、まだ11月で天気も良かったし利用拡大を図るのであればその辺やはり利用者の利便性を見ながらトイレの方の設置の仕方も考えていくべきだろうと思うし、またそのトイレも自分は実際行ったことがないのですが、あまりきれいでないと、あまり利用するには使いたくないようなトイレだという話もありました。自分は確認していないのでこれ以上は言えませんが、やはりその辺の改修もかわまちづくり、せつかく町が何億円もかけて整備しているものでありますので、河川という条件を考えながらも利用者が利用しやすいような整備を考えていくべきかなというように思いますけれども、その辺の見解をお聞かせください。

○議長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） 子育て世帯の臨時特別給付金、先行給付の後の5万円でありますけれども、昨日から開催されました臨時国会におきまして予算計上されているところでございます。クーポン券の発行を主なものとしての予算のようでございますし、市町村によっては現金給付も可という報道がなされているところでございます。ただ12月3日に国からの説明会があったのですけれども、クーポン券で発行するのは非常に難しいような状況であるようです。現金給付の方が町としては行いやすいですし、簡単に給付できるかなと、市町村の判断で良いのであれば現金がいいかなというように考えていたところだったのですが、商店が近隣にないだとか、クーポンを発行できない理由の説明が立たないとできない状況のようでございます。ですので、今の説明を受けまして予算が通ればですが、2月か3月にまた予算の方をお願いいたしまして、3月下旬ぐらいからできるような体制を整えられればと考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） それでは最初に除雪に関連したマンホール周りの修繕ということでございます。マンホール周りにつきましては除雪が開始される前の時期におきまして町の方で支障となるマンホールの箇所を点検しながら除雪に間に合うような形で発注いたしているところでございます。

続きましてかわまちづくり整備事業の件でございますけれども、ホームページの方にたどり着くのが難しいというご意見をいただきました。このホームページにつきましては担当といたしまして内容等それから見やすさなどを考えながら対応をしてみたいと思っております。

それから、トイレにつきましては11月の降雪前に例年河川の中から堤防の外に設置をして、破損等を防いでいるところでございます。今年度におきましては11月の中旬ということで例年どおりのタイミングで対応いたしましたところでございますけれども、実際河川緑地でまだ利用している方がいらっしゃるということは担当の方でも確認はしております。そのようなことを踏まえまして来年度以降どのようなタイミングがふさわしいのかこちらの方

を見ながら考えてまいりたいと思っておるところでございます。

なお、公園への設置につきましては議員おっしゃられるとおり河川ということで大きな施設を作るのはかなり難しいものになってございます。大きな施設ですと川の中で増水があった場合の退避の方法ですとか、それから経費的などころの問題が多々発生したところでございます。そのようなことがありまして、その設置等におきましては慎重に考えながら進めていきたいと思っておるところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから採決します。各会計補正予算3件を一括して審議しましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第62号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第4号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立9名 不起立0名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第62号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第4号）」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 次に、議第63号「令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立9名 不起立0名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第63号「令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 次に、議第64号「令和3年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」の件を採決します。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立9名 不起立0名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第64号「令和3年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって散会といたします。

（午前11時35分）

## 令和3年第6回三川町議会定例会会議録

1. 令和3年12月9日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 志 田 徳 久 議員 3番 小 林 茂 吉 議員  
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員  
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員  
10番 佐 藤 栄 市 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	黒 田 浩 総 務 課 長
高 橋 誠 一 企 画 調 整 課 長	丸 山 誠 司 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
中 條 一 之 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援主幹併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
佐 藤 亮 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

齋藤仁志	議会事務局長	飯鉢	凜	書	記
須藤達也	書記	渡部	貴裕	書	記
遠藤	蓮	書			記

6. 会議事件は次のとおりである。

#### 議事日程

○ 第 3 日      12月9日(木)      午前9時30分開議

    日程第 1      一般質問      5名

○ 散 会

○議長（佐藤栄市議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（佐藤栄市議員） 日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は6名の議員から通告がありましたので、通告順に行うこととし、本日は日程の都合上、5名の議員が一般質問を行い、あと1名の議員については第4日目に行うこととします。なお、一般質問は議会運営規定第86条第1項の規定により、答弁時間も含め質問者1人につき1時間以内とします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者も答弁者も明快、簡潔にその要点を得るよう、特にご留意願います。

通告順に従い、最初に1番 小野寺正樹議員登壇願います。1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員）

1. 三川町農産物販売戦略について	1. 三川町こだわりのお米を中心としたみかわブランドの推進について。  2. みかわブランド、特産品など地域固有の資源をいかし本町の魅力を活用した、新たな商品の立ち上げや、販売戦略などについて伺う。
2. 三川町交流人口の拡大と観光振興について	1. 菜の花まつりの実施について、近年、菜の花が咲いていない状況と今後のイベントのあり方について伺う。  2. 菜の花をシンボルとした観光振興を図っていくにあたり押し進めが弱い感じがするが、現状と今後の動向について伺う。 また、町の木「けやき」、町の花「菜の花」のように町の野菜、町の魚などを制定する考えはあるのか伺う。
3. 健康診断の会場について	1. 一昨年度まで、上町公民館を使い地域の健康診断を行われていたが、今年度は、福祉センターで執り行われ、交通弱者や、年配者から多くの不便との意見が出された。是非特段の配慮を願い、利用できるように願う。

令和3年第6回三川町議会定例会において通告に従い一般質問を行います。

1、三川町農産物販売戦略について。

三川町こだわりのお米を中心としたみかわブランドの推進について。

みかわブランド、特産品など地域固有の資源をいかした本町の魅力を活用した新たな商品

の立ち上げや、販売戦略などについて伺う。

2、三川町交流人口の拡大と観光振興について。

菜の花まつりの実施について、近年、菜の花が咲いていない状況と今後のイベントのあり方について伺う。

菜の花をシンボルとした観光振興を図っていくにあたり押し進めが弱い感じがするが、現状と今後の動向について伺う。

また、町の木「けやき」、町の花「菜の花」のように町の野菜、町の魚などを制定する考えはあるのか伺う。

3、健康診断の会場について。

一昨年度まで、上町公民館を使い地域の健康診断が行われていたが、今年度は、福祉センターで執り行われ、交通弱者や、年配者から多くの不便との意見が出された。ぜひ特段の配慮を願い、利用できるようお願いしたいです。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小野寺正樹議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の農産物の販売戦略について、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

本町におきましては、「こだわりの米づくり」の推進策として、有機米や特別栽培米の生産シェア拡大に向けた積極的な取り組みを支援する「新農業所得構造改革推進事業」により、その充実に努めているところであります。

また、総合計画に掲げております「みかわブランド」は、自然環境や景観、文化、特産品など地域固有の資源をいかした本町の魅力という意味であり、町民や事業者の方々の発想により、自由に発信することを期待するものであります。

その具体的な取り組みといたしましては、米、麦、菜の花などの加工品としての販売がありますが、品目によっては、作業団体の解散や加工販売の見通しが不安定なものもあることから、内容を見直すとともに、町内の事業所にとどまらず、町外の加工業者等の協力も得ながら、高い評価の得られる特産品化に向け、加工業者と農業者が連携した取り組みを支援しているところであります。

さらに、本町における農産物の流通につきましては、町で生産される農産物の多くがJAによる系統出荷である一方、生産者と流通業者、あるいは、生産者から消費者への直接販売も行われている中、浦島小学校交流事業やふるさと応援寄附金の返礼品としての位置づけなど、町の農産物を全国に広く紹介し、販売に繋げているところであり、今後とも多種多様な情報発信により販路の拡大に努めてまいりたいと考えております。

質問事項2の交流人口の拡大と観光振興について、1点目の菜の花まつりに関するご質問ですが、まず、菜の花畑につきましては、イベント会場に隣接する約1.2haの水田に菜の花を作付けし、菜の花娘の写真撮影などの会場として、町内外の多くの方々から楽しんでいただいていたところであり、

ご承知のように菜の花は、連作障害を受けやすく、これまでも、土壌改良や排水対策、ひ

まわりなどの輪作の実施、また、県の農業技術担当者の指導も受けながら、連作障害の解消に取り組んでまいりましたが、良い結果が見いだせていない状況であります。

このようなことから、これからも土壌改良等に取り組むほか、水稻以外のイネ科植物やキク科植物などとの輪作を行い、連作障害の解消に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

また、イベントにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に万全を期して、できる限り開催し、交流人口の拡大と賑わいの創出、さらに、地域経済の活性化に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の菜の花をシンボルとした観光振興に関するご質問であります。まず、菜の花まつりにおきましては、菜の花畑での写真撮影会など、菜の花を前面に出したイベントになるよう努めているところであります。

さらに、「菜の花むすめ」の方々からは、菜の花まつりでの写真撮影会のほか、望郷みかわ会総会への出席、テオトルの紹介ビデオへの出演、庄内空港やJRのイベント、あつたか冬まつりへの協力など幅広く活動していただき、そのPRに努めているところであります。

また、町の野菜や魚の制定についてのご質問であります。現在制定されている町の木、及び町の花に加え、行政サービスをより身近に感じていただくため、新たなキャラクターとして「みかわん」を利用いただいているところであり、現時点では、新規の制定は考えていないところであります。

質問事項3の健康診断の会場に関するご質問であります。本町におきましては、町民自らが自身の健康状態を把握し、疾病予防や生活改善に繋げることができるよう各種健診等の受診機会を確保してきたところであります。また、受診については、住民の方々の利便性に配慮し、各町内会の公民館等を借用しての健診も行い、受診率の向上に努めてきたところであります。

今回、これまで健診会場として借用しておりました上町公民館につきまして、今年度は社会福祉センターで実施したところでありますが、住民の要望を踏まえて、再度上町公民館で健診が実施できるよう庄内地区健康管理センター及び上町町内会と協議してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） それでは再質問させていただきます。質問に関しましては上から1点ずつ質問させていただきますのでよろしくお願いします。まず初めに三川町こだわりの農産物のブランドの推進についてから質問させていただきますけれども、三川町の基幹作物である稲作では、コロナ禍の外出産業の消費低迷や豊作基調などにより米価の下落に拍車をかけ、規模が大きい農家ほど打撃を受け、大変厳しい経営状況に陥っていると報告を受けております。米の販売側である農協に聞いても大変厳しいとの一点張りで打開策を生み出していない状況に陥っており、より一層主食用米からの転換を余儀なくされている状況にあり、園芸作物では品質の低迷や収量の確保が難しく、市場からもクレームが出ているとの話を聞

いております。三川町ではより一層の差別化を図り、こだわりのあるお米を代表とする農産物の推進に取り組む必要があると感じます。

お米に関しては確かに販売面でたがわ農協の販売努力が必要不可欠であります。農協に確認している中で現在72種類のこだわりの米などの差別化を集約していく考えがあることを確認しました。確かに特別栽培米など三川町だけでも品種により無農薬栽培、堆肥を入れる特別栽培タイプ2、堆肥を入れない減化学肥料・減農薬タイプ1、対馬型減農薬など様々な特徴を生かしたお米を販売している現状にあり、またそういったこだわり米を主に生協団体へ出荷が契約なされており、販売面でも慣行栽培より販売対価が上がっている現状にあります。特に今年に関してはしっかりと土作りをした圃場が収量的にも獲れ、今後異常気象などの影響を受けにくいものなど利点ばかりではなく、販売面でも有利になることが明白になっております。

三川町としてタイプ2、堆肥を投入したこだわりのお米の推進に力を入れてはいかがでしょうか。生産者は10aの圃場に800kgの堆肥を散布し、町では堆肥助成を10a当たり200円の補助を出しておりますが、700円までの助成率を上げていただくと生産者もかなりそういった栽培が増えると感じております。庄内町では1t900円の補助を出している中、生産者もかなり増え有利に販売を行っていると聞いております。また園芸作物に関しましても野菜など園芸作物に関して低迷が続き、それに灯油などの高騰によりいつもなら1日ストーブをつけている中、半日でストーブを止めてしまうなど、なかなかそういった経費面を考えてしまい収量や品質の低下に繋がっていると聞いております。

今後農業は米プラス園芸作物の複合経営を主とせざるを得ない状況にあり、転換期に来ていると思われませんが、三川町ならこれといった戦略を持つべきではないかと考えております。再度見解を伺います。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それではただいまのご質問の中で堆肥の助成金額の増というご質問がございました。現在堆肥につきましては10a当たり200円ということで助成を行っておるというところがございます。こちらの助成につきましては、令和3年度からでございますけれども、新農業所得構造改革推進事業と、この中で土づくり支援事業補助金といたしまして、実施しておるというところがございます。

もともとこの金額200円につきましては、堆肥組合の方からの情報によりまして、組合員に提供します配達料込みの堆肥の価格につきまして、供給価格でございますけれども、こちらが配達料込みですと1t当たり4,730円であるということでございます。本町につきましては堆肥の助成につきましては環境保全型農業直接支払交付金につきまして、こちらが本町の場合概ね10a当たりの牛ふんでの施用ということで、こちらの対象価格が4,400円になっておるというところがございます。以上を持ちまして差額としての200円程度の助成ということでこれまでも実施してきたところでございます。よって現時点ではこの200円の金額について妥当であるということで考えているところでございます。

続きまして、複合経営の中での園芸等の三川町の特色のある戦略というご質問でございま

した。これまでも本町におきましては複合経営による農家経営の安定化ということについて推進をしておるところでございます。これまでもいわゆる需給調整における作付けといたしましては、ご質問でありましたけれども、大豆、ネギ、菜種等がございます。こちらのところにつきまして、各農家の労働力等の条件がございますので、その経営状況に合った作物について選択をしていただいて、より経営が安定するような形で選択をしていただくということも重要かと思えます。その中で系統出荷先であるJAとも協議をしながらより三川町らしいものということで作物の選択も可能かと思えますけれども、現時点では作物を特定することではなく各農家の実践の上に、より経営の安定化を目指せる作物ということで支援をしてみたいということ考えているところでございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 再質問させていただきますけれども、堆肥、水稻の方から入らせていただきますけれども、1t当たり4,730円、配達込みといった金額の中で差額分を補助していると、堆肥の助成に関しては堆肥組合からそういった数字をいただいたという話の中で、実は私も10年近くこの三川町堆肥組合の代表をさせていただいております。その中でなかなか利用者が増えない中で、10年間のうちに2回ほど料金を上げさせていただきました。つい最近上げたのが2年前だと頭の中に入っておりますけれども、たぶんこの金額に関しましては当初の金額からまた上がっている金額で、現在料金も上がっている中で、米価の下落でやはり生産者としましては、一番は経費の部分を削減していくのがセオリーかと思っておりますけれども、どうしても目に見えるのが堆肥の利用が著しく減っている数字も私も掴んでおります。

その中で堆肥組合に関しましては組合員による組織ではございますが、大変厳しい経営状況に至っているといったような話も聞いております。さらなる賃上げをしないと、どうしてもそういった経費の部分が、経営自体が持続できないといったような話も聞いております。そういった部分に関しましては、当然農協の施設でもありますけれども、三川町に関しましては庄内たがわ農協ではありながら組合員の設立した施設でございますので、この施設が運営できなくなると大変厳しい状況に陥るのも目に見えております。そういった部分で町からの支援をしっかりといただきながら、安定した生産、またおいしいお米づくりができる経営を期待したいものと思っておりますので、そういった数字に関しまして見直しの時期に来ているかと思われまますので、再度検討を願いたいと思っております。

また農産物、三川町の野菜に関しまして、これに関しましては私個人的な考えではございますが、庄内たがわ農協の理事を経験したときに庄内たがわ農協の問題は一体何なのかと考えたときに一番見えてきたものが合併農協であり、地域特有の農産物が様々、当然山間部もありますし、三川町のように平地もございます。その中で一緒くたに農産物を農協として推進していくのはいかがなものか。まずある例を言わせていただきますと、ワイン用のブドウを農協の方で推進いたしました。ところが平地によりますと水気の多い平地ではそんなブドウは栽培できないといったような現状がございました。一つとってもそういった、同じ農協でありながら事情、地域によって作物が異なるような状況でございます。

特に三川町ではしいたけ、ネギ、ミニトマト、パプリカ、特にパプリカに関しましては高齢者を中心に収穫も安定しており、遊佐町の方では日本一のパプリカといったようなネーミングで地域の特有の農産物として認めているわけですが、やはり三川町としましても確かに振興作物としましてはいろいろな、今言ったような作物もございますが、やはりこれといった農産物を固定しながら、今後安定した野菜が三川町ブランドを築くのがやはり一番の先決だと考えております。

いろいろな考え方はございますが、確かに個人に任せ、個人の魅力そして個人の持ち味を出しながらそういった体制を整えるといった考え方もございますが、私は敢えて町ではこれを推進する、例えばしいたけに関しましては天神堂にあります庄内きのご培養センターに関しましても、組合方式で成り立っている組織でございます。せっかくこういった会社が近くにありながら、しいたけに関しましても実は生産者が減っている現状にあります、まだ三川町では8名ほど生産者が残っている現状でございます。

しっかりそういった利便性を生かしながら、繋げる農産物を柱に、そしてネギに関しましても三川町にある先程の天神堂にある出荷場に関しましてはネギの一元出荷おたすけコースといった部分で、出荷したものの皮むきはそこの施設で行うなど、しいたけに関してもおたすけコースといったもので、三川町のそういった施設を利用している部分がございますので、ぜひそういった一つの例ではございましたが、三川町では利便性を考えて、富んでいるものがございますので、指導体制また特に冬場の時期にどうしても出荷物がないといった話も聞いております。そういった誘導も考えながらぜひ町としても検討願いたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。再度質問させていただきます。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それではまず肥料の助成の金額についてのご質問でございました。先程お話をいたしましたとおり、現時点での堆肥の利用の金額というのが配達料込みでございますが、4,700円ほどであると。そして国からの助成金が4,400円ということがございますので、本町で200円を設定しておるというところが、これ以上の金額といたしますと必要な価格を超えてしまうということもございます。その場合はいわゆる助成という対象ではなくて、本来であれば必要経費内での助成というものが本来的な姿であろうというように考えますので、現時点では200円程度が妥当であろうというところで考えているところでございます。

続きまして、特産品等の開発ということでございました。先程お話いたしましたとおり各農家の現状に合わせてということは、当然各農家の労働力等の問題もございますので、その中で当然選んでその各農家に合った形の作物を選択していただくというところが大前提でございますが、いわゆるブランド化につきましては当然販売先の確保がなされないと、いくらブランド化ということで推進しても最終的な農家経営にプラスにならないというところでございます。その意味で、先程JAの話がございましたが、JAとも相談しながら、販売戦略を立てた中で本町としてより特色のあるブランド化というものも今後検討してまいりたいということで考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） ぜひ生産者の声を聞きながらそういった行政体制のあり方についてもぜひ考えてもらいたいと思いますし、助成金に関しましては妥当といった数字もございますが、他市町村の数字を見ますと700円が一番適している数字に感じましたので、再度検討をお願いしたいと思います。

続きまして2番目の質問に移らせていただきます。三川町のブランドに関しまして、三川町では毎年数人の新規就農者が増えておりますが、今後の三川町の農業を引っ張っていく頼もしい存在であると認識しております。現在のカリキュラムの中では新しい農産物に取り組む必要があると聞いております。この事業に関しましては農林水産省の事業と認識しておりますが、プラス三川町独自として新しい取り組みなどを盛り入れてはいかがでしょうか。地域固有の農産物に視点を置くとか、町側から作物の誘導なども考えてはいかがでしょうか。

私が8年間参加している産直出前便の話をさせていただきますと、コロナ禍で2年近くも販売することができませんでしたが、神奈川県藤沢市に年2回、茨城県つくば市に年1回の販売として各3日から1週間ぐらいの間隔で販売に行っております。数えるところ、第30回の継続を迎えることができました。当初、三川町の事業として取り組んで、望郷みかわ会からも協力体制を得ながら継続してまいりましたが、現在の体制は変わりましたが継続して取り組んでいるところでございます。おかげさまで商売のいろははもとより商品の充実性、品物のこだわり、生鮮食品プラス加工食品なども手掛けるようになりました。これもひとえに三川町の充実した補助体制があったものと深く感謝申し上げますところでございます。販売を通じて見えてきたものの一つとしまして、自らの生産したものを販売する喜び、生産者の声を生で聞き、品物に対する揺るぎない向上心、所得の増大、生産意欲に直結する知恵と工夫など、また特に周りの生産者のレベルの高さにおおいに圧倒され、刺激を受ける場所でございます。ぜひそういった学習の場に、特に新規就農者など参加していただき、向上心を高めてもらいたいと考えております。

先日その藤沢市から農産物の現状確認と交流するために消費者がお越しくださいました。その中で我々には気づいていない点が1点あり、お話させていただきますと、田んぼで落ち穂拾いをしている白鳥を見て、まさに動物園のようだ。我々農家からしますといつも見ている光景であり、あまり感動もしないのですが、都会から来た人たちは白鳥が田んぼにいること自体が驚きといったような声を1時間ぐらい田んぼでだまって白鳥を見ていてとても感動して帰っていきました。その中でぜひ三川町にこれほど白鳥がいるのだから、お米も美味しいに違いないし、また白鳥米、スワン米などネーミングを付けながら新しい販売ルートを考えてはいかがなものかと、その消費者に関しましては、三川町の農産物にこだわって自分を買っているといったような話を聞いておりますし、三川町から新しいそういったものができれば、ぜひ全国に宣伝していきたいといったような話も言っていただきました。

なかなか難しい部分もございますが、特に近年では野鳥に関しましても大きな問題がここ数年話も聞いております。簡単ではないと思いますけれども、しかしながらこれほどの庄内の地域で、実は三川町だけではないですけれども、白鳥が飛来しております。でもやった者

勝ちではないでしょうか、善寶寺にある人面魚、まさしくどこにでもいる鯉が人面魚、そういった部分でPRができたのは一つの知恵と工夫だと私は思っております。どこから、ひょっこりひょうたんといったような言葉もございますので、ぜひその辺も考えながら検討していただければと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまのご質問の中でまず新規就農者の方に対する指導ということでございました。現在本町で進めております新規就農の方の助成事業、こちらの中では新たに新規作物に取り組んでくださいというような項目がございます。この中である程度町の誘導はいかがかということでございましたが、新規就農者の方の自由な発想で取り組んでいただくものというように認識しておりますので、特段町の方での誘導ということは想定しておらないというところでございます。

続きまして、スワン米等の新規のネーミングを付けた新しい取り組みというご質問でございました。ご質問ございましたとおり、地元と言いますか三川町の中にいますとなかなか当たり前と思っていることが、外部の方から見て新しい発想、新しい視点でご指摘をいただくということは大変ありがたいことだというように考えているところでございます。このような中で、新たなネーミングによる差別化ということも今後の販売戦略上は大変有効なものというように認識をしているところでございますが、白鳥米・スワン米につきましては渡り鳥としての特性もあって、近年の渡り鳥に対する視点、あるいはご質問にありましたが地域指定でありますとかあるいは特別な米としての栽培方法の指定等の問題がございますので、こちらにつきましても関係機関からの意見をいただきながら慎重に対応してまいりたいということで考えるところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 新しい試みに向かうには大変勇気も必要かと思えます。短時間で勝負をしてくださいと言ったわけではございません。時間をかけながらぜひそういった考えも取り入れてもらえばと思えますので、よろしく願いいたします。

続きまして3番目の菜の花まつりの実施について伺います。三川町の花、菜の花については多くの皆さんに定着してきたところでございますが、先程言ったとおり、天気や圃場により左右され、近年なかなか咲き揃わないのが現状であり、関係者はもとより多くの町民が残念に思うところでございます。多くの予算を費やしているのも事実であり、そういった部分に限りのある中、今の圃場に関して私は考える時期にきているのではないかと思います。先程の答弁でも土壌を改良しながら、連作障害を避けながら向かっていくといったような考え方はございましたけれども、やはり予算は予算の中でしっかりクリアしていかなければならないと私は思っております。

しかしその場所にこだわるのであれば、あえてこういった考え方を述べさせていただきまされども、私も観光協会の役員として10年以上携わってきた中で特に成長しない年は河川敷から苗を引き抜き自ら定植したときもございました。今になれば苦しいながらも大変楽しい思い出の一つと蘇っております。管理者に関してもここ数年で数人変わったように記憶

をしておりますが、私が思うにここ4、5年前までは咲き揃った記憶がございます。

原因の一つとしましては、私は一番大きい問題としまして、菜の花を播く、播種時期に関係があると思うのですがいかがでしょうか。特にこの状況を見ますと、生産者の方がいれば大変失礼な言い方になるかもしれませんが、やはり生産者は生産者で、かなり苦労しながら作っていると私も感じておりますし、ではそこに私が、「ではあなたが作ったら」と言われた場合、果たして私が100%咲かせる自信もないのにこういった意見をいうのはいかがなものかとは思いますが、ここ4、5年前のデータを少し引き抜いてみますと、栽培のマニュアルが発見されました。文章化されていたものの中に播種時期に関しましては稲刈り前に、土の当然乾いているときに、いかに土を細くして播種をするかということが一番必要だと言っている内容が書かれておりました。

その中でもここ近年を見ますと、大豆の後の圃場で播種をしている傾向がございます。そうすると当然田んぼでさえ10月の中旬頃に稲刈りが終わって、それから大豆の刈り取りが終わるのが11月に近くなっております。そういった時期に菜種の種を播くといったのはやはり我々生産者の現場から見ますと土が乾かないのは当たり前のお話でありますし、時期的にその時期では不可能だと私は感じております。

そういった部分でやはり播種時期に関しましては、大豆の後ではなく菜の花単作で持っていき、遅くとも9月の上旬には当然皆さん稲刈りがございますので、その前にしっかり播種の定着をさせておくと、またその時期に関しましては草等の被害もございますので、しっかり除草剤対応も整えるといったような工夫をしていただければ、私は咲くのではないかと感じております。確かにここ4、5年天気に左右され連作障害といったような話もございますけれども、何とか町民の願いを叶えて綺麗な菜の花畑に持っていければと私は考えております。決して生産者が悪いといったような考えではございませんけれども、例えば考えの中で今言ったとおり播種時期をしっかりと見据えた指導体制も私は必要かと思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。答弁願います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまのご質問の前に、先程のご質問の中で答弁漏れがございましたので、追加で答弁させていただきます。先程のご質問の中でいわゆる新規就農者の方の研修等についての助成という部分もご質問ございました。本町におきましては以前からがんばる農家支援事業等でいわゆる販売等の研修についての旅費の支給ということで助成を行ってきた結果がございます。実は令和2年度につきましても新規就農者に対する研修視察の費用ということで、当初予算計上しておったところでございますが、新型コロナウイルス感染症の蔓延ということがございまして、令和3年度には予算の効率的な執行ということございまして、当初予算には計上しておらなかったというところでございます。

ただご質問がありましたとおりに、現地の視察等は生産者の意欲、あるいは技術向上に大変有効なものであるということで考えておりますので、令和4年度につきましても新型コロナウイルスの状況を鑑みながらということになるかと思っておりますが、いずれかの時点では研修視察についての助成も復活させてまいりたいということで考えているところでございます。

続きまして、菜の花の生産の技術的あるいは播種の時期についてのご指摘を頂戴いたしました。ご質問いただきましたとおり、近年なかなか菜の花まつりの開催時期に丁度良くと言いますか、菜の花が咲き揃わないという状況が続いておるところでございます。町長答弁でも申し上げましたとおり連作障害等、つまりその農地の状況について、なかなか育成が上手く続かないという状況もございます。その中で例えばいわゆるヒマワリであるとか、大豆でない作物についても過去には栽培をしまいったというところがございます。

今お話がありましたとおり、その時期的なもの、あるいは大豆でない作物の植え付けということでご指摘がございましたので、こちらにつきましては今後状況を見ながら対応をしてみたいと。当課といたしましても当然菜の花まつりの時期に菜の花が咲くようにということで考えておるところでございますが、ご質問の冒頭にごございましたとおりに会場地の分散というのも一つの手法としては考えられるのかなということでは想定をしておるところでございます。ただ現時点では特に具体的な案があるわけではございませんが、連作障害等で菜の花の育成が難しいとなれば、あその場所にこだわることなく広く町民の方から菜の花を楽しんでいただくというような状況を創出することも必要であろうかということで考えているところがございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 1 番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） ぜひ前向きに検討願いたいと思いますし、やはり私はまだまだ未熟者の農業者の一人でございますが、ベテランの農業者の方がたくさんいる町でございますので、そういった皆さんからのアドバイスを受けながら、一つの花をみんなで咲かせましょう、そしてきれいな町、菜の花の町にふさわしい町にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして菜の花をシンボルとした町、行政運営について質問させていただきましたけれども、三川町の振興に大いに役立っている町の花、菜の花ですが、菜花の需要は地元の青果市場を中心に人気があると聞いておりますし、また菜種油を絞る菜種に関しましては生産者の高齢化に伴い、課題も多く残念ながら生産者も増えていないと聞いておりますが、私としてはやはり町のシンボルとしての菜の花がこのまま衰退していくことがとても残念でなりません。

特に菜種に関しましては糸蔵楽などで油を絞る作業などもなくなるわけで、その辺に問題はないのか、また生産者の話を聞くと今まで以上に販路拡大に力を入れていくといった話も聞いております。結論をもう少し先延ばしできないものかと私は思いますけれども、いかがなものでしょうか。

同時に町のシンボルが増えていけばいろいろなアイデアが生まれ、販売戦略に繋がると思うのですが各分野で先駆けている人もいると思われまます。三川町のイメージは田んぼ、方言、菜の花が多く先日の三川中学校の懇談会では三川町に多くの人が集まるよう田んぼアートはいかがなものか、方言を用いた交流や河川敷公園での電飾の飾り付けなどの意見が多く出されました。本町は観光資源が乏しいことから、かつておくりびとの撮影会場だったアトク先生の館も観光資源になり得ることはできると私は思っております。

皆さんご存知かとは思われますけれども、中国では現在おくりびとの映画がものすごい勢いで人気になっていることはご存知でしょうか。新型コロナウイルスが落ち着いたら撮影現場に見学に行きたいといった声も多く出ていると話を聞いております。三川町にも私は大勢の観光客が来ると想定しています。ぜひあらゆる面から三川町の魅力を再発見し、三川町のPRキャラクターのみかわんに続く三川の野菜、鳥、魚などPRキャラクターに位置づけてはいかがでしょうか。

先程町長答弁では、PRキャラクター・みかわん以外は今のところ考えていないといった発言もございましたけれども、私はやはり特に三川町の野菜といった部分から位置づければそういったキャラクターもできると思いますし、まだまだ未知数な部分が多くあると思います。そういった部分でぜひ三川町に集まる魅力づくりの一つとして考えてはいけないでしょうか。私もふるさと納税が三川にはたくさん、こういった三川町の農産物がほしいといったふるさと納税に関しましては大変有意義なものだと感じておりますし、その中にやはり高額の方、三川町だけではなく庄内全体を通してそういった利用をしている人に関して一方通行ではなく、ぜひ三川町に来てもらうような工夫も私はそういった繋がり、三川町から発信していくような、そして逆に三川町に来てもらう、そういった体制も必要かと思われま

す。当然三川町には赤川を中心に、スポーツ、運動ができる、水面でできる、そういったものもございますし、まだまだ可能なものが多くあると思われま

す。私は利用したことがないのですけれども、ぜひそういったものに来ていただきながら三川町の魅力を堪能していただけるよう、そうしたことによってまた三川町のふるさと納税に対する寄附が集まると思いますし、結びつきをしっかりと継続できればと考えておりますけれども、その辺に関しまして再度見解を伺いたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 菜の花をシンボルとした町政運営についてのご質問でございました。先程もご質問にございましたとおり本町におきましては菜の花をメインといたしまして、5月の菜の花まつりにおいて様々なイベントを実施しておると。そして、菜の花むすめの方にもご協力いただきまして、広く菜の花を町の花としてのPRを進めておるといところでございます。このPRと別にキラリボシという作物で本町はいわゆる生産面の方からの菜の花についての振興を図っていかうというところで取り組んできたところでございます。

この中でキラリボシ助成につきましては生産者の方ともいろいろ協議をしながら当初生産者の方に対する助成金が3万円でしたが、助成の過程等内容を見直して令和2年度から10a当たり3万5,000円の助成単価に変更をしてその振興を図ったというところでございました。ただし残念ながら作付けをする方が増加しないということで、今年度に作業の受託をされている団体の解散をするというような状況もございまして、キラリボシの菜種の部分については少し今後の助成の方向について検討を要するということで現在検討に入っているところでございます。

ただご質問ありましておと、菜花につきましては市場からの評価が高く、今後とも支援

をしていきたいということで考えているところでございますが、こちらにつきましては市場からの要望はあるのですが逆に労働力の関係がございまして、なかなか作付けの面積が増えないということがございます。この辺につきましても生産者の方と協議を進めながらこの対応をしてまいりたいということで考えているところでございます。

続きまして、観光振興についてのご質問でございました。ご質問にございましたとおり、本町においてはいわゆる自然あるいは構造物としての観光資源というものが豊富でないという現状でございます。その中でおくりびとの会場として一時大変話題になりましたアトク先生の館につきまして観光資源としての有効利用ということにつきましては、中国の方が今後ご利用になるかどうかということは別としても一つの観光資源として捉えることは可能であろうと考えております。ただ現時点では文化施設ということがございますので、あまり観光施設に特化した形ということではなくて、文化施設としての側面を残しながら広く町民の方からご利用いただくということもしていただきながらPRをしていければということで考えておるところでございます。

またキャラクターにつきましてですけれども、こちらにつきましても町長答弁にございましたが、現時点では町の木であるけやき、町の花である菜の花、そして新たなキャラクターとしてみかわんということで現在進めておるところでございます。こちらも様々なシンボル、あるいは町の木、町の花についてまず多くの方から認知をしていただくとともに、先程話でございましたおりに様々な形で販売等に結びつける形で紹介をしてあるいはご利用いただくということで、PRをしてまいりたいということで考えております。ということもございまして、現時点では野菜あるいは魚などについて新たに制定をして進めるということは想定をしておらないというところでございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 1 番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 時間も限られている中で聞きたいことはたくさんあるんですけども、菜種に関しましてなかなか問題があるというのは私も正直分かっております。ただし生産者意欲といった部分では人数は減っても面積は増えているといったような話は聞いておりますし、本人はまだまだ続けていきたいんだといったような話も聞いております。ぜひ私は結果というものは確かにどこかの段階では出さなければならないといった部分も必要かと思っておりますけれども、長年こういった魅力のために頑張ってきてくれた生産者の方の心意気といったものを感じてもらいたいと思っておりますし、生産者側がしっかりと納得できるような解決策を出して貰えればと思っております。やはり私も農産物を長年作っておりますと、何十年経っても完璧といったものがまだまだ微力なために作ることができません。一つのものに一生涯かけてやはりこういったものが蓄積され、そういった技術が繋がっていくと私は思っております。

先程おくりびとの話をさせていただきましたけれども、まさか今中国でおくりびとが莫大な人気になるなんて誰も想定していなかったと私は思っております。酒田市の建物に関してはもう取り壊して新しくなったという話も聞いておりますし、どこでどう火がつくか、先程の菜種に関しましてもそうですし、今生産者が減っていてもやはりそういった努力があれば

まだまだ私は火がつく可能性があると思います。

特に菜種に関しましては先程も言ったとおり糸蔵楽での業務もお願いしているといった話も聞いております。当然販売努力をしっかりと生産者側から頑張ってもらうのは当然でございます。それは作物のいろはだと思っておりますし、その辺に関しましては生産者側もしっかりと努力をしてもらいながら継続できればと考えております。先程から何度も言いますけれども私はもう少し先延ばしできればと、せめてもう数年、1年、延ばしていただければとそうのように感じておりますけれども、これに関しましてはお願いになるとは思いますのでぜひ前向きな検討をお願いしたいと思っております。

PRキャラクターも含め、まだまだ私のアイデアは思いつき、ひらめきでしか動いていないような、自分なりに自分の分析をしますと、まだまだ浅はかだ感じておる部分がございますが、やはり世の中の流れというのはいつでも動いておりますし、先程言ったとおりコロナ禍の流れがどのようになっていくのか、まだ見えていない部分、誰も見えていない部分があると思います。しかしながら、そういった暗い状態が続くのではなく、その中でもしっかり前向きな体制を整えていくのが三川町であり、三川町の役割だと私は感じております。その辺をしっかりと私も頑張りますけれども、行政の方でもしっかりそういった考えを持っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、健康診断の会場について最後に質問させていただきますけれども、大変ありがたいことだと私は考えております。実は私の一般質問の中には必ず1点地域の皆さまから意見を出されたことを出せるように心がけております。と言いますのもやはり私たち議員の役割というのは自分の意見もそうですけれども、地域の皆さまの声をしっかりと代弁するのが仕事と思っておりますので、実は今日も多くの皆さまにこういった質問をするといった内容で報告をしたのですけれども、たまたま今日は団体の皆さんの集まりと重なってしまいまして、来られなくて大変残念だという話も聞いております。そういった部分はありますけれども、先程町長の答弁で前向きに検討してくださるという話で、誰よりもほっとしているのが私ではなく地域の皆さんだと思っております。地域の皆さんを代弁して本当に感謝を述べたいと思っております。ありがとうございます。

まだまだ私も地域の議員ではありますけれども、地元の声、そして三川町全体の声を聞きながらこういった一般質問にも今後とも含めていきたいと思っておりますし、当然まだまだ1年生の駆け出しではございますので、失敗も多く本当に少し悩んでいる時期もありますけれども、私はやはりチャレンジ精神を忘れることなく一般質問には前向きに向かっていきたいと思っておりますので、今後ともそういった部分にご迷惑おかけしますけれども、よろしく願い申し上げますして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で1番 小野寺正樹議員の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午前10時30分)

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午前10時50分)

○議長（佐藤栄市議員） 次に7番 鈴木重行議員、登壇願います。7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員）

- |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 農業振興策について</p>          | <p>1. コロナ禍の影響により3年産米の概算金が大幅に下落したことや、原油価格の高騰による暖房経費の増大、肥料や被覆資材の値上がりが続いており農業経営がひっ迫している。本町農業への影響と支援策について、また、次年度以降の農地参考賃借料の算定について所見を伺う。</p> <p>2. 本町における新規就農者数と認定農業者数の推移について伺う。</p> <p>3. 周辺自治体では独自に農業経営者育成学校を設け、担い手支援を行っているが、本町における新規就農者の育成支援策について伺う。</p> <p>4. 本町農業を持続可能なものとするため、経営の安定化が重要と考える。異常気象や価格変動に対処する収入保険制度への加入促進を図るべきと考えるが所見を伺う。</p> |
| <p>2. 消防団について</p>            | <p>1. 消防団員の定員数の算出根拠および充足率、町の団員確保の取り組みについて伺う。</p> <p>2. 本年4月消防庁より「消防団員の待遇改善策」が自治体に通知された。その内容と目的、町の対応について伺う。</p> <p>3. 訓練や活動による負担の大きさが問題となっている。活動の負担軽減について町の考えを伺う。</p>                                                                                                                                                                        |
| <p>3. 第2期子ども・子育て支援計画について</p> | <p>1. 学童保育所への利用希望者が増加していると聞く。来年度希望申し込み数と今後の対応について伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

令和3年第6回三川町議会定例会において通告に従い質問いたします。

農業振興策について。

コロナ禍の影響により令和3年産米の概算金が大幅に下落したことや、原油価格の高騰による暖房経費の増大、肥料や被覆資材の値上がりが続いており農業経営がひっ迫しています。本町農業への影響と支援策について、また、次年度以降の農地参考賃借料の算定について所見を伺います。

本町における新規就農者数と認定農業者数の推移について伺います。

周辺自治体では独自に農業経営者育成学校を設け、担い手支援を行っていますが、本町における新規就農者の育成支援策について伺います。

本町農業を持続可能なものとするため、経営の安定化が重要と考えます。異常気象や価格変動に対処する収入保険制度への加入促進を図るべきと考えますが所見を伺います。

消防団について。

消防団員の定員数の算出根拠および充足率、町の団員確保の取り組みについて伺います。

本年4月消防庁より「消防団員の待遇改善策」が自治体に通知されました。その内容と目的、町の対応について伺います。

訓練や活動による負担の大きさが問題となっています。活動の負担軽減について町の考えを伺います。

第2期子ども・子育て支援計画について。

学童保育所への利用希望者が増加していると聞きます。来年度の希望申し込み数と今後の対応について伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員にご答弁申し上げます。なお、質問事項1の1点目の農地参考賃借料の算定に関するご質問につきましては、農業委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の農業振興策について、1点目の概算金の下落と経費の増大による農業経営への影響と支援策に関するご質問であります。本町の農業は米づくりを中心に、園芸作物等を組み合わせた営農形態が主体となっております。今回の概算金の下落と経費の増大は農業所得の低減に繋がり、農家の生産意欲の減退とともに、農家経済のみならず地域経済への影響も危惧されるところであります。

このようなことから、今年度は、概算金の減額の影響を受ける農家に対し、無利子で融資する「米価下落対策緊急資金利子補給金事業」や、主食用米の種子購入費用を支援する「米価下落対策緊急支援事業」を実施することとしております。さらに、国の直接支払交付金の年内支払いや、庄内たがわ農協における米価下落対策緊急短期資金など、その活用を促してまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の本町の新規就農者数と認定農業者数の推移に関するご質問であります。新規就農者につきましては、平成30年度が4名、令和元年度が1名、令和2年度が2名であります。また、認定農業者については、平成30年度が214名、令和2年度が200名で14名の減少となっております。

次に、3点目の新規就農者の育成支援策に関するご質問であります。現在、新規に就農する際のリスク軽減を目的にした「農業次世代人材投資資金」での支援を行っており、6名の新規就農者が対象となっております。

また、山形大学農学部、県農業技術普及課などがそれぞれ主催する、地域定住農業者育成コンソーシアム、庄内地域農業経営実践講座などの各種研修会とともに、「リーディングファーマーズ銀行事業」、「新農業所得構造改革推進事業」など、町独自の支援事業も加え、

総合的に新規就農者の支援や担い手の育成を図ってまいりたいと考えております。

次に、4点目の収入保険制度への加入促進に関するご質問であります。2020年農業センサスによると、本町において対象となる青色申告者は237名であり、このうち、収入保険加入者は35名と、14.8%の加入率になっております。

この収入保険制度は、ほとんどの農作物や簡易な加工品も対象になるなど、対象品目が多く、さらに、自然災害や鳥獣被害、倉庫の浸水による収穫物の損害、作物の盗難など、補填範囲が広いというメリットがある反面、青色申告を行うことや、収入に対する補填であるため、経費である肥料代や燃料費の高騰などは対象とならないという制度であります。

農家の方々からは、その経営状況に照らし、収入保険のメリット、デメリットを十分に検討し、判断をしていただきたいと考えておりますが、町といたしましては、産業振興課窓口にはパンフレットを配置するなど、様々な機会を捉え、収入保険制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

質問事項2の消防団について、1点目の消防団員の定数等に関するご質問であります。現在の本町の消防団員の定数は300人となっており、その算出根拠となる内訳については、町内3地区の27町内会を基本とした班ごとの定員を定め、さらに本部機能を担う幹部団員等の定員を加えたものとなっているところであります。

また、本年4月1日時点における消防団員数は270人で、定数に対する充足率としては、90%となっている状況であります。これは、退団者数に対し、入団者数の減少が大きな要因となっており、少子化の進展により、若年層そのものが減少していることに加え、就業形態の変化により、被雇用者の割合が増えてきていることが影響しているものと認識しているところであります。

そのため、本町では、地域の繋がりの中での消防団による加入促進に加え、雇用者の理解なくしては入団が難しいことから、雇用者への消防団活動に対する協力を依頼するなど、新入団員の確保に努めているところであります。

次に、2点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので、一括してご答弁申し上げます。

本年4月に消防庁より、「消防団員の処遇等に関する検討会」の中間報告書が、その後、8月には同検討会の最終報告書が公表されたところであります。

この内容は、全国的な課題となっている消防団員の確保に向けた取り組みについて取りまとめたものであり、主に「報酬等の処遇改善策」と「幅広い団員確保策」を検討した内容となっているものであります。

特に、団員の確保にあたっては、報告書にもあるとおり、消防団に対する社会的理解はもとより、平時の消防団活動における団員の負担軽減を図る必要があると考えております。

このようなことから、本町におきましては、町消防団、さらには、周辺市町とも情報共有しながら、来年度以降の消防団事業のあり方について、現在、検討を進めているところであり、地域防災力の中核を担う消防団が将来にわたって継承されるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

質問事項3の第2期子ども・子育て支援計画における学童保育所に関するご質問であります。来年度の入所希望者数は、124名となっており、今年度より9名多く、年々増加している状況にあります。

現在の学童保育所につきましては、135名までの受け入れが可能となっており、令和2年3月策定の支援計画においても、登録者を135名、利用者を100名と見込んでいるところでありますが、核家族や祖父母の就労の増加などにより、学童保育所の需要は益々高まっていくものと認識しているところであります。

今後とも、学童保育所の運営主体である庄内アソビプロジェクトとともに、家庭環境等の状況の把握に努め、利用者数に応じた指導員の確保と併せ、施設の利用方法の見直しなど、対応策を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 庄司農業委員会会長。

○説明員（庄司正廣農業委員会会長） 鈴木重行議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の農地参考賃借料の算定に関するご質問であります。本町の賃借料につきましては、平成27年度から平成30年度までが10a当たり1万4,000円、令和元年度から現在までが1万3,000円となっております。

その算定に当たりましては、米の相対取引価格のほか、関係機関・団体や農地の貸手、借手からのデータ収集等を行い、さらに近隣市町の状況も参考にしながら、来年2月を目途に算定することとしております。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 新型コロナウイルスの影響の長期化、またそれに伴いまして社会環境また家庭環境の変化に伴い、様々な不安を抱えたまま年末を迎えようとする方々がいらっしやいます。その声を町に伝えるべく質問いたしますが、町の方針を明確に示していただきまして、誰もが安心して暮らせる町、みんなが住みよい町の実現に努めていただければと思うところであります。

初めに、学童保育所について質問いたします。来年度の学童保育への利用の申し込みはしたものの、受け入れてもらえるのか不安に感じている保護者の方が大勢いると伺っております。結果の発表は来年の1月と予定されているようでありますけれども、断られた場合、どうすればいいのか特に来年度から小学校に入学する児童の保護者が頭を悩ませていると伺っております。第2期子ども子育て支援事業計画では5ヵ年の計画で、100名の利用者を見込んでおるといような計画でありました。本年124名の申し込みがあったということでありましてけれども、計画策定時、アンケートをとって計画を策定したかと思っておりますが、その100名の利用申込者との乖離、また利用希望者が増えた要因についてどのようにお考えか伺いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） 学童保育所の計画時の関係でございますけれども、令和

2年3月策定の三川町子ども子育て支援事業計画策定時におきまして、小学生及び就学前のお子さんをお持ちのご家庭にアンケート調査をして今回の計画を作ったところでございます。それによりますと学童保育所を利用したいという方ですけれども、アンケート結果の3割ほどということで利用だったのですけれども、その後の三川町の情勢の変化、2年ぐらしか経っておりませんが、アパートもありますし新しく家を建てた方もいらっしゃいます。ただ、利用見込み100名と見込んでおりますけれども、実利用人数につきましては今年度70名ぐらいを、平日だと平均で75名ですかね。一番多いときで88名の利用であったようでございます。ですので、今の面積で受け入れは可能なものと考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 学童保育につきましてはこれまでの押切保育園跡地の手狭な環境から新しい施設ということで利用している児童からも好評であるようでありますし、また民間に委託されたということで保護者負担がずいぶん軽くなったというような声も聞いております。また、国の労働力不足といったことから女性の働く環境の整備ということで結婚後また出産後の社会復帰といったものが確立されてきたのかなと思うところでありますし、また転入者が多い本町ならではのマイホームを持った子育て世帯、共働き世帯が多くなっているものかなと思うところであります。

今回124名の申込みがあったということでありますが、今後また増える見込みがあるのかどうか、また床面積には135名までの確保がしてあるということでもありますけれども、近隣には住宅団地の計画もあるわけでありまして、これからまた委託する事業が増えてくるのかなと思うところでありますが、計画にあります希望するすべての子どもを受け入れる体制を築いていくんだという姿勢は守っていかれるのかどうか。どのように守っていかうとするのか、その辺の考えをお聞きしたいと思いますし、単刀直入にお聞きすれば、来年度の希望申込みをされた方はすべて受け入れ可能ととってよろしかったかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） 124名の受け入れについてでありますけれども、今現在124名と申し上げましたのは、申し込みの締め切り時点での人数となっております。これから入所基準に合わせまして、審査をしているところでございます。人によりましては週1回の利用であったり、長期の利用を見込んでの申し込みもあろうかと聞いておるところでございます。ただ、精査しておりませんので中身につきましては今申し上げることはできないのですけれども、今後増えた場合ですが、委託先であります庄内アソビプロジェクトの方とは、指導員の確保につきましてのお話、またその施設内で受け入れが今の学びのエリアのみで受け入れができない場合、他の部分を使っての利用も検討しているところでございますし、場所があればそこだけに限らず他のところでも行ってもいいよというようなありがたいお声もいただいたところでございます。ただ、場所等の選定もありますのでこれからの検討課題だと考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 今の段階でははっきりとした答えは出せないというようなことで

ありましたし、また申し込みの状況を精査するのだというような答弁だったと思います。やはり計画にあるのは希望するすべての子どもたちを受け入れるのだという姿勢、それが本町の子育て支援という形になるのかなと思ったところではありますが、民間委託という部分もあろうかと思えますけれども、できるだけ、やはり何らかの事情があつての申請であろうかと思えますので、すべての希望者の願いを叶えるべく体制をとっていただきたいと思うところでもありますし、その結果についてはできるだけ早くその家庭にお知らせしていただきたい。

本当に断られた場合の対策はその家にとっては死活問題とも言われております。母親が仕事をやめなければならない、また働き方を変えなければならないといったことも考えられるわけで、非常に頭を悩ませられている状態だと聞いております。今の段階では結果を早く知らせていただくというようなことしか言えないのかもしれませんが、来年度以降そういったことを念頭に対策をとっていただければと思うところでもあります。

農業問題についてお伺いします。昨年は60kg当たり800円の値下げがありました。昨年はある程度収量が見込まれたために農家の所得的な影響は低く抑えられているのかなと思います。今年は概算金で2,200円下落いたしました。本年も作況は105と豊作基調できたものの、やはり下落幅が大きく、農家の経営を圧迫している状況にあります。平成26年に大暴落して以来、回復傾向でありました米価でありましたけれども、それをもとに規模拡大や機械導入した農家にとっては非常に大きな影響が出ているということを知っております。

また、昨今の原油の高騰によりまして燃料、また生産資材の値上がりが農業経営を直撃しております施設園芸、またしいたけをはじめとするキノコ等の栽培農家にとりまして、暖房費の増大、また肥料の値上がりが続いております。来年作付け用の肥料は1割から2割値上がりが示されております。注文書に記入する手が止まってしまったというような農家の声もありました。高齢化した農家の経営判断の中には離農という言葉もちらついてきたというような方もおります。生産者の経営不安や営農意欲の衰退による離農者の増加が危惧されています。営農意欲の維持向上に繋がる経営支援や生産基盤の強化に向けた施策が必要と考えます。特に次期作の作付けに向けた前向きな支援が必要かと思えますけれども、私の考えはいかがでしょうかお伺いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまご質問ありましたとおりに、近年例を見ない米価の下落というものが現実のものとなっております。原因といたしましては、想定できるものといたしましてはいわゆるコロナ禍によりまして、需要の低減ということで、在庫米が拡大をしておるということが大きな要因であろうかというようには分析をしているところでございますが、本来価額の下落につきましては、当然その理由が除去されればその後価額の回復というものが見込まれるというところでございますが、現在のこのコロナ禍につきましては、新型コロナウイルスの収束およびそれ以降の経済の復興というものが伴わないと、なかなか米の需要拡大、米の使用量の拡大、それに伴う価格の復活といえますか上昇というのは見込めないものであろうということと考えているところでございます。

ご質問にありました、農家の意欲の減退をなるべく抑えるための方策ということでござい

ました。先般の補正予算の中でもご可決をいただいたところでございますけれども、概算金の減少の影響を受ける農家の方に対しましては、無利子で融資をする米価下落の緊急対策資金、利子補給金事業、あるいは米価下落等の緊急対策支援事業ということで、10a当たり1,000円の支援というものを想定しているところでございます。こちらにつきましては次年度の主食用米の種子購入に充てていただいて、ぜひとも生産意欲が減退しないように生産継続をしていただけるようにということでの支援を考えているところでございます。また庄内たがわ農協においては米価下落の対策緊急支援の短期資金というような制度も実施することによってございますので、そういった情報の提供も努めながら、農家の方の生産意欲の減退、なるべくこれが起こらないような形で様々な支援をしてまいりたいということ考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 米の消費減少に伴いまして、今年度も厳しい生産調整を行ってきたわけでありまして、生産者自らが生産量を決めて生産調整に取り組むというような形をとっているわけではあります。山形県が示した生産の目安、またそれを通して町が示した生産の目安を達成した上での米価下落ということで生産者は非常にショックを受けているところであります。先日の補正予算の中では米価下落対策としまして10a当たり1,000円の補助金があるというふうなことになりました。また簡易な申請、また迅速な対応、また年内の交付が可能になるということで、非常に評価できるものかとは思っております。

一方で農家が加入するセーフティネットでは収量の減収また価格の下落に対応するものはあるわけでありまして、経費の増大による所得の減少を補償するものはございません。補正予算に計上されました中小企業等支援等事業補助金には農家には適用されないというような答弁もあったかと思われまして、こういった上で農家向けの救済策といったもの考えはありませんか。お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまご質問ございました、先の補正予算で計上させていただきましたそれぞれの支援策に追加しましての支援策はないかというご質問でございました。現時点では本町におきましては先の補正予算の中で示させていただきました形での支援、それと今お話をいたしましたように多機関の様々な支援制度のご紹介で、実は先程お話の中に漏れましたが、県が独自で10a当たり1,000円の助成を行うというような報道もございました。こちらにつきましても県の要綱等が届きましたら、迅速に農家の方にPRしてまいりたいということ考えているところでございます。ただし中小企業支援事業につきましては、系統出荷をされている農家の方につきましては、生産がメインであるということがございますので、いわゆる中小の販売業者の対象にならないということで今回の対象にはならないというところでございます。

現時点では本町で実施できる様々な助成につきましても実施するとともに、繰り返しになりますけれども、今後様々な制度等がございましたらそちらにつきましてもPRに努めてまいりたいということ考えているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 10a 当たり1,000円といったもの、また県も事態を重く見まして独自に1,000円の補助を行うということでございました。比べるものではないかもしれませんが、新聞には連日のように県内各市町村の補助率、補助金額が出ているわけであり、財政力といったものも加味しなければならないのかもしれませんが、水稻、単作地帯という本町の農業状況を見れば影響はかなり大きいものとか、他の市町村よりも大きかったのではないかと思うところであります。

参考までにはありますが、8月に農林水産省が農業生産資材価格指数というものを公表しております。これによりますと、生産資材、前年比で7%上昇しているというようなことであります。一方で野菜や米の価格は低迷しておりまして、農産物価格指数というものは10%低下しているということでありました。また米の生産費、農林水産省が令和2年分で公表しております。10a当たりの生産費は11万8,406円、60kg当たりの生産費が1万2,922円と、これは東北地方の平均価格でありまして、全国平均よりは低く抑えられているというようなことではありますが、概算金は生産費を大きく下回っている状況でありまして、3割を労働費としているわけでありまして、米価の下落によりまして、大きく圧迫しているということになります。

またこの中には農地を借り入れた賃借料、固定費として大きな負担となっているわけでありまして、来年までに算定して公表するというようなお話でありました。これまでも近隣町村よりは少し高めの金額が示されていたのかと思います。農地参考賃借料につきましては公表を廃止するといった自治体もあるわけでありまして、やはり適正な水準を示していただきまして、農地の受委託を進める上で必要なことと思いますので、米価と生産調整、また10a当たりの所得を精査した上で見直し、公表をいただければと思うところであります。

次に、新規就農者またその育成方法について質問いたしました。先程も同僚議員から新規就農者に対する育成方法また研修等についての質問がありました。やはりこの厳しい情勢の中、担い手となる若手の育成というものは非常に重要になってくるのかなというのは共通することでありまして。農業次世代人材投資資金ですか、有効に活用するというようなことでありまして、一方ではその給付を受けながらも途中で諸事情により離農してしまうといった方の声も聞こえます。その場合の給付額を返還するにあたって非常に苦しい思いをしながら返還に当たっているというようなことを聞いておるところから、やはり志したものは最後までやり通せるようなサポート体制が必要なのではないかと思うところであります。

インターネット等を見ますと、新規就農サポート宣言というものを本町でも出しているようでもございました。この計画の実績と課題を踏まえながらお伺いしたいわけでありまして、より実現可能な現実的な計画が必要なのではないかと思うところであります。様々な研修も計画されている中ではありますが、地域にはつや姫の食味コンテストの名人やマイスターとされる生産者、また長く有機栽培に取り組む農家、米に限らず様々な作物の優れた生産者がおりまして、地域の特性をよく知った上で経営されている方がおられます。そういった方からの指導体制や農業に興味を持った方が気軽に体験できる場を作ったり就農への相談会、ま

た研修等を整備し農業を始めた方が生産者として独り立ちするまで、成長するまでサポートできる体制整備が行われるべきかと考えます。また地域おこし協力隊の制度を用いた担い手の募集や、町外からの新規就農者の受け入れといったことも有効かと思えますけれども、これらについてどのようなお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは私から新規就農者に対するまずはサポート体制についてご説明いたします。農業次世代人材投資資金給付金につきましてはこの運行の中で示された形の就農形態、計画書を作成していただきまして、5年間の支援を行うという形をとってございます。その中で計画書の提出のみならず県農業技術普及課と本町産業振興課、農政係の職員が現地に赴きまして、現地での指導を行うと。それは圃場等農地での作物指導のみならず、例えば格納庫、あるいはその経営の状況の情報等についてもアドバイスをしながら経営を継続していただくと、あるいは就農によって事業者として利潤利益を上げていただくと、そのような体制がとれるまで支援をしまいたい。

そしてここ近年、2年ほどは新型コロナウイルスの関係で実施をしておらないのですが、年に1度は新規就農の方とアドバイザー的な方とのいわゆる懇談の場を設けまして、意見交換、情報交換を行いながら営農全般についての様々なアドバイス等を受けながら実施をしておったというところでございます。こちらにつきましては新型コロナウイルスの感染拡大が収まった段階ではまた復活をしまいたいということで考えているところでございます。また、地域おこし協力隊を活用しての新規就農者の募集等についてはですけども、現時点では地域おこし協力隊員を活用しての新規就農者の募集等については想定をしておらないというところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 近隣市町村でも農業の担い手については育成がかなり充実しているような形になっておりまして、鶴岡市ではSEADSという学校が全国から鶴岡市での就農を目指す生徒を募集して研修に励み、就農までをサポートをするといった体制が整っております。また庄内町、酒田市では合同で「もっけ田農学校」という研修施設を使いまして、サラリーマンから就農を目指す方への研修、また興味を持った作物への栽培研修、また経営方法まで研修するといったような設備が整っておる中で、やはり本町もそういった研修策があるんだということは大きくPRしていただきたいと思えますし、やはり景観また農地の持つ機能の維持のためには農業従事者といったものは今後も重要になってくるかと思われまます。農業の活性化を図っていただきたいと思っております。

収入保険制度についてであります。やはり農業共済、またナラシ対策といったもので収入減少影響緩和交付金を合わせたどちらかの、収入保険制度とどちらかのセーフティネットに加入していれば問題ないのかなと思っております。先程認定農業者数をお伺いすれば減少傾向にあるんだというようなお話でありました。すべてが離農して認定農業者から外れるというような場合では限らない、ある程度の高齢化また高額な所得目標があるために途中でリタイアしてしまうと、認定農業者から外れてしまうというような声を聞いて

おります。そういった方であればナラシ対策の加入要件は認定農業者ということであるわけでありまして、自ずから認定農業者を外れれば、ナラシ対策にも加入できないというようなことになるわけでありまして、認定農業者の要件には青色申告というようなこともあろうかと思っておりますので、青色申告をつけた方がそのままナラシ対策を外れた場合には収入保険制度等へ移行できるような指導も有効なのではないかと思われるところであります。

基幹産業であります農業の維持・存続のために施策の確立は急務と考えます。高齢化が進んだ本町の農業にとって、この度の米価下落は離農に拍車をかける事態にもなりかねません。農家経営だけ見れば高収益作物への転換も有効策ではありますが、減災防災をはじめ農地の多面的機能の維持は今後も必要であり、土地利用型農業も持続する必要があるものと考えます。経営支援、指導体制を関係機関とともに強化していただきまして、生産基盤を改めて整えていただきたいと思います。

消防団についてお伺いいたします。現在 300 名の定員に対し 4 月 1 日では 270 名と、1 割欠員があるということでありました。消防団員の方々からは本業を持ちながら自らの地域は自らが守るといような精神に基づきまして、消防団活動に尽力いただいております。昼夜を問わず町内の安全を守っていただいている消防団員には、誇りを持って任務にあたっていただきたいのでありますが、団員の勧誘が難しく、欠員のある幹部や勤務体制によって訓練や演習と仕事の両立ができない団員は心苦しい思いをしているといようなことも聞いております。現在の 1 割の欠員に対しまして、この状況をどのように捉えているか、また改めての質問になろうかと思っておりますが、団員確保が難しい原因をどのように考えているか、また定員を充足するため町としてはどのような措置をとられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 消防団員の定数、定員の状況につきましては先程の答弁にあつたとおりでございます。特に重複いたしますけれども、退団者に対しまして新入団員の数がそれに満たない状況がここ数年続いておりまして、近年は定員割れの状況が顕著となっております。その要因としまして、やはりご質問ありましたとおり、働きながらこういった消防団活動に従事している方、いわゆるサラリーマン化をしているという状況でございますので、そういった方が消防団に加入しやすいような環境づくりが特に重要だと考えております。

本町においては従来から地域の繋がりによって消防団の加入、それぞれの消防団の方々がお声がけをさせていただいて、加入してくださるといったケースがほとんどではないかと思っておりますけれども、さらに新入団員の方々サラリーマンの方が多いため、そういった企業に対して本町としては町長、それから団長連名でその会社の代表者の方に消防団への理解等の文書を発送するなどして、そういった新入団員の確保に努めているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 7 番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 勧誘には努めているのだといようなお話でありました。地元でも勧誘には一生懸命行っている状況ではあります、本人やその親、家族から入団を断られる

というようなことも多々あると聞いております。このように一生懸命勧誘を行っても、なかなか入団してもらえないというような状況も続いているようであります。町内会によっては代わりに入ってもらえる人がいないといったような状況もあるようでありますし、町内会の現状や防災力を精査した上で定員数や班体制を見直す時期かと思われませんが、それについて所見をお伺いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） なかなか地元で加入促進していただいても加入する方が少ないといった状況の中で定員について本町におきましては現在 300 人となっておりますが、過去においては 320 人の時代、その前は 360 人の時代があったところでございます。こういった変遷を経ながら現在 300 人となっているところでございますが、やはりそういった定員の状況を考える上で欠かせないのが、やはり総合的な防災能力の確保が必要ではないかと考えているところであります。特に本町のそれぞれ町内会を主体とした班構成の中においては、自動車ポンプそれから積載車それから軽積載も順次導入してきた経過がございまして、現在も過半のところもございまして、こういったことで機動能力については整備を図ってきたものと捉えております。

こうした中で主な任務として初期消火等あるいは延焼等を防ぐような火災現場での能力ももちろん必要であります。やはり本町においては水防団活動も兼ねているといった状況もございまして、それから大規模な災害として想定される地震等の災害において、家屋倒壊等があった際の初期対応、そういった部分も含めて火災だけではなくてこうした総合的な防災能力の観点から定数等の見直しについては検討していく必要があるかと考えております。先程言った機械的な配備能力は以前よりは高まってきておりますので、こうしたことも勘案しながら定数については消防団等とも協議しながら地元のそういった意向も踏まえた上での検討が必要と考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 7 番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 様々な災害への対応が必要なのだとということでありました。分署等の機能もだいぶ性能が上がっておりまして、非常に活動が早く、なかなか消防団の放水する機会も減ってきたのかなというような団員の声もありました。欠員が出ているところの幹部といったものは本当に心を痛めているというような状況もありましたので、ぜひ勘案していただきまして、定数について検討いただければと思うところであります。

また、4 月と 8 月に消防団員の待遇改善策というものが自治体に出された。新聞報道等でも処遇改善等は大きく報道されまして、団員確保策といったこと、また士気向上といったものに繋がるのかなというようなことを思っておるわけでございます。また 8 月の最終報告書を見ますと、やはり本町での課題が全国的に共通課題であるというようなことがあります。全国的に団員が不足しておると、また処遇改善により士気向上、またイメージアップによる入団促進、訓練操法の負担軽減といったものが望まれている中で、消防組織法上、消防に関する責任は市町村に帰属することから詳細については市町村に委ねられているといった項目も多々あったようであります。処遇改善等につきましても、標準となる年額報酬、また出

動報酬等も示されておりましたが、本町としてはどのようにお考えか、またいつからどのように変えていく方針かお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 団員確保策の中の1項目においてそういった団員報酬等の引き上げについてもその報告書の中で触れられていたところでございます。その中の報告書においては町において交付されている地方交付税の基準財政需要額に算定されている金額を基本として、引き上げについて検討を求める内容でございました。それによりますとその交付税上の基準報酬については年額一般団員で3万6,500円という数字が示されております。

本町においては一般団員については自動車ポンプ班員、それから積載車班員ということで段階があるんですけれども、自動車ポンプ班員で現在のところ年額2万4,000円となっているところでございます。ただしこれは庄内管内5市町の中では最も高い金額となっているところでございまして、こういった中で他の市町の動向も勘案する必要はあるかと思っておりますけれども、逆に幹部職員、班長以上については交付税の基準額を大きく上回っている状況でございまして、一般団員だけが低い状況であるということでございまして、またさらに交付税においては町の人口それから面積によって、団員の定数、基準財政需要額上の人数についても算定しておりまして、それによりますと本町においては現在のうちの定数の約2/3程度しか交付税の中においては措置されていないといったことで、全体のそういった基準財政需要額の中においては、現在の定数のままでは同様に引き上げた場合大幅な負担増に繋がってしまうといったことも懸念されております。

したがって、本町のみならずそういった交付税を基準としたものについては、すべての行政分野にそれぞれ算定されておりますけれども、本町においてはその報酬引き上げについてはもう少し状況等を見ながら検討してまいりたいと考えているところでございます。なお、もう一つその報告書の中で触れられております報酬の個人支給の部分についてもその報告書の中で検討事項としてあったところでございます。本町においては部長以上については原則個人支給となっておりますけれども、班長以下については班の方にまとめて支払っている状況でございまして、この辺については本町においても来年度、令和4年度以降、個人支給の方に改めてまいりたいということで現在検討しているところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 時間のないところでもう1点だけお願いしたいと思います。入団を阻害されているというような理由で操法大会、また各種の訓練の負担軽減も通知されておったかと思われます。この部分について町ではどのように対応していくのかお伺いして私の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 消防団事業の中で特に大きな事業である操法大会のあり方については現在消防団の幹部等を中心とした会議の中で検討しているところでございます。これについても特に消防団員の負担軽減を図るという意味合いから、方式等をできるだけ負担にならないような形で行いたいと考えているところでございます。また検討案の段階でございまして、例えば大会形式ではなくて技量審査会的なもので一定程度の技術レベルを

確保するといった部分に重点を置いた方式に改めるといったこともあるのではないかという  
ことで検討を進めておりますし、それから庄内地区大会がございますので、庄内地区大会の  
あり方についてもやはり同様に検討していく必要があると考えているところでございます。

- 議 長（佐藤栄市議員） 以上で7番 鈴木重行議員の質問を終わります。
- 議 長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午前11時50分)
- 議 長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午後1時00分)
- 議 長（佐藤栄市議員） 次に、5番 砂田 茂議員、登壇願います。5番 砂田 茂議員。
- 5 番（砂田 茂議員）

1. 子どもの健康保持対策 について	1. 新型コロナウイルス感染症とその影響により子どもの健康 が脅かされ続けている。肥満や視力の低下、むし歯などが増 えているとの調査結果もあり、小中学校健康診断の結果と、 受診が必要とされた子どもの未受診についての所見を伺う。  2. 学校のトイレにトイレットペーパーと同じように、生理用 品の常備にむけての所見を伺う。
2. 子育て世代の負担軽減に ついて	1. 県内のすべての市町村で中学3年生まで医療費の無料化を 実施しており、さらに高校卒業まで拡大しているのは25市町 村となっている。本町においても高校卒業まで無料化に拡大 すべきと考えるが所見を伺う。  2. 全国的にも動きのある学校給食の無償化へむけての所見を 伺う。

令和3年第6回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問をいたします。

子どもの健康保持対策について。

新型コロナウイルス感染症とその影響により子どもの健康が脅かされ続けている。肥満や  
視力の低下、むし歯などが増えているとの調査結果もあり、小中学校健康診断の結果と、受  
診が必要とされた子どもの未受診についての所見を伺います。

学校のトイレにトイレットペーパーと同じように、生理用品の常備にむけての所見を伺い  
ます。

子育て世代の負担軽減について。

県内のすべての市町村で中学3年生まで医療費の無償化を実施しており、さらに高校卒業  
まで拡大しているのは25市町村となっています。本町においても高校卒業まで無償化に拡大  
すべきと考えるが所見を伺います。

全国的にも動きのある学校給食の無償化へむけての所見を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 砂田 茂議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項1及び質問事項2の2点目につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項2の子育て世代の負担軽減について、1点目の高校生の医療費助成に関するご質問ですが、本町の「子育て支援医療給付事業」につきましては、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るものとして実施しているものであり、現在、「山形県子育て支援医療給付事業」を活用し、町単独事業と合わせて中学3年生までの医療費を無料化しているところがあります。

ご質問の対象年齢を拡大することについて、庄内地域においては18歳まで対象としているのが、現在も1町のみであります。また、本年10月に山形県町村会より山形県知事に対し、高校3年生までの医療費の無料化を含む子育て支援策の充実に関する提案がなされたことから、引き続き、県及び近隣市町の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 砂田 茂議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の子どもの健康保持について、1点目の健康診断に関するご質問ですが、令和2年度と3年度の健診結果を考察すると、検査項目により数値の増減は見られるものの、その要因が一概に新型コロナウイルスによる影響とは言えない状況であると捉えております。また、各校におきましては、健診結果を保護者に通知するとともに、異常等があった検査項目については保護者の責任において医療機関を受診するようお願いしており、学校としても受診の有無を把握している状況であります。

2点目の学校トイレへの生理用品の常備に関するご質問ですが、町内の学校現場におきましては、保健室に生理用品を常時保管しており、必要な児童生徒から申し出があった場合に使用させている状況であり、特に支障が出ていないことから、トイレへの常備は考えていないところであります。

質問事項2の子育て世代の負担軽減について、2点目の学校給食の無償化に関するご質問ですが、学校給食に係る経費負担につきましては、学校給食法第11条において「学校給食の実施に必要な施設設備、修繕費及び学校給食に従事する職員の人件費等は、学校設置者の負担とし、それ以外の経費は保護者負担とする」となっております。全国の地方自治体の中には政策として学校給食費の無償化を実施している自治体もありますが、多くの自治体においては、法の規定に従い保護者から給食費を負担していただいている状況でありますので、現時点においては学校給食費の無償化は考えていないところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 最初に健康診断の方を再度質問させていただきます。新型コロナウイルス感染が確認されてから2年になろうとしています、新たな変異株も見つかって世界に広がりつつあります。また、日本でも確認をされてきたところでもあります。新型コロナウイルス感染の心配と合わせてコロナ禍が長期化していることでの子どもへの健康が心配されているところです。

山形県保険医協会が今年の2月から3月にかけて県内すべての小中学校、高等学校、それから特別支援学校を対象に「2020年度学校健診後治療調査」、前年度分になりますがこれを行っております。そして、その調査結果が5月10日に出ています。この調査を行った保険医協会、医師と歯科医師が一緒になって活動しているところですが、この保険医協会が学校を対象にした調査、この調査結果を町の方では把握していらっしゃるでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 今ご質問ありました保険医協会の調査ということでしたが、具体的にこの中身について現在私は把握しておりませんが、コロナ禍における学校での子どもたちの心的ストレス、そういったものについて調査を行えるよう様式を統一し、教育委員会及び各学校に配布し、各学校で対応をするというようなことは行っておりましたので、そういった部分では委員会としても把握しておりました。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） この健診後治療調査に対する回答は全県の中で回答率 36.2% だったそうです。149校となっていますが、そうしますと三川町の小中学校はこの調査について回答したのでしょうか、しなかったのでしょうか、その辺をお聞かせください。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 現在この状況について把握しておりません。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 把握していらっしゃらないということでした。子どもの健康に対する意識が若干低いのではないかと、少し疑問に思うところでもあります。このような調査には協力して全体で子どもの健康保持についての意識を高めていくべきと考えます。

この調査結果を見て大変心配しているところは、未受診の子どもが、治療を受けていない子どもが多いということです。その資料によりますと小学校、中学校それぞれ、コロナ禍前の2019年度の未受診率、治療を受けていない子どもたちですが、歯科健診、眼科健診、視力検査、耳鼻科健診、聴力検査、内科健診、それぞれありますが、平均でコロナ禍前は受けていない子が23%ほどいたと、それがコロナ禍になってから32%に増えた。9%増えています。それから中学校では、同じような項目で平均しますと、コロナ禍前が33%、2020年度コロナ禍になってからは46%、13%も増えているという状況です。

本町ではこの未受診の子どもたちは確認中とのことでしたが、この調査の中で未受診の要因と考えられる、そういう項目があります。その中で保護者の意識の問題を挙げています。未受診の要因と考えられるもの、保護者の子どもへの健康への理解不足、保護者が共働き、保護者が子どもに無関心、新型コロナウイルスによる受診控え、その他にひとり親家庭だと

か経済的困難とかいろいろありますが、上位には保護者の子どもへの理解不足、無関心、これが上位を占めています。その要因についての意見ということで、小学校、中学校、高校からそれぞれ意見が出ているのですが、小学校の場合は今現在痛みがない、困っていないため受診の優先順位が低くなっている。スポ少などの方が優先されている。中学校で多かった意見が、部活動や塾の都合を優先している。そういう要因についての意見があります。

本町でも未受診の子どもがいるということでした。治療を受けられないでいる子どもたちは困難を抱えたまま学習しなければならず、将来の学力格差、健康格差に繋がることも懸念される。子どもの健全な発達のため、コロナ禍の今こそ国や自治体、学校養護教諭、学校医師会との連携を図り、保護者への啓発など対策に乗り出すことが必要とこの調査では指摘しております。やはりこの保護者に対する啓発は非常に大事だと思います。今後町の方はこの啓発についてどのようにお考えか、もう一度お願いします。

○議 長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 子どもたちの健康に関しては、この健診結果の配布などについてすべて学校現場の方で行っていただいております。各学校におきましては毎年実施されました健康診断の結果を保護者の方に速やかに周知するとともに、受診をしてくださいというお知らせのチラシを配布しております。そういったところその年で学校にもよりまずけれども概ね7割から8割は受診をしているという状況があるようであります。特に健康に重大な影響が出そうな項目については保護者もある程度子どもの健康に留意し受診をしているようであります。全県的にたぶん同様のものだと思いますが、特に未受診となっているのは歯科それから視力、こういった部分が異常となっても保護者についてはなかなか受診に行かないですとか定期的に治療に行っているのもそれ以上は受診しないとか、そういった理由が未受診率に繋がっているというように委員会では認識しているところであります。

なお、学校現場におきましては、ことあるごとに保護者に受診のお知らせをしており、学校での個別面談がある際は担任を通じて再度の周知、受診の依頼を行っているところであります。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 引き続き啓発に取り組んでいただきたいと思います。続きまして、生理用品の常備について質問をさせていただきます。保健室に常備してあるということでございしましたが、その使用した分はあとで返さなくてもよい、無償で渡しているのか、それともあとで返すことになっているのか、どちらでしょうか。

○議 長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 学校保健室に来て児童生徒に与えた分については無償で配布しているところであります。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 無償とのことでした。整理用品がなければすべての女性が学校にも行けない、仕事もできない、日常生活をまともに営むことすらできません。生理をタブーとみなす風潮が残る中、国内の自治体の中でも生理用品の無償配布が始まっています。今年の

5月28日は世界月経衛生デーに内閣府が行った初めての調査で、生理用品の配布に取り組んでいる自治体が255あると発表しています。政府はその前の4月に生理用品は手に取りやすい場所、保健室の他にも学校トイレ配備も含む通知を出し調査をしています。その時点では学校トイレ設置が13自治体となっていました。徐々に生理のタブーが打ち破られようとしています。学校では生理用品をくださいと先生に言うのは恥ずかしいとか短い休み時間に教室の移動や着替え、保健室に行って生理用品を貰うことが時間的に難しいなどの子どもたちの声もあります。

それから、以前の9月議会でも同じ質問をさせていただいたときに衛生面での課題ということもお答えいただいていた。この衛生面の課題、9月のときのことでその後どういふものなのか再質問できなかったのを改めてここで確認したいのですけれども、トイレットペーパーなどは個室にそのまま備えられています。なぜ生理用品は衛生面での課題があるのか。ナプキンなどは一個一個包まれている衛生用品なので当然衛生面での課題はないと思うのですけれども、もしあるとすればその生理用品を入れて置くもの、例えば箱だとか袋だとか、そしてそれをどう設置するかが課題で、何とかしていかなければならないことであると受け取りましたが、そういう理解でよろしかったでしょうか。これとは別に課題があったのかお聞きしたいです。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 前回の9月議会で答弁の中でそのような回答をしたところですが、衛生面という表現をしたことにつきましては、特に小学校のトイレにおいて小学生については生理を迎えていない子も多くおりますので、そういった部分で使用頻度があまり高くないだろうと、トイレのすべての個室に配置した場合、その配置したものが使われずに長期間置かれてしまうということも十分想定されておりましたので、そういった意味で衛生面での課題があるというお答えをしたところであります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 小学校の方でのお話でしたが、中学校でも同じような意味合いでこの衛生面ということをおっしゃったのかどうか確認したいです。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） それぞれの学校のトイレ数も違いますが、中学生においてはある程度生理用品を使っている生徒が多いという認識はしております。そういった部分で中学校では衛生面という課題はそれほど高くないのかなと感じております。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） それにつきましては管理上工夫をしていけばクリアできるものかなと私は思うのですが、衛生面ということで、その生理用品を他の自治体ではどう管理しているか。例えば神奈川県大和市の例は、全小中学校のトイレに生理用品が巾着袋に入れてフックに吊り下げて常備してあります。また、奈良県大和郡山市の中学校2校と小学校5校では、洗顔スペースにプラスチックケースに入れて設置して、そこから持ち出せるようにしているということです。このような取り組みも参考になるかと思えます。

また、衛生面と言うならば学校で急に生理が始まってしまったけれども言い出せないとか知られたくない、それから保健室に行きづらいなど、トイレットペーパーを何重にも重ねたりそれ以外の物を代用することの方が不衛生で、心身とも健康面で影響を及ぼすのではないかと心配されます。

どうか管理上の問題は工夫してクリアしていただき、やはり優先すべきは子どもの健康、子どもの気持ちに沿った設置の準備の検討が必要であると思います。今後前向きな検討と早い段階での常備を子どもも保護者も願っていることと思います。

続きまして、子育て世代の負担軽減について伺います。子育て世代の負担軽減についてですが、高校卒業までの無料化については3月と9月にも、そして今回も答弁いただいております。学校給食費の無償化については9月に答弁をいただいております。その中で医療費の無料化では少子化対策の重要な政策の一つと位置づけられているとのお答えがありました。子育て家庭の経済的負担の軽減をしっかりと考えておられると認識しています。また、近隣市町の動向を注視しながら検討してまいりたいとのことでした。近隣市町の動向と言えばお隣の庄内町の動きについては前にお伝えしております。近隣市町の動向をどう捉えているのか、また検討はされてきたものと思います。その検討状況は現段階でどういう状況にあるのか、もう一度お聞かせください。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） 子育て支援医療の年齢拡大の関係につきまして、本町におきましては近隣市町の状況等をこれまで把握してまいりました。今ご質問にあったような庄内町については、お話のとおり今後対象年齢を拡大していく方向で動いているということはお聞きしております。あと鶴岡市、酒田市の両市におきましては今のところ拡大時期は未定というようにお聞きしております。

それでは、本町におきまして高校生まで拡大した場合どの程度の事業費が発生する見込みがあるかということにつきましては、具体的な数値として確実なデータを出すのは難しいのでありますが、参考として、今現在の中学生世代の給付費の支給額についてはデータとしてまとめておるところであります。今年度におきましては、その中学生世代においては400万円から500万円の間の金額になるのではないかと見込みを立てております。また、これまでの実績としまして、各年度においてやはり金額がかなり変動が大きいというところとして、中学生世代の該当する支出額としては、令和2年度で約490万円、令和元年度は約700万円、平成30年度は約720万円というような金額で、その年度によって変動が大きいというような状況までは確認をしておるところであります。

あと、県内の状況におきまして、今現在把握している内容としましては、来年度から導入する予定の市もあるようでございます。という状況ではありますけれども、まず本町におきましてやはり近隣市との均衡というところも考慮する必要があるのかなというように考えております。ご質問にあったとおり子育て世代の負担軽減というところは十分お気持ちは理解しておりますので、今後とも継続して検討してまいりたいというように考えております。

○議 長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 中学生の医療費のところを試算において検討なされているというお話を伺いました。今年度よりすでに無償化していた市町村で、償還払いだった4町村が現物給付としています。子育て世代への支援がさらに充実してきていると捉えますが、償還払いから現物給付、これも町の方でそういう市町村を把握していると思います。また、先程の子どもの健康を考える上でもこれは重要だと思います。高校生の未受診率はコロナ禍前でも歯科健診が59%、眼科健診が62%、耳鼻科健診が71.2%と驚くほど高くなっています。受診、治療が必要とされた高校生が医者に行っていない、または行けない。先程も触れましたが、未受診の要因については高校生の場合は部活が忙しくて時間確保が難しい、それから医療費が無料ではないことも受診率低下の一因であるという意見もあるようです。医療を安く受ければ早期発見に繋がり、長期的に見れば医療費は減ると思います。この点についてのお考えはどうでしょうか。

○議 長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） 医療費が無料化すれば受診率が増えるのではないかとというようなお質問でありますけれども、そのまずは因果関係が無料化と受診率にあるかという部分について、そこまで資料を持ち合わせておりませんので、回答いたしかねるところであります。

○議 長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 私の考えるところは医療費と学費は本来国が負担するべきものだと考えています。自治体の努力の積み重ねで国も動かせるのではないかと。また、子育て家庭の負担軽減を考えているとのことでしたので、その考えをしっかりと受けとめておきたいと思えます。

続きまして、学校給食費の方に移らせていただきます。多くの自治体では保護者から負担してもらっているので考えていないと、以前もこういうお答えをいただいております。ただ県内でも無償化が進んでいるということは認識していただいているようです。小中学校全額助成、当然町の方では把握していると思いますが、県内で無償化は寒河江市、鮭川村、そして小学6年生と中学生を全額助成しているのが大江町、小中学生の半額助成が尾花沢市、西川町、満18歳未満の小中学生のうち第3子以降は全額助成としているのは五つの市があります。他に1食当たり10円とか20円とか助成しているところもあります。隣の鶴岡市では現在第3子以降の全額助成を行っていますが、第2子以降に拡大した場合の助成額の見込みや段階的にゼロを目指す上での見込額等を検討しているようです。

子育て世帯の負担を少しでも減らそうと取り組まれている自治体の状況、このような取り組み状況をさらに詳しく把握されているとは思いますが、本町でも無償化に向けての検討に入る時期に来ていると私は考えているところです。

先程学校給食法のところでの学校給食は保護者負担にするんだという法律上の条文が書いてあるということでしたが、学校給食法のこの法律の目的のところでは、第1条には食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割、食育の推進を図るとあります。そ

れから学校給食の目的として第2条には食習慣を養うこと、自然の恩恵の理解を深め、環境保全の態度を養う、それから食料の生産、流通、消費について正しい理解に導くとあり、学校給食は教育そのもので無償化する妥当性はあると考えるところです。また、無償化に向けての段階的な取り組み、先駆的な取り組みを行っている自治体なども参考にすべきと考えます。

以上、質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で5番 砂田 茂議員の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午後 1時35分)

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午後 2時00分)

次に、4番 佐久間千佳議員、登壇願います。4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員）

- |                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 公共施設管理を通じた今後の町づくりについて</p> | <p>1. 改定される公共施設等総合管理計画において年度別計画では多くの事業が見直され事業費も大幅な削減となっている。町民が安心して暮らせるための社会基盤である公共施設において、どのような判断で年度別計画を作成されたのか伺う。</p> <p>2. 計画において「公営住宅のあり方、整備の手法についての方針及び方向性等を見直す必要がある」とあるが、公営住宅への町の姿勢、及び見直し手法について伺う。</p> <p>3. 令和5年度には「アスレなの花」の大規模改修が予定されているが、近隣市町の屋内運動施設による影響や、更なる環境改善、多様なスポーツへの対応等について所見を伺う。</p> <p>4. 道路や橋梁、排水機場施設などのインフラ施設におけるユニバーサルデザインの街づくりについて見解を伺う。</p> <p>5. いろり火の里施設において、増大する維持管理費と多くの修繕費を要する状況下にあるが、町民福祉の向上と施設の在り方について、将来像を含めた検討をするべきと考える。また、民間活力の導入や観光、地域発信等の観点から地域商社化する検討も併せて行うべきだと考えるが、所見を伺う。</p> |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2. 教育の ICT 活用について
1. 今年度より本格的にタブレット端末を使用した授業が行われているが、これまでの使用状況と今後の活用法、教職員のスキル向上に向けた取り組みについて伺う。
  2. 学びに困難を抱えている子どもへの ICT 活用は、主体的な学びの深まりなど様々な可能性が広がるのではないかと  
思う。インクルーシブ教育における ICT 活用について所見  
を伺う。
  3. 今後のタブレット端末や ICT の活用方法について、子どもたち自身からアイデアを募集しコンテストを行うなど、多様な活用法を検討すべきと考えるが、所見を伺う。

令和3年第6回三川町議会定例会において、通告に従い質問をいたします。

一つ目に、公共施設管理を通じた今後の町づくりについて。

改定される公共施設等総合管理計画において年度別計画では多くの事業が見直され事業費も大幅な削減となっています。町民が安心して暮らせるための社会基盤である公共施設において、どのような判断で年度別計画を作成されたのか伺います。

計画において「公営住宅のあり方、整備の手法についての方針及び方向性等を見直す必要がある」とありますが、公営住宅への町の姿勢、及び見直し手法について伺います。

令和5年度には「アスレなの花」の大規模改修が予定されていますが、近隣市町の屋内運動施設による影響や、更なる環境改善、多様なスポーツへの対応等について所見を伺います。

道路や橋梁、排水機場施設などのインフラ施設におけるユニバーサルデザインのまちづくりについて見解を伺います。

いろり火の里施設において、増大する維持管理費と多くの修繕費を要する状況下にあります。町民福祉の向上と施設のあり方について、将来像を含めた検討をするべきと考えます。また、民間活力の導入や観光、地域発信等の観点から地域商社化する検討も併せて行うべきだと考えますが、所見を伺います。

二つ目に、教育の ICT 活用についてであります。

今年度より本格的にタブレット端末を使用した授業が行われていますが、これまでの使用状況と今後の活用法、教職員のスキル向上に向けた取り組みについて伺います。

学びに困難を抱えている子どもへの ICT 活用は、主体的な学びの深まりなど様々な可能性が広がるのではないかと思います。インクルーシブ教育における ICT 活用について所見を伺います。

今後のタブレット端末や ICT の活用方法について、子どもたち自身からアイデアを募集しコンテストを行うなど、多様な活用法を検討すべきと考えますが、所見を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項1の3点目及び質問事項2につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の公共施設管理を通じた今後のまちづくりについて、1点目の公共施設等総合管理計画に関するご質問であります。この計画は、町が保有する公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行っていくために策定しているものであります。

今回の改定にあたっては、現行の計画から5年を経過した中で、今後の財政状況の変化に的確に対応するとともに、健全な財政運営を堅持していくため、限られた財源を有効に活用しながら公共施設等を適正に保有、管理していくことを重点に見直しを行ったところであります。

このような観点から、実効性のある計画となるよう「年度別計画」を作成したものであり、今後10年間において選択的かつ集中的に長寿命化等対策に取り組む主な公共施設を明示しながら、引き続き町が保有する資産の有効活用と将来的な財政負担の平準化を図っていくものであります。

次に、2点目の公営住宅への町の姿勢及び見直し方法に関するご質問であります。本町においては、町営住宅として2施設28戸を保有し、住宅に困窮している方に対して提供しているところであります。施設の維持管理につきましては、町営住宅長寿命化計画を策定しており、当該計画において適切な維持管理及び修繕を行い、計画の目標年次である令和9年度まで現戸数を維持することとしております。しかしながら、老朽化する町営住宅の大規模な修繕や改修には多額の費用が見込まれることから、町営住宅を含めた住宅セーフティネットの構築の考え方をもとに、民間賃貸住宅の借上制度や家賃補助なども含め安定した住宅の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目のインフラ整備におけるユニバーサルデザインのまちづくりに関するご質問であります。本町の町道や橋梁などの既存施設につきましては、予防保全型管理を基本として計画的な改修等による機能保全を図るとともに、バリアフリー化など誰もが利用しやすい整備に努めているところであります。

ご質問のユニバーサルデザインのまちづくりにつきましては、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、誰もが安全で暮らしやすいようにデザインすることが求められているところであり、本町においてもすべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりを行っていくという考え方に沿ったインフラ整備に今後とも努力してまいりたいと考えております。

次に、5点目のいろり火の里施設の今後のあり方と地域商社化に関するご質問であります。当施設は当初町の直営施設としてスタートし、平成12年にはさらなる町民福祉の向上と賑わいの創出を目的に、指定管理者制度を活用して再スタートした本町の交流、賑わいを創出する拠点施設であり、今後とも老朽化等には計画的に対応しながら維持してまいりたい

と考えております。

また、地域商社化のご質問であります。地域商社は「地域の農産物や加工品などの販路を生産者に代わって新たに開拓し、市場から従来以上の収益を引き出す役割」を担い、観光振興や情報発信、地域経済の発展とともに、自らの事業収益も確保するというビジネスモデルであります。しかしながら、本町に限定した農産物は種類や収量とも限定的であり、観光資源も多くないことから、事業として成立するには多くの課題があるものと認識しているところであり、現時点では地域商社化につきましては考えていないところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 佐久間千佳議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の公共施設管理を通したまちづくりについて、3点目のアスレなの花の大規模改修に関するご質問であります。建設から21年が経過したアスレなの花は、経年によりフロアが沈下し、外壁も傷みが多くなったことから大規模な改修工事を行い、より使いやすい施設となるよう計画しているものであります。

アスレなの花は、屋内多目的運動施設として天候に左右されることなく運動を行えることから町内外の多くの方々から利用をいただいております。特に冬季間は利用者が多いため予約が取りにくい状況となっておりますが、先月鶴岡市にも屋内多目的運動施設が新たにオープンいたしましたので、町外利用者の利用変更により、少しでもアスレなの花の予約がしやすくなることを期待しているところであります。

また、多様なスポーツへの対応につきましては、町の体育施設の利用しやすい環境づくりに努めるとともに、総合型地域スポーツクラブとの連携によりニュースポーツを紹介する取り組みも行っておりますので、多くの町民の皆さまから参加していただきながら、各種運動を通して心身の健康増進に繋げていただきたいと考えているところであります。

質問事項2の教育のICT活用について、1点目から3点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

教育委員会では、タブレット端末は鉛筆やノートと並ぶ「新しい文房具」として日常的に、かつ効果的に授業で活用していく考えであり、そのためには、ICTを活用した授業づくりを3段階で進めていく方針を立てております。

第1段階では、1人1台のパソコン端末を誰でも、どの学年や教科でも使えるようにすることを目当てに、端末の操作習得やデジタルカメラ機能の使用、調べ学習を進めております。第2段階は、子どもたちが端末を活用して教科の学びを深めることを目当てに、指導者と学習者間のデータの配布・回収、発表ツールや学習ソフトを活用した授業、グループ学習での活用指導を進めます。第3段階は、子どもたちが主体的に端末を活用することを目当てに、子どもたちの協働制作、デジタルドリルの活用、持ち帰りによる家庭学習、他校との交流学习を進めていきます。

現在の学校現場での使用状況は、学年及び担任により使用頻度の差はあるものの、全部の学校、全学年において授業で端末を使用しており、学習内容に応じて端末の機能・ツールを

生かした指導が行われていることから、概ね第2段階まで来ているものと捉えております。特別支援学級におきましても同様であり、子どもの特性に応じて学びを深める手段として端末の活用が行われているところでもあります。今後は、家庭への持ち帰りを徐々に始めていくこととしておりますので、まもなく第3段階に向かうところでもあります。

こうした授業づくりを進めていく上では、指導する教職員の端末活用におけるスキルアップが必要となるところでありますが、この点につきましては、各学校の代表者からなる三川町GIGAスクール推進委員会を開催して、活用事例の情報交換を行いながら校内研修を行うとともに、授業活用支援として民間事業者による外部研修会も実施し、スキルアップに努めているところでもあります。

なお、ICT活用に関する子どもたちからのアイデア募集の件につきましては、授業活用においては指導する教師の立場からの視点が重要でありますので、教育委員会としての取り組みは考えていないところではありますが、学校の総合学習の中で、児童生徒自らの課題を解決する手立てとしては適しているのではないかと捉えております。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは、公共施設等総合管理計画関連の質問から再質問させていただきたいと思っております。この改訂にあたりましてテオトルの建設事業であったり押切小学校の大規模改修というものが以前の現行の計画の中では完了しているということでありまして、大型の公共施設整備事業は一段落したかなというように見て取れるわけでありますけれども、一方で今後の計画を見ますと、小学校・中学校等の教育施設の大規模改修であったり、社会情勢によるところの事業費の増加の影響も大きく表れているのかなというように思ったところです。今年度までの計画にあった事業が見直されたことにより事業自体が白紙になっているものがあるということですので、事業費の大幅削減というような表現をさせてもらいました。

計画を見直すにあたって町民の意見であったり、そういった意見を聞く場があったのかどうか。手法についてどのように行われたのかということをもまず1点お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 今回の公共施設等総合管理計画を策定するにあたっての手法に関するご質問ですが、これについては町が保有する公共施設等について自ら考えるものということですので、町の持てる公共施設、今後の活用も含めて町の基本的な方針になるものとして主に財政運営を重点とした総合管理計画としたところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 現行の計画の方にも載せてありますけれども計画の点検等ということで有識者等からの意見聴取という項目が載せられております。計画の策定及びその推進については町の第7次行財政改革推進プランの取り組み項目にも掲げておりと、この計画の進捗状況等については必要に応じて有識者等から意見等を聴取し参考にしながら取り組む

というように記載がありますので、今回計画の途中での再度の計画ということでもありますので、こういった点検も含めて有識者等からの意見聴取はされてなかったのかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 有識者等といった限定的なものではなくて、本町においては第3次、それから本年度から始まった第4次総合計画の推進におきましても三川町振興審議会を通じて幅広く意見を聴取しているところでございます。さらに行政評価ということで毎年度行政評価を行っているところでございますけれども、その中で様々な公共施設についてもそのあり方については意見を頂戴しているところでございますので、そういった意味では意見を幅広く頂戴しているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 振興審議会であつたり行政評価において、それに合わせてこの公共施設等総合管理計画においても議論なされたといいますか意見聴取をしたという当局側の捉え方でよろしかったのかどうかと思います。評価の調書を見ますとそういった文言があまり見受けられなかったかなと、アスレなの花に関しましては計画に則り改修をというような文言もありましたけれども、そういった全体に及ぼすような議論がされていないといいますか、有識者の意見聴取というのは全くされていないのではないかなというように思われます。

2問目にも関わりあることではありますけれども、その際の町営住宅のあり方というのは、その振興審議会であつたり行政評価の段階で答申したといいますか意見を聴取したという形になっているのかどうか、この辺をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） まず有識者等の意見聴取については先程お答えしたとおり振興審議会等を通じた幅広い意見聴取ということでご理解いただきたいと思います。なお、後段にありました、町営住宅等の部分については平成28年に策定した計画後に、三川町住生活基本計画を策定する際にアンケート調査あるいは会議等を経た中で策定した計画がその後にありましたので、その計画を反映した形のものとなっているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） では、今回の公共施設等総合管理計画の改定においては公営住宅の意見聴取はされていないと、その住生活基本計画を策定する際に聴取した意見をそのまま踏襲してこの計画に載せているというような理解でよろしいかと思いますが、公営住宅法の中には第5条の中で「公営住宅の整備は、国土交通省で定める基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に従い、行わなければならない」というような文言があります。町長答弁によりますと長寿命化であつたり民間の借り上げ支援をしていくのだというような話でありましたけれども、そういった具体的な手法についてやはり今後広く議論するべきではないのかなと。その計画策定時に、「では今後なくす方向で行きましょう」というような話になったのか、それとも具体的に今後町営・公営住宅のあり方については町民等から再度意見を聴取するなどの手法で検討するべきではないかなと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

か。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 町営住宅の今後のあり方というご質問でございました。先程総務課長の方からもご説明いたしましたが、平成29年度に住生活基本計画を定めているところでございます。また、その後、その住生活基本計画の後に平成30年度に町営住宅長寿命化計画を定めておまして、その中でも先程町長の方からも申し上げました借上型公営住宅制度ですとか様々な手法を検討するという形で謳っているところでございます。

また、この町営住宅の計画につきましては、策定から5年ごとに内容を見直すという形で予定をしているところでございましては、現計画の見直しの際にまた改めてこの内容等を精査しながら今後のあり方について詰めていくということで考えているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 町長答弁の中では令和9年度までの使用をというような話もありましたけれども、もう残り6年の状態でありますのでそういった意味では早めに手立てを検討するべきではないかなと思えますが、それに関してはどのタイミングで検討に入るのか、もう残り何年になった段階での検討に入るのか、もしあれば説明いただきたいと思えます。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） どの段階でということではございましたけれども、具体的にこの時期にというようなことでスキームを作っておらないところでございまして、現在その計画の中間の見直し等、どのような形で進めていくか考えているところでございます。現長寿命化計画におきましては令和9年度が目標の期間となっております、この期間までは現施設を維持しながらその間に今後のあり方について詰めていきたいと考えているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 残り6年ということですので早急な対応等をしていくべきだと思います。次に、3項目目のアスレなの花の大改修の件でありますけれども、やはりJAだだちゃアリーナの建設によって、屋内施設ということが、やはり広い施設でありますのでアスレなの花に及ぼす影響というものはかなり大きくなってきているのかなと。教育長答弁ですと予約が取りやすくなるだろうと期待されるということではございましたけれども、まずは改修にあたり資材費等の高騰もあろうかと思えますので、現行の計画よりも事業費等大幅に、大幅にといいますか増加していると、令和4年度からの計画であると増加しているのを見て取れましたので、町民から要望のあった環境改善に取り組むようなことは検討されたのかどうか。いわゆる夏場は暑すぎる、冬は寒すぎるというような意見がやはり要望書として上がってきましたので、今回計画を立てる上でそういった配慮がなされたのかどうかお伺いしたいと思えます。

○議 長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） アスレなの花の大規模改修につきましては工事費として1億5,000万円を計画で盛り込んでいるところであります。今回のこの大規模改修の内容について

ては特に大きなものとしては教育長の答弁にもありましたようにフロア沈下の改修、それから人工芝張替え、あとは外壁等の改修というようなことを主に改修内容としております。また、照明につきましてもLED化というようなことで変更する予定であります。ご質問がありましたような室内での冷房・暖房という部分につきましては、三川町内の他の体育施設、特に町民体育館においてもそういった設備を整えていないところでもあります。特にアスレナの花につきましては構造上断熱材等の施工がされていない建物でありますので、冷房施設・暖房施設の設置は難しいものというように捉えており、事業費の制限もあることから今回の改修ではそういった設備は設置しないという判断をしているところでもあります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 設備としては難しいかもしれませんが、塗装による断熱効果等、そういった大幅な構造改造をしなくてもできるような対応があるかと思えます。そういった部分での配慮が少しあってもよかったですのではないかと思いますし、今後そういったところを検討するべきではないかと思いますが、いわゆる耐熱式の塗装であるとか外壁塗装で気温が暑い場合ですけれども少し和らぐのではないかと思います。そういった検討ができるのかお伺いしたいと思います。

それから、今後は予約しやすくなるというようなことでありますので、ぜひ予約するプラットフォームも、例えばホームページから予約できるような形で、もう少し気軽な感じで予約ができるように、改修と一緒にそういった予約の体制についても改修していくべきではないかと思えますけれども、その辺の見解もお伺いします。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ご質問第1点目の耐熱塗装というようなご質問でありました。こちらにつきましては、実施設計につきましてはすでに終わっているところではありますが、単価の見直し等が必要になるところでありますので、そういった中でご提言あったような耐熱塗装がどこまでできるのかどうか、こちらについては検討の余地はあるというように捉えております。なお、先程冷房・暖房設備はしないと申し上げましたけれども、その暑さ対策の一つとして壁面の高窓、こちらの方が今は開閉できないような状況であります。改修に伴って開閉できるような方式にしなから暑さ対策は取っていかうというようには考えていたところであります。

それから、2点目の予約に関する体制整備というようなことであります。確かに現在は電話予約もしくは紙面提出による予約というような体制になっております。アスレナの花においてはインターネット環境等が十分に整っておりませんので、これから令和5年度の改築に向けてそういった部分、より利用しやすい、予約しやすい体制が取れないかどうか検討はしていきたいと思えます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ぜひ町民が利用しやすい、予約しやすいような施設へと改修していただくことを望みます。また、答弁にもありましたけれども、ニュースポーツであるとかそういったスポーツは誰でもできるような、性別や年代を越えたスポーツというのがやはりこ

れからニーズが高まってくるのではないかなと思いますので、そういった専用コートを作るということではありませんが、そういった対応もできるように検討していただければなというように思います。

続いて4点目に移らせていただきます。ユニバーサルデザインのまちづくりについてということでもありますけれども、この計画を見て少し疑問に思ったと言いますか、道路や橋梁に限定してユニバーサルデザインについての記述があるなと思いました。それに少し違和感がありまして、第3章公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方というところでの記述であれば全体に及ぼす表現だと思えますけれども、限定したというのは何か意図があってそこに記述をしているのでしょうか。少し誤解を招くような場所にこのユニバーサルデザインというものが入っているのかなというように思っていますので、その意図を説明いただきたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 決して施設を限定してのユニバーサルデザインの導入ではありません。ただ、多くの公共施設、いわゆる箱物的な公共施設については設計や建築の段階で必ず制度的なそういったバリアフリー対策等が義務付けられておりますので、今回の計画については特にそういった法律等の義務付けのない道路等について改めて記載させていただいたといったところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 町長答弁でも少し全体的な話なのかなと伝わるような文言でしたので、これに限定したという話ではないのかなと思いましたが、少し誤解を招くような場所にあるなというように思いました。ユニバーサルデザインを通じたまちづくりというものは、ノーマライゼーションの概念を具現化するものの一つとして捉えられているということでもあります。令和2年度の行政評価調書の中でノーマライゼーションという表現が出てきたのが障害者福祉の充実といった部分であります。障害者へのノーマライゼーション意識醸成に向けて発信というところが出ていましたので、これは質問しませんが、こういった部分での表現に関しましても私の理解度が足りないのかもしれませんが、障害者へのノーマライゼーション意識醸成に向けた発信というのは少し方向が違うのではないかなと、障害者ではない人へ対するノーマライゼーション意識醸成が重要ではないかなというように思いましたので一言を申し上げたいと思います。

続いて、いろり火の里施設についてであります。平成2年にオープンしたということで、長く町民から愛され、累計ですと780万人超が利用しているということでありました。現行計画でありますと、改修等が令和4年度で完了する計画でありました。4億7,000万円ほどの改修事業でありましたけれども、改定される計画ですと毎年3,000万円ほどをかけて令和13年度までの10ヵ年において2億9,000万円を改修に充てる計画だと。トータルコストの削減に繋がっているのか、いささか疑問が残るかなと思います。大改修としては昨年まで完了し、改修とは言えず、今後は現状維持に年間3,000万円ほどかかっていくという認識もできますけれども、そういった解釈でよろしいのかどうか。その考え方についてお伺いした

いと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） この度の公共施設等総合管理計画の中におけるいろり火の里施設の修繕費、毎年のように計上なっているところでありますけれども、これは施設を維持管理する上でこれだけの、経年劣化等による維持費用、改修費用が必要だということで計上させていただいているところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） そういった状況であるということをやはり町民にも理解していただきながらのいろり火の里施設の使用というものを今後していくべきではないかなというように思います。やはり年間3,000万円超、補修だけでかかっていくということですので、やはり施設のあり方を今後は広く議論するべきではないのかなと思います。町民福祉に向けての施設ですので、なくするということは考えられませんが、やはり経費も相応にかかっているんだということを理解しながらの維持管理になっていくと思います。

そういった施設ですが、町内の情報発信と言いますか、合わせた仕様と言いますか活用の仕方があるのではないかなというように私なりには考えております。同僚議員の一般質問もありましたけれども、三川ブランドというものをどのように今後確立していくかという部分では、いろり火というところが核となつての情報の発信であったり交流ECサイト、SNS 戦略等、やはり庄内以外に町の魅力発信することが今後重要になってきていると。その拠点となるのがあのような施設ではないかと思ひます。一概に温泉施設と言ひますがけれども複合的に捉え、そういった地域発信、観光促進、ブランド化のノウハウを民間活用して価値ある地域発展に繋げていかなければならないというように思ひますが、その観点での所見をお伺ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） ご質問ありましたとおりいろり火の里施設、まだまだその情報発信力というのが十分ではないと認識はしてあります。ただ現場の方でもその辺は十分対応策ということではSNSを使った発信とか、ホームページ等にだけではない形で広く多くの皆さん目に留まるような形での情報発信はしてあります。ただ、そこにどれぐらいの経費と言ひますかそういったものをかけるかというのは今後の課題ではあるかと思ひます。ただ、これもご質問にありましたとおり、本町の交流、賑わいの拠点であるということでありますので、施設だけではなくて町のPR等も含めた形でのさらなる発信力の向上に努めてまいりたいということでは考えてあります。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） さらなる発信ということでは今後考えていくということでありましたけれども、様々な方向で検討していただきたいというように思ひます。例えば地方銀行が地域商社への動きというものを強めてあります。秋田銀行においては4月に設立した商社で台湾の会社も出資してありますけれども、台湾へ農産物の輸出を手掛けているということで、そういった販路開拓も行っていると。また、有料の職業紹介事業ということも行ってお

り、足りないところへの人材等の紹介もしているというような多角的な事業を行っている、全国的にも自治体が地域商社とクロスオーバーするというようなやり方が多々見えてきている中で、やはり多角的な視点での発展を見据えていくべきではないか思います。振興公社内で十分検討されているとは思いますが、今後はさらなる多角性や柔軟性が今後は必要になっていくというように思いますので、ぜひウィズコロナにおいてはこういった地域のサステナビリティであったり回復力が求められる事業でありますので、多角的に検討していただきたいと思います。

それでは、大項目 2 番目の教育の ICT 活用についてお伺いしたいと思います。GIGA スクール構想事業での施設整備、施設と言いますか端末であったりネットワーク整備等を私なりに調べてみたのですが、まだまだ足りないかなと。7,000 万円ぐらいはゆうにかかっているかなと思いますが、実際はどのくらいの経費がまずは GIGA スクール構想事業で現在かかっているのか、もし分かれば説明いただきたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） GIGA スクール構想にこれまでかけてきました総額ということでありまして、まず令和元年度の国の補正予算を活用し、令和 2 年度の繰越事業として実施したネットワーク整備から入ってきますけれども、その後端末購入を行い、さらにはこれらに関する設定業務委託、これらすべてを含めると現時点におきまして 8,100 万円ほどの経費をかけて整備を行ってきたということになります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 私も資料を見返したのですが、そこまで調べ上げることができませんで、8,100 万円ほどかかっていたということでありまして。こういった中には、例えば付随するようなスタディサプリ利用料とかそういったところも入っての金額であろうかと思えますけれども、それを確認したいと思います。

それから、今後教員採用試験においてはタブレットを使った模擬試験を導入しているところが出てきているということでありました。また、小学校、特別支援学校等では ICT 活用能力を測る実技試験等も行われてきているということでありまして、教師によるスキルの差というのは今後さらに大きくなっていくと危惧されております。使用頻度であったりスキルの差、現時点ではどのくらいあるのかを当局としては把握しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） まず 1 点目、先程申し上げました GIGA スクール構想にかかります整備経費には、スタディサプリですとかそういったソフト的な経費は含まれておりません。業務委託としてネットワーク保守ですとか端末の運用保守、業務委託、こういったものまでは含んでいる状況であります。

それから 2 点目、教員の端末使用にあたるスキルの差という部分ではありますが、具体的にどこまでというようなことを数字的に表すことはできませんけれども、やはり年配の教員についてはなかなかこの端末使用について苦手意識がやはりまだあると。ただ、いくらベテラ

ンの教員であっても人事異動する前に他市町でそういったタブレットを使用してきた経験がある職員については授業でも十分活用しているというところまでは把握しております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） スキルの差というのが教員採用試験時点でやはり加点となって出てくるということで、今後新卒の教員に関しては、山形県はまだ採用していないと思えますけれども、そういったデジタル機器の取り扱いに関して独自加点をしているということですので、ITパスポートであったり教育情報化コーディネーターの資格保持者であったり、そういったものにどんどん教師のスキルが偏ってくるのではないかなと思います。現行の教師の方々の努力によって今体制はなされているわけでありましてけれども、どんどん新卒の教員から追い抜かれていく、追いつかれてくるというような状況ではあると思います。

聞く話によりますと、やはり教科によって全然使用頻度が違うと、担任によるやはり使用頻度が違うということで、やはり今後はある程度目標を設けて、このぐらいの時間をデジタル教科書であったりタブレットを使った方がいいというような目標を設けてそういった授業に活用してもらおうという方向に持っていくというのはいかがでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ICT化を進めていく上で、1人1台のタブレット端末、学びを深めるために有用なものであるという認識は持っておりますが、今議員がご提言されたような使用時間の目標を設けてはどうかというようなところまでは教育委員会では考えておりません。子どもたちの授業で学習をしていく上で学びを深める上で確かに端末が必要な場面はあると思います。しかし、教科の中身、その教える過程においてはこれまでどおりの板書というものが非常に有効なものであるというように捉えておりますので、一概に目標設定というところは考えていないところであります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 日本がデジタル的には後進国になっているということですので、国も新型コロナウイルスの状況もありましたが、やはりGIGAスクール構想を立ち上げるという意図は世界に立ち行かなくなるという危機感を持ってのこういった事業だと思います。これまで行われてきた授業も大変重要でありますし、それに学ぶことは大変多いと思えますけれども、やはり今後の世界的な情勢を鑑みた教育に日本全体としては傾倒していくのではないかなと思いますので、本町は進んでいる方だとは思っていますので、そこは先陣を切っているデジタルに関しても進んでいっていただきたいと思えます。

機材に関しましてですが、これも様々な場面で危惧されていると思えますけれども、5年もすればやはりバッテリーの劣化だったり、使用するメモリ不足と言いますか、また、機械の破損等が考えられるわけでありまして、その際に大量に出てくる現行の機材に関しましてはどのような方向で対応していこうかというような当局としての考えがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 現在三川町で導入しておりますタブレットにつきましては Windows を基本とする端末であります、当然コンピューター機器でありますので耐用年数 5 から 6 年、状況が良ければ 7 年まで使えるかなというようには考えているところであります。今回は国の交付金等を活用して購入という形で整備をしたところであります、5 年後の更新時期にあたってまた購入ということはやはり非常に難しいのかなと。そういった財政状況を鑑みますとやはりリースという形が現在の三川町では一番有用な手法ではないかと考えております。本町だけでなく県内の自治体及び全国の自治体においても更新時期について非常に危機感を持っており、こういった部分で文部科学省に対しても更新費用の助成についても意見・要望を出しているところでありますので、国の方でのそういった新たな支援策を期待しているところであります。

しかしながら、こういった機器につきまして民間の機器メーカーが低価格の商品を随時出しております。三川町が整備をした時点では単体で 5 万円を超える金額だったのですが、最近のニュースを見ておりますと 2 万円台、3 万円を切る商品というのもこの GIGA スクールに適した端末という製品が出されておりますので、5 年後につきましては安くて良いものがさらに出てくるのではないかとこのところも期待しております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 5 年か 7 年ということでありました。やはり国策として行うべきことですので、町もまた議会も一緒になって国に支援策等を要望していくべき事案ではないかと思えます。

続いて二つ目でありますけれども、学びに困難を抱えている子どもへのという文言での表現をさせていただきました。特別支援学級という表現ではなく、そこも含まれるとは思いますが、やはり授業において教室において学びに困難を抱えている子どもというのがやはり多くなっているのではないかなと思えます。そういった発言だったり記述というものがやはり苦手な子どもがいらっしゃるかなと思えます。そういった子どもたちに関しましても ICT 活用をすることによって個性を生かした学習に取り組むことができるのではないかと、共通理解であったり協働的な学びに繋がるのではないかなというように思いますが、またそれも周りの児童にとっても同じ効果があるのではないかなと思えますけれども、そういった活用に関しての所見を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） この ICT につきましては障害がある・なしを問わず、やはり子どもが主体的な学びを進めていく上では有用なものであるという認識はしているところであります。ただいま議員がおっしゃったように、確かに児童・生徒によっては発言が苦手だという生徒は当然おります。そういった中でこれまでは手挙げ方式でやってきたわけではあります、なかなかそういった部分で自分の発言を思うように自由に発言できないということは十分想定できるわけでありまして。端末の機能の中には意見集約をする機能ですとか自分の考えを表現し、それを教師がクラス全体でどのような考えを持っているのかを視覚的に表現できるポジショニングという機能なんですけれどもそういったものもあります。そういった

ものを使いながら個人個人の意見を端末で入力しながら教師が把握していくという手段としては有用なものと捉えておりますので、今後そのような授業活用がされていくものと認識しております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 本町においてはいわゆるインクルーシブ教育とICT活用を積極的に取り入れていくというような答弁であったかと思えます。ぜひ個性的な学びを阻害しないような形でのICT活用に繋げていただければと思います。

最後の3番目のコンテストの件でありますけれども、徳島県の教育委員会の話でありますけれども、授業や部活、学校行事、家庭学習などの場面で使いたい方法を募り、タイトルと200文字以内の文章の形でアイデアを募集しているというような面白い活動をしているんだなと思えました。身近な形でのタブレット端末の使用を子どもたち自身にも考えてもらって行っているんだなと。賞をしっかりと設けておまして、最優秀賞には図書カード1万円と、小・中・高から3点ずつ各部門において選ぶ、図書カードは各5,000円ということで、具体的にしっかりと図書カードなどもありながら行っているということで、やはり子どもに関しまして自分のもの、教育長の答弁では文房具化するということでありました。私も同感です。やはり愛着を持てるような使用の仕方にするのでより深まっていくのではないかというように思いますが、こういった取り組みについて再度、やはり子どもたち自身からもアイデアを出してもらおう。図書カードを出すという話ではないにしろ、そういった取り組みが必要ではないかと思えますけれども、再度見解をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 教育委員会の考えとしては先程教育長答弁にあったように、教育委員会としての取り組みは考えていないというところは変わりありませんが、今ご提言があったような徳島県の事例ですとかそういった部分につきましては、例えば学校の生徒会ですとか児童会なり子どもたちが率先して行う活動には非常に適しているものというように捉えておりますので、そういった部分が今後広がっていけばありがたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 最後になります。教育長答弁では本町のGIGAスクール構想上の段階としては2段階目にあるのではないかというような話でありました。私も第1段階としてはネットワーク環境の構築であったりハード・ソフトの整備、または課題解決型学習へのICT活用というものが第1段階に挙げられるのかなと思います。それを活用したことによる端末の文房具化ということまで行って第1段階というように思いますが、やはり第2段階で教育データの利活用、いろいろな教育の考え方がありますけれども、そういった教育の基礎づくりであったり、特別支援教室や家庭等のシームレスな学びの可能性というものがやはり第2段階で求められていくものだと思います。やはり学びと愛用ということで締め付けるような使い方ではなくて愛着が持てる日用使いをタブレット端末には求めていくべきだということを申し上げまして、私の質問を終わります。

- 議 長（佐藤栄市議員） 以上で4番 佐久間千佳議員の質問を終わります。
  - 議 長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午後 2時59分)
  - 議 長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午後 3時20分)
- 次に、6番 鈴木淳士議員、登壇願います。6番 鈴木淳士議員。
- 6 番（鈴木淳士議員）

<p>1. 空き家対策について</p>	<p>1. 今年5月19日開催の「三川町空家等対策協議会」において「議第2号 特定空家等の認定」と「議第3号 特定空家等の寄附受入」が議決された当該空き家に関する次の対応内容は、法的に問題の無いものと考えられるのか所見を伺う。</p> <p>①法律に基づく附属機関である当該空家等対策協議会が正式に議決した内容を、「寄附受入可否決定通知書」により寄附受入を「否」として通知するなど、町長の判断のみで無効にしたことについて</p> <p>②令和元年12月19日の寄附申し出以降、当該申出者本人負担による登記事項等の整理を求めるなど複数の要件を実行させたのち「寄附申出書」を正式受理した経緯があるにも拘らず、除却・分譲販売等の業務委託に係る予算案が不承認になったことを理由に当該空き家の寄附受入までも取り止めしたことについて</p> <p>2. 当該空家等対策協議会の席上、議長である町長から「国が代執行撤去を支援する動きもあり、本町も新たな取り組みを模索しなければならない」旨の発言があったことを踏まえて、令和7年度まで延長・拡充された国の「空き家対策総合支援事業」を活用し、今回寄附受入を取り止めた特定空家等も含め、町内に散在する特定空家等になる蓋然性の高い空き家を可及的速やかに除却すべきと考えられるので、5月に開示された「三川町地区空き家対策総合実施計画」の具体的内容を伺う。</p>
<p>2. 町の花「菜の花」の活用と拡大支援策について</p>	<p>1. 11月17日開催の「中学生と町議会議員の議場懇談会」において「菜の花の時期に観光客へ自転車レンタルしては」「菜の花を活用した料理、試食を行うイベントを実</p>

施しては」との意見交換も行われたことから、来年の「菜の花まつり」会場内における「菜の花」を活用したイベント計画についての所見を伺う。

2. 菜の花は交雑しやすく本来の特性が失われやすいことから、平成13年から「キラリボシ」の許諾契約を国と締結し種子管理に尽力されてきた経緯がある。今後も町の花「菜の花」を維持・継続するためには、種子管理は元より菜の花の栽培農家拡大策なども肝要と思われるので、これからの「菜の花」に関する拡大支援策全般についての所見を伺う。

令和3年第6回三川町議会定例会におきまして、通告に従い一般質問を行います。

初めに、空き家対策についてであります。

今年5月19日開催の「三川町空家等対策協議会」において「議第2号 特定空家等の認定」と「議第3号 特定空家等の寄附受入」が議決された当該空き家に関する次の対応内容は、法的に問題のないものと考えられるのか所見をお伺いします。

初めに、法律に基づく附属機関である当該空家等対策協議会が正式に議決した内容を、「寄附受入可否決定通知書」により寄附受入を「否」として通知するなど、町長の判断のみで無効にしたことについてであります。

二つ目が、令和元年12月19日の寄附申し出以降、当該申出者本人負担による登記事項等の整理を求めるなど複数の要件を実行させたのち「寄附申出書」を正式受理した経緯があるにも拘らず、除却・分譲販売等の業務委託に係る予算案が不承認になったことを理由に当該空き家の寄附受入までも取りやめたことについてであります。

次に、当該空家等対策協議会の席上、議長である町長から「国が代執行撤去を支援する動きもあり、本町も新たな取り組みを模索しなければならない」旨の発言があったことを踏まえて、令和7年度まで延長・拡充された国の「空き家対策総合支援事業」を活用し、今回寄附受入を取り止めた特定空家等も含め、町内に散在する特定空家等になる蓋然性の高い空き家を可及的速やかに除却すべきと考えられるので、5月に開示された「三川町地区空き家対策総合実施計画」の具体的内容を伺います。

次に、町の花「菜の花」の活用と拡大支援策についてであります。

11月17日開催の「中学生と町議会議員の議場懇談会」において「菜の花の時期に観光客へ自転車レンタルしては」、「菜の花を活用した料理、試食を行うイベントを実施しては」との意見交換も行われたことから、来年の「菜の花まつり」会場内における「菜の花」を活用したイベント計画についての所見を伺います。

次に、菜の花は交雑しやすく本来の特性が失われやすいことから、平成13年から「キラ

リボン」の許諾契約を国と締結し、種子管理に尽力されてきた経緯があります。今後も町の花「菜の花」を維持・継続するためには、種子管理はもとより菜の花の栽培農家拡大策なども肝要と思われますので、これからの菜の花に関する拡大支援策全般についての所見をお伺いします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木淳士議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の空き家対策に関するご質問について、1点目の特定空家等の認定及び寄附受け入れの対応に関するご質問であります。特定空家の認定と寄附受け入れについては、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条に基づく空家等対策協議会の意見を聞いた上で、町が決定するものであります。また、当該寄附申出のための登記事項の整理については、申出書の提出前に行われたものであります。さらに、寄附受け入れの決定については、空家等対策協議会において承認いただいたものの、三川町空き家等の適正管理に関する条例施行規則に規定される寄附の要件を満たすことができず、寄附受け入れ後の事業執行に取り組みないと判断されたことから、受け入れしないこととしたものであり、法的に問題は無いものと考えております。

次に、2点目の国の「空き家対策総合支援事業」を活用した空き家対策事業につきまして、本町の空き家対策においては、空き家等の適正管理に関する条例及び三川町空家等対策計画等により対応しているところであり、これらを受けて策定している実施計画は、倒壊のおそれのある空き家等の除去や地域活性化の施策として空き家の利活用と、跡地の居住環境の改善や人口減少対策、子育て支援、移住定住促進対策としての整備方針を示したものであります。

具体的には、町内に散在する特定空家等の所有者の理解と協力を得て、対象となる事案が発生した際に、個々の案件に応じて最も適した対策を講ずるというものであります。

次に、質問事項2の菜の花の活用と拡大支援策について、1点目の「菜の花」の活用に関するご質問であります。菜の花まつりにつきましては、子どもから高齢者まで多くの方々に楽しんでいただけるイベントになるように企画しているところであり、これまでも町内外の多くの方々にお出でいただいているところでもあります。

ご質問の令和4年度の菜の花まつりにつきましては、提案のありました自転車のレンタルや試食イベントも含めて検討し、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、感染予防対策に万全を期して、創意と工夫により、できる限り充実した内容にしていきたいと思いますと考えているところでもあります。

次に、2点目の菜の花の拡大支援策についてのご質問であります。まずキラリボンの「菜種」につきましては、これまで、町の振興作物として位置づけ、10a当たり3万円の助成を行ってまいりましたが、令和2年度から栽培農家の拡大を図るべく、その助成額を3万5,000円に増額したところでもあります。しかしながら、菜種の出荷先についての調整が整わないこと、さらに本年度に作業組合が解散したこともあり、今後の栽培農家拡大の見通しは

大変厳しいものと捉えているところであります。

なお、キラリボシの「菜花」につきましては、市場での評価も高く、出荷先の確保もできていることから、今後も引き続き生産者の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 再質問の前に一言お断り申し上げますけれども、9月議会におきましても一般質問においてこの空き家対策については質問をさせていただいた経緯がございます。その際の町長からの答弁で、今も説明ありましたとおり寄附受け入れを取りやめたということについては、これに関連する業務委託補正予算が否決されたということの理由で答弁を受けておりましたのですが、その内容については複数の方から違和感を感じるというような声が寄せられておりましたので、再度事実確認をさせていただきながら町当局としての考え方を確認させていただきたいということで質問させていただきますので、ご理解のほどお願いいたします。時間の関係もございますので、少し手短かに質疑応答を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず最初に、寄附受入可否決定通知書を発出した日付、年月日等を確認したいのでありますけれども、令和3年6月8日付、三建第121号で発出したということに間違いございませんでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 寄附受入可否決定通知書につきましては、令和3年6月8日付で発出したもので間違いございません。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） それでは2点目として、念のための確認ですけれども、9月の一般質問の際に町長から答弁ありました6月議会定例会において当該事業に必要な費用についての補正予算を提案したけれども承認いただけなかったことから寄附の受け入れは行わないことにしたということですが、これは6月8日の第3回三川町議会定例会における議第36号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第1号）」の修正動議が可決されたことというように考えられますけれども、これも間違いはないか確認したいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） ただいまの質問につきまして、この寄附受け入れをしないことといたしたところでございますが、これにつきましては、補正予算を承認いただかず、空き家等の適正管理に関する条例施行規則に規定する寄附の要件、これを満たすことができないということで、この要件に示してあります「寄附受入れ後の維持管理等に支障を来たすおそれがないこと。又、その後の利活用が見込めるものであること」、こちらの方が満たせないということで受け入れを行わないこととしたものであります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 簡単にかいつまんで言いますけれども、空き家等の適正管理に関する条例施行規則、今説明ありましたのは土地の部分の「寄附受入れ後の維持管理等に支障を

来たすおそれがないこと。又、その後の利活用が見込めるものであること」、これが充足されないことというように受け取りましたけれども、後程国の補助事業について確認しますが、いろいろな対策等を検討してもこの要件が満たされないというように考えられたのか、念のため確認したいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 町といたしましては6月議会において空き家の利活用、売却を目指した利活用ということで提案をさせていただいたところでございます。なお、この計画につきましては、寄附の申し出を受けてからかなりの時間をかけまして活用につきまして内容等を精査し、対応が可能なもの、町の方でこれしかないというところまで詰めた上で提案ということでございまして、この利活用についてはその後見込めないということで判断したところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今も説明ありましたとおり、この寄附受け入れの決定、特定空き家等の認定も含めてですが、非常に長い時間、なおかつ内部協議であります空き家等対策検討委員会を2回も審議した上で空家等対策協議会に提案したという経緯から見ると、寄附を取りやめするにあたっては、6月8日付の発出日で、補正予算が不承認になったというのも6月8日、同じ日付、同じ日のうちに決定されたということはこういった審議経過を経た上で6月8日の三建第121号を発出できたのか。その検討経過について説明をお願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 6月8日、その日におきまして議会の方で補正予算の方をご承認いただけないということが確定したところでございます。それを受けまして、同日内部の方でその後の対応等を考慮した上で、最終的に町長決裁という形で決定したところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今説明あったとおり町長決裁だけで終わったということですよ。町長の独断で決定したというように受け取らせていただきましたが、先程質問の中にもありましたとおり、空家等対策協議会については法定による協議会であると。法律に基づいて条例で各市町村が設定した協議会というものについては、附属機関ということで、ある意味独立した決定機関、審議機関ということからすると、この取り扱いについては町長からの諮問に応じて調査・審査等を行い、住民の権利義務に影響を及ぼす権利行使の前提となる諮問等を行うという機関で、特別な機関であるというように認識すべきであるというような方針が出されているわけですが、今回寄附受け入れまでは慎重に検討したけれども、寄附受け入れを取りやめるということについては、こういった法定の附属機関の、いわゆる空家等対策協議会の審議も経ずに実行したということについては、何ら問題ないというように考えられる、その根拠等を説明をお願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 6月8日の審議におきまして修正動議の提出があったと

ころでございます。また、この予算の内容と質疑の中で議員の皆さまの方から様々なご意見、それからご確認などの質問をお受けしたところでございます。そのような中、本事業に係る予算につきましてご承認いただけなかったということで、今回この事業につきましては取り組むべきではないということで町の方で考えたところでございます。なお、こちらの方につきましては先程もお話したとおりこの規定の要件を充足しない、こちらの方をもって判断をしたところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） すみません、私の質問の趣旨が通ってなかったようで、改めて今の質問を繰り返させていただきますが、先の9月議会においての一般質問の最終の方で、手続的に問題があるのではないかとというようなことを指摘させていただきながら私の一般質問を終わったところ、閉会後に石川副町長から協議会からは単に意見を聞いてだけで手続上は問題ないという発言をこの議場で受けたのですが、そういった観点での法定の協議会に対して意見を聞いていただけであると、手続上問題ないというような発言がそのまま今回の6月8日付の町長決裁発出というところまでいったのではなかろうかと思われまので、その附属機関である空家等対策協議会の取り扱いについてどのような整理の仕方で今回議決を得る、寄附取りやめを議決する必要がないというように判断されたのか、その辺について、もし副町長から見解等がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 今回寄附受け入れを断念したことに至った経緯に関する事務的な進め方の質問であります。まず町長答弁にもありましたとおり空家等対策の推進に関する特別措置法第7条に基づく空家等対策協議会に意見を聞いた上で町が決定する、こういうそれぞれの町と協議会の立ち位置であります。こういった中で空家対策協議会においては私もアドバイザーとして出席させていただきましたが、この協議会で寄附受け入れについて可とするという意見をいただきましたが、その中で事務局から今後規則に定める寄附受け入れ後の利活用が見込めるものであるということを実現させた後に寄附受け入れを行います。そういったことも申し添えておりました。

そういった中で寄附受け入れ後の利活用を実現させるための補正予算が否決されたことから町としては条例施行規則に定める規定を満たすことができないということで、残念ながら断念したものであります。ということで、なんら法的に事務の進め方に問題はないものと考えているものであります。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ありがとうございます。それでは、次の質問になりますが、今少し触れていただきました寄附受け入れの取り扱い、いわゆる行政対応、それから補正予算に関わる業務委託料、いわゆる事業の執行に関するその関係性について確認していきたいと思っております。

まず最初に令和元年12月19日の寄附受け入れ申し出以降、複数回相談に来られて、あれしてくれこれしてくれと、簡単に言いますと、抵当権の抹消等、それから周辺の面積を出

すための現地測量等を行ってくれというような指示を受けたということでありましたが、当局が対応した状況につきまして、もし分かれば、何月何日に相談来たときにどういう指示をされたのかというところを少し教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 令和元年12月19日、この日に所有者及びその代理者の方が役場を訪れまして申出書を提出いたしました。議員がおっしゃられております登記申請、それから現地測量等、町の方で指示・要請というお話がございました。町の方といたしましては、この12月19日以降に指示したものはございません。この申請にあたりましてこの12月19日の申請前にこの制度についていろいろ問い合わせ、それからお話をさせていただいたことがございます。その際にこの事業につきまして登記はこういうものである、それから事業としてはこういうことがある、あと寄附につきましても町の方ですぐ貰う・貰わないを判断できるものではなく、いろいろ整わないと貰うことができない旨、こちらの方を十分説明の上お伝えしたところでございます。

それを受けまして、12月19日に書類を揃えまして本人の方が役場を訪れまして提出いただいたところでございます。その後、令和2年3月におきまして、役場の方で雪が溶けてからになりますけれども、建物を見せていただきたいということで現地の方を確認作業等させていただいたことはございますが、その際にも役場の方で貰う・貰わないということはまだ分からないということで、断定的なことはお話ししたところではありません。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） いろいろ整わないと寄附申入書が受理できないという説明はされたわけですね。その後に正式に受理したわけですね。受理したからこそ内部の検討委員会にも2回かけてこの取り扱いをどうするかということで決めたと思うのですが、そうしましたら正式に受理した年月日等、その際に申請者に対して交付した、受理しましたよと、通常は受付印を押して、そのコピー等を交付するというのが一般的な事務処理になるわけですが、その辺の経過について説明をお願いします。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 申出書の提出が役場の方にありました。その際に役場の方で受付の処理をしたのは同日12月19日付で受け取っているところでございます。ただ、その際に、本人に対しまして受領書なり何かしらの書面を交付したということはございません。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） どうもそうすると、令和元年の12月ですから、令和2年の1年間、さらには令和2年の3月に現場を確認はしているけれども、令和2年の8月に町の検討委員会を開いているということは、その際には寄附を受け入れるということを前提にした形で検討委員会を開いた。それまでの間に寄附申入者本人に対して先程紹介しましたように抵当権の抹消登記等、その他現地の測量等、そういったものが整わないと正式な受理はできませんよというような話は一切していませんか。その辺を再度確認します。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 申し出がありました12月19日、こちらの段階で登記簿の方は整理になった状態で見せていただいております。それから現地の測量につきましても町の方といたしましては、現地測量して図面を出してくださいというようなことは言っておりませんで、その申出書に付いている登記簿、それから地域の図面をそのまま受け取ったところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） なにか国の方の大きな事案と似たような話になってきていますけれども、その寄附申入者本人は寄附の取りやめが役場から連絡が来たという時点で、なにしましょうかというようなことで、当局の方から、現場に測量したのでその測量杭のあるところに竹竿等を立ててここから空き家ですよということを明確にするように指示を受けたということだったのですが、たぶんそれも指示していないということだろうと思いますが、それでは、少し話を変えますけれども、6月8日の寄附申し入れを拒否します、できませんという通知を差し上げた後に、その後空き家の解体補助制度についてその寄附申入者に説明があったということですが、これは誰の指示によって、いつ頃どういった内容を説明されたのかお答えをお願いします。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 所有者それから代理人の方につきまして、寄附申し入れの相談、12月19日以前にどのような制度があるかというようなことで役場の方に問い合わせがあった際に、町の方で空き家に対する事業として解体制度、それから条例の方には寄附という文言が載りましたというようなことでお話をさせていただいたことがございます。議員おっしゃられる6月8日の以降のことになりますけれども、こちらの方につきまして6月8日付で町の方が寄附受入可否決定通知書で受け入れが否という形で本人の方にお渡ししたところでございます。その通知をお渡しした際に建設課長の私と担当の方が本人の方に出向きましてその通知の方を代理人の方に直接手渡しをさせていただきまして、その際に町の方の制度としてこういうものもありますということでお話をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） そうしましたら簡単に言えば寄附受け入れができなくなったという通知を持って行ったついでに別の解体補助制度があるということを課長の判断で説明したということで認識してよろしいわけですね。分かりました。

先程来寄附を受け入れできないということについての大きな原因が規則の別表に定めてある「今後の利活用を見込めるものであること」、要は見込めないから寄附の受け入れをやめましたということですが、議員研修の際に頂戴した国の空き家等対策総合支援事業、このパンフレットの案内には、町が寄附を受け入れて除却する場合ですと3/5の補助率、逆に活用する場合だと1/2ということで利率が下がるというような制度があって、こういった国の補助制度等をいろいろと考えれば、今回の山形県住宅供給公社に委託しようとしていた

まちなか空き家再生事業以外でも何とかこの空き家の寄附を受け入れしものを利活用できる方策を考える術があったのではないかと考えられますが、それが考えられなかったという理由はどういった理由なのか説明をお願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 当該案件につきまして、令和元年度の12月に申し出がありまして、その後町の方におきましてその土地の利活用は何ができるのか、これを十分検討してきたところでございます。その際に地元町内会での利用、それから町での利用、いろいろできないか、可能性を考えながら進めてきたところでございますけれども、やはり町、それから町内会等で活用はできないという判断でございました。最終的に残りましたその土地の寄附を受けて売却という形で対応はできるのではないかとということでの予算案の提出ということで進めておったところでございます。

議員がおっしゃられました、空き家対策総合支援事業におきまして除却型、それから活用型ということでいろいろ取り組みの方法、メニューの方が記載されてございます。町の方で考えておったものは活用型、町の方で土地の寄附を受けて、それを宅地として分譲する活用型ということで、地方公共団体が実施する事業ということでの取り組み、こちらの方を目指しておったところでございます。ただ、先程もお話なつたとおり、今回の事案につきましてはいろいろ皆さまのご意見等をいただき、それから修正動議等もございまして予算の承認がならなかったということで事業の方を取り組まないということで判断をしておるところでございます。

また、この空き家対策総合支援事業につきましては、本人の解体、所有者が実施するという部分、こちらの方での活用というものがございます。これが先程議員おっしゃられました本人が解体する危険空き家の解体の事業についての財源という形で一部入るところがございます。こういうものを活用して何かしらの解決を図ることはできないかという思いで、所有者それから代理人の方にその解決に向けてお話をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） この国の空き家対策総合支援事業というのは、いわゆる市町村が寄附を受け入れて、まず寄附を受け入れるということが大前提であって、その寄附を受け入れるということを市町村が決定した上で、解体事業とか住宅分譲活用するというようなことによって補助率が変わってくるという、つまり寄附受け入れという1段階があって、その次の段階で事業化する内容によって補助率が変わってくるというものであると認識しているのですが、その辺については当局の解釈も同様か、一応念のため確認したいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 当該事業におきまして、議員おっしゃられますとおり、その事業主体、寄附を受けた町の方が対応するもの、それからその他の手法、いろいろございまして、前回6月議会で提案させていただいたものが町の方が寄附を受けて売却するもので対応したいという思いで提案したものでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ということですよね。三川町空家等対策計画、これにもきちんと書いてあるわけですが、「所有者等が自ら除却することが困難な管理不全空き家等については、町が所有者からの無償譲渡等により空き家を取得したうえで除却を行い、跡地の活用を図る」、つまり何を言いたいかというと、先程町長も言われましたが、寄附を受け入れするという行政判断と、それから業務委託する補正予算の不承認とは全く別物なわけです。第1段階の寄附受け入れという判断があって、その後に寄附受け入れた空き家をどうしようかということの事業計画が出てくるわけですから、それに基づいて、今課長からも答弁があったように国の補助事業を活用するにはそういった段取りで進んでいる。そうすると、9月の町長の答弁があった補正予算が承認いただけなかったのが寄附受け入れをやめましたというのは直接の関連性のない、言わば寄附受入申入者に対してなんら責任のないものを取りやめするということになるのではないかと思います。

そういった観点でいきますと、いわゆる民法の信義則とか口頭による契約事項の不履行というようなところで、今度は別の法律に抵触するというように危惧されるところですが、そこら辺の民法に抵触しないというような考え方についてはどのように整理したらよいものかご説明お願いいたします。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） ただいま議員の方からお話ありました民法の契約の考え方、それから信義則の考え方でございます。こちらの方につきまして、今回の事案につきましてはその申し出を受けたときからその所有者及び代理人の方に対して受け入れを決定するものではありませんと、その使い道が様々な状況が整って、活用ができるすべての条件が整った段階で初めて判断になりますということで再三ご説明をさせていただいております。ですので、その寄附の申入者からの寄附をしたいという意思は確認をいたしているところがございますけれども、受け入れ側の方の承諾という形ものは未だ出されていない状態であったと解しておるところでございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 寄附申入者の意思確認はできた。一つ確認しておきたいのは、あくまでも寄附受け入れの申し入れが受けられなかった、寄附受け入れを拒否しますという判断については本人の責任にはない状態ながらも拒否したということで理解してよろしいのか。これを一つ確認したいです。

それからもう一つは、本人に対して伝えないまでも、これだけ内部での検討委員会、それから先程来話をしている附属機関である空家等対策協議会に対して寄附受け入れを議決までもしてもらったということからすると、町としての姿勢としては寄附を受け入れるという方針の決定のもとにこれまでの作業を行ってきたというように理解できるのですが、これについてはどのように解釈したらよろしいのか説明をお願いいたします。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 今回寄附を受け入れなかった理由につきましては、先程来

お話しております、この要件を満たさなかったのが理由となっているところでございまして、あくまで所有者等の責任というものではないと解しております。また、協議会に対しまして町の方で6月8日に受け入れをしないということで決定いたしまして、所有者等の方にはお伝えしたところでございます。そのお伝えした内容につきましては協議会に文書にてその経緯を示しながら寄附の受け入れをしないことについてお知らせをしたところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） さすがに担当課長の方で寄附受け入れの意思決定を行政でしたということは答弁できないと思いますので、町長に伺いますけれども、これほど空家等対策協議会のときに、オブザーバーとして出席した副町長が事細かく行政内部の検討委員会の審議経過等を説明していたわけですか。なおかつ、空家等対策協議会の皆さんから寄附受け入れについて議決をいただいたということは、行政自体としては寄附を受け入れるんだというような意思決定をしたというように理解できるのですが、全く違うというようなことについてのご説明等をいただければと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 本町では空き家の適正管理、そして空き家の有効利活用というように、各町内会、とりわけ町内会長会議でもそれぞれの町内会の事情等において、なんとか空き家の管理、あるいは有効利活用を町が強力に進めるべきではないかというようなことから鋭意努力してきたところでございます。そういう中において、先程鈴木議員と担当課長の質疑の中においては、やはり本町でのこの空き家の状況からいたしまして、本来であれば法定相続人、あるいは関係者が管理をするというのが基本なわけでありまして、これが今回の事案について、もし空家等対策協議会において寄附だけ受け入れるというようなことが議会から理解を得られるかというようなことで、町内の検討委員会等で何度もその方法について議論してきた経緯があるわけでありまして。そういう中において幸いにも県の住宅供給公社がこの寄附を受け入れた場合においては、その受け入れた物件についてなんとか住宅供給公社において有効な利活用というように協力をいただけるというようなことから今回の寄附受け入れのための条件というものも、その法定相続人あるいは関係者に説明をしながら理解を受け、そして空家等対策協議会の中においても検討委員会の委員長である副町長は、先程申し上げた経緯についても説明をしながらなんとか空き家の解消に努めたいというようなことでの対応をしてきたところでもあります。

これは町の行政手続の中においては、事業を進めるにおいてもやはり当然事業費、予算が伴うというようなことでの提案をさせていただいたわけでありまして、そういった面においては、町として単なる空き家を受け入れるんだというようなことではないということをややはり議会からも鈴木議員からもご理解をいただきたいと、このように思うところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 答弁ありがとうございました。やっとなしその考え方について糸口が見えてきたようなんですが、私ども議会に対しての寄附を受け入れることについて説明が

つくかどうかということに留意されたというご答弁のように承ったのですが、実はこの空家等対策計画についての行政による除却の実施というのは、自ら除却することが困難な、要は資力が乏しい方々の空き家で、しかも危険を伴う、周囲に迷惑をかけるような空き家については、町が無償譲渡によりということつまり単純に寄附をもらってそれを除却することができるということなんです。これは無償譲渡ですから負担付寄附ではありませんので、議会に対して寄附の案件ということを議案化する必要もない、行政判断で寄附を受け入れて除却することができる。その除却する際の先程来話をしたとおりの国の補助制度についてはその事業内容によって補助率が変わってくるということでありまして、その辺の理解についていかがだったのかなというように感じるのですが、時間もなくなってきましたので次の質問です。

今町長からのご答弁にもありましてとおり町としては積極的に進めていく、そのために先程も質問で紹介しましたように三川町地区空き家対策総合実施計画ということで国の補助制度を活用して、計画では令和3年から令和9年までの間に不良住宅等6棟を町が寄附を受けて除却するという計画書が議員諸兄にも配られているわけですが、この計画の具体的な実施方法、空家等対策協議会の中でも助川地内にもあるというような発言もあったようですし、副町長、町長も前向きに行政代執行も国の方で進めているということで積極的な除却を行いたい旨の発言もあったようですので、今後の具体的な方針についてお伺いします。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 空き家の対応につきましては先程の町長答弁にもありましてとおり、その案件ごとに何がふさわしいものか、これを判断しながら考えていくということで取り組むものでございまして、具体的にこれをする、あれをするというような形での設定は現在のところないものでございます。なお、この空家対策総合実施計画につきましては件数、こちらの方も見込みという形のものでありまして、具体的な案件があつての数字ではないことをご理解をお願いしたいものであります。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 具体的な案件がない中での所有者等が解体するのが12というような数字がこの計画には乗っているけれども、あくまでも見込みということで了解しました。であれば、まずは来年4月以降、本当に町内に厄介な空き家が散在しているわけですが、それぞれ相談に応じるということで考えてよろしいのでしょうか。念のため確認したいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 特定空き家に限らず老朽化して危険になっている空き家、こちらの方は町内に多々ございます。こちらの方におきましては、昨年度それから本年度におきましてもその対応につきまして役場の方、それから各種業者等の方にも話が行っているところでございます。その中でも町に対しましてその対応についていろいろ相談を受けているところでございます。その危険等空き家の解体事業、補助金を出して本人が解体をして町が補助金を出している事業、こちらの方につきましても本年度2件対応しているというこ

とで、そのものに合った形、本人が対応できるものを探りながら随時その特定空き家の解消に向けて活動をしているところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ぜひ前向きな対応をお願いしたいと思います。それでは、次に二つ目の菜の花の取り扱いについてということで、念のための確認、再質問させていただきたいと思っております。質問にも書いてありますとおりキラリボシの許諾契約を国と締結したということでありまして、可能な限りでき得る限りキラリボシの原種を維持継続すべきという形での国との許諾契約かと思っておりますが、この取り扱いについての今後の考え方について再度説明をお願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） キラリボシの種子の管理につきましてですけれども、キラリボシの種子管理の許諾契約につきましては、本町の観光協会の方が許諾契約を実施いたしました。その後、三川町キラリボシ振興協議会の方に委託をして、実質の種子の管理をしていただいているというところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 来年度以降はその管理についてはどのような見通しになるのか説明をお願いします。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 本町の町の花であります菜の花でございますけれども、菜の花まつり等により町のシンボルとして様々な形での普及をさせていただいておりますところでございますが、いわゆる振興作物としてのキラリボシにつきましては、東北農研機構から種子を購入して以降、様々な形で関係団体との協議を行いながら生産拡大について様々な手立てを講じてまいったところでございます。今手元にある資料としましては、古くは平成17年にも生産者の拡大についての話し合いがなされておりまして、その後何度か話し合いがありまして、平成28年にも話し合いがなされていると。その都度話題になるのがやはり生産者の拡大というところでございました。

先程の町長答弁にもありましたとおり、町として生産者の拡大のための支援として、その補助の金額の増額というようなことも実施しながら生産者の拡大というものに努めてまいったところでございますけれども、残念ながら令和3年に三川町のキラリボシ振興協議会とともにキラリボシの菜種について生産拡大、あるいはその生産の大きな役割を担っていただいております菜種の作業受託組合が解散をしたということもございました。この関係もございまして、菜種については今後生産の拡大についてはかなり厳しい状況にあるというように判断をいたしておるところでございます。

ただし、菜の花そのものについて、キラリボシの振興の中では、菜花としての振興、こちら先程の町長答弁にもありましたとおりに、菜花につきましては市場での評価も高く、作っていただければ引き取りますというような業者からの声もありますので、菜花についてはこれから生産についての支援をしてまいりたいということで考えているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） つまり菜花は残していくけれども菜種は先行き不透明だということからすると、質問でも書きましたように交雑しやすい品種だそうで、私は詳しくないのですが、そうしますと町の菜の花が本来の菜の花でなくなると危惧されるのでありまして、そういった意味でもせめてキラリボシという品種の種をいかにこれから将来的に維持していくのか。先程来説明あるとおりに生産してくれる農家が少なくなってきた、支援する団体組織等についても弱体化しているというような事情も踏まえながら、これから先々を考えてこの種の維持を図るという方策についてはどのように考えているのか、その所見をお伺いしたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問にございましたとおりに三川町の花、菜の花につきましては、先程の議員の方の質問にもありましたけれども、いわゆる菜の花まつりの会場近くで栽培をしております菜の花、こちらにつきましては1年経った交雑種で、つまり花を鑑賞していただくと、菜の花について多くの方から見ていただくというような形で種を撒いておるといところでございます。その意味においては、キラリボシといういわゆる生産作物としてのキラリボシと観賞用の町の花としての菜の花というものは別に考えてもよろしいのかなと考えております。

その意味で、菜種についてこれまでも様々な形で支援をしてみましたが、実は菜種自体が、絞った後の油についての価格、こちらがかなり下落をしておると、それはいわゆるキャノーラ油という菜種と違う油、ひまし油とか様々な部分で、つまり競合の商品が出ておるといところ、それもあって買取価格もかなり下落しておって、菜種についての今後の見通しというものも非常に厳しいというような現状もございます。

その辺も勘案いたしまして、キラリボシの原原種というものを国の方から購入をいたしておりますので、こちらにつきましては、なるべく純度の高いまま種子を作っていくと考えておりますけれども、今後菜種の生産についてはかなり厳しいものというように認識しておりますので、菜種ではなく菜花の方の支援を主力として考えていきたいというところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） 菜の花の鑑賞と言えども、その菜の花の咲かせる種が一番の根本で基本的な問題というように認識しておりましたので、非常に維持継続していくことが困難であるという事情も重々理解しつつ、本来の町の花、菜の花がこれからも継続的に咲き誇ることを祈念しまして質問を終わります。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で、6番 鈴木淳士議員の質問を終わります。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。  
これをもって散会とします。

(午後 4時20分)

## 令和3年第6回三川町議会定例会会議録

1. 令和3年12月10日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員    2番 志 田 徳 久 議員    3番 小 林 茂 吉 議員  
4番 佐久間 千 佳 議員    5番 砂 田 茂 議員    6番 鈴 木 淳 士 議員  
7番 鈴 木 重 行 議員    8番 成 田 光 雄 議員    9番 町 野 昌 弘 議員  
10番 佐 藤 栄 市 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	黒 田 浩 総 務 課 長
高 橋 誠 一 企 画 調 整 課 長	丸 山 誠 司 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
中 條 一 之 健 康 福 祉 課 長 兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健 康 福 祉 課 子 育 て 支 援 主 幹 併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
佐 藤 亮 教 育 委 員 会 教 育 課 長 兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

齋藤 仁志 議会事務局長      須藤 達也 書記  
渡部 貴裕 書記

6. 会議事件は次のとおりである。

#### 議 事 日 程

○ 第 4 日      12月10日（金）      午前9時30分開議

- |       |       |                                    |
|-------|-------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 一般質問  | 1名                                 |
| 日程第 2 | 議第65号 | 三川町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 3 | 議第66号 | 三川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について    |
| 日程第 4 | 議第67号 | 三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について      |
| 日程第 5 | 議第68号 | 三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について       |
| 日程第 6 | 発議第3号 | 三川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について         |

○ 閉 会

○議 長（佐藤栄市議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議 長（佐藤栄市議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員）

1. 住民の安全・安心対策について	1. 防犯灯の管理は、集落間は町で、集落内は町内会となっているが、町内会によっては集落内の住宅の間が離れすぎて防犯灯の設置に苦慮している。基準を定めて町で設置すべきでは。 2. 道路の交差点は、交通量が多くないと信号機の設置が困難と思われるので他の安全対策が必要では。
2. 教育環境について	1. 成長期における小学生の教科書等の重さは通学に負担になっているので「置き勉」に対する町の考えは。 2. 社会状況の変化に伴い、児童の安全・安心のためにも、通学路の長い地域に住んでいる小学生の冬期間バス通学をすべきと思うがその考えは。
3. 生活環境について	1. 生活ごみの減量化に住民は努力している。今後は、企業にもごみの減量にさらなる努力をお願いすべきでは。 2. 「食品ロス」をなくするためにも外食での食べきり、持ち帰りを進めるべきでは。 3. 「ごみ」として出されているアルミ缶・スチール缶を町内会に設置している回収ボックス等に入れるように、さらなる啓発をすべきでは。
4. 子育てについて	1. 町では、「子育てサポーター宣言」をするなど他の自治体より先に、子育てに重点をおいてきたがさらなる政策として給食費の無料化などの考えは。

令和3年第6回三川町定例会において通告に従い質問いたします。

初めに住民の安全・安心対策についてであります。

防犯灯の管理は、集落間は町で、集落内は町内会となっているが、町内会によっては集落内の住宅の間が離れすぎて防犯灯の設置等に苦慮している。基準を定めて町で設置すべきでは。

交通対策で、道路の交差点は、交通量が多くないと信号機の設置が困難と思われるので他の安全対策が必要では。

次に教育環境についてです。

成長期における小学生の教科書等の重さは通学に負担になっているので「置き勉」に対する町の考えは。

社会状況の変化に伴い、児童の安全・安心のためにも、通学路の長い地域に住んでいる小学生の冬期間バス通学をすべきと思うがその考えは。

続いて生活環境についてであります。

生活ごみの減量化に住民は努力しています。今後は、企業にもごみの減量にさらなる努力をお願いすべきでは。

「食品ロス」をなくするためにも外食での食べきり、持ち帰りを進めるべきでは。

「ごみ」として出されているアルミ缶・スチール缶を町内会に設置している回収ボックス等に入れるように、さらなる啓発をすべきでは。

最後に子育てについてであります。

町では、「子育てサポーター宣言」をするなど他の自治体より先に、子育てに重点をおいできましたが、さらなる政策として給食費の無料化などの考えはどうか伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項2及び質問事項4につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の住民の安全・安心対策について、1点目の防犯灯に関するご質問であります。本町では、防犯灯の維持・設置に関して、それぞれ町内会の支援に努めているところがあります。

具体的には、「町内会総合交付金制度」による防犯灯電気料金の経費負担支援、また、「防犯灯改修等事業費補助金交付制度」による防犯灯改修・設置に係る経費負担支援により、町内会設置の防犯灯に係る支援を行っており、LED化の促進にも大きく繋がってきているところがあります。

ご質問の基準を定めての町の設置に関しましては、町内会ごとの状況も異なることから、一律の基準を定めるのは現時点では困難と考えており、引き続き、町内会支援制度の活用を図りながら安全・安心なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の信号のない交差点における交通安全対策に関するご質問であります。交差する道路の幅、見通し、交通量の違いなどにより、交差点における交通状況は大きく異なっているところがあります。

特に、危険な交差点に関しましては、一時停止標識や路面標示、あるいはカーブミラーの

設置など、必要に応じて交通安全対策を講じているところであり、今後も関係機関と連携しながら対応してまいりたいと考えているところでもあります。

質問事項3の生活環境について、1点目のごみ減量化に関するご質問ですが、本町における一般廃棄物の全排出量に占める事業系の割合は、町内に立地している事業所等の規模や事業内容から、県内、他の市町村に比べ高くなっているところでもあります。

町内の事業所から排出される燃やすごみなど事業系一般廃棄物においては、各々の事業所が収集運搬業者に委託して処理を行っているところではありますが、町全体の排出量の削減を図るため、各事業所に対して、引き続き減量化に対する理解と協力を求めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の食品ロスについてのご質問ですが、国においても「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく基本方針が令和2年3月に閣議決定されたこともあり、食品ロスの削減を推進する動きが活発化してきております。このことを受け、本町においては、外食時における食品ロスの削減について広報等により啓発するとともに、家庭における生ごみについては、買い過ぎない、作り過ぎないなどの発生抑制の取り組みを一層推進し、その削減に取り組んでいるところでもあります。

次に、3点目の町内会に設置している空き缶回収ボックスの活用に関するご質問ですが、当該回収ボックスについては、「住民参加型空き缶回収システム」として、すべての町内会において取り組んでいただいているところでもあります。この取り組みは、ごみ減量化と資源化の効果が高く、重要な事業であることから、今後とも、円滑に継続されるよう、町民、町内会及び回収業者に理解と協力をお願いしてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

質問事項2の教育環境について、1点目の「置き勉」に関するご質問ですが、家庭学習で使わない教科書を学校において帰る、いわゆる「置き勉」について、文部科学省では2018年に、家庭に持ち帰る荷物の重さに配慮する旨の通知を出しており、この通知に従って各学校で対応しているところでもあります。町内の学校におきましても、担任の指導により家庭に持ち帰る教科書の数を指定しながら、児童生徒のカバンの重さに配慮しているところでもあります。

次に、2点目の小学生の冬期間のバス通学に関するご質問ですが、児童の通学につきましては、たくましい心身を養う観点から徒歩通学を基本としながら、町のバス運行方針を定めて運用しているところでもあります。バス乗車の対象に関しましては、これまでも何度か改定しておりますが、現行方針においては通学距離と人家の有無等を考慮して定めており、加えて、冬期間は一部低学年児童まで範囲を広げてきたところであり、さらに、町所有のバス台数との関係もありますので、バス乗車対象の見直しにつきましては、現時点におきましては考えていないところでもあります。

質問事項4の子育てについて、給食費の無償化に関するご質問ですが、学校給食に

係る経費負担につきましては、学校給食法の第11条により市町村と保護者の負担内容が規定され、食材料費については保護者が負担するものと定められております。全国には政策として給食費の無償化を行っている事例もありますが、多くの自治体においては保護者が給食費を負担している状況でありますので、三川町においても給食費の無償化は考えていないところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 再質問いたします。

順不同になりますけれども、初めに子育てについての給食費の無料化についてであります。町長の考えを伺いたいと思います。我々議員が令和元年の10月24日に埼玉県滑川町を訪問し、視察研修を行いました。そこで町長自らが対応してくれましたけれども、ご存知のとおり埼玉県町村長は昭和20年代生まれが多くいますが、その中で昭和18年生まれの吉田町長はただいま5期目ですけれども、選挙公約で滑川町全国一の子育ての支援の町、日本一を目指すということで選挙公約をして、三川町でも行っています医療費の無料化、そして保育園から中学生まで無料化いたしました。その結果、滑川町では20代、30代の子育て世代が移り住んで、12年間で人口が38%も増加いたしました。

やはり三川町でも将来を見据えて10年、20年後を考えればこういう政策が必要ではないかと。令和2年度の国勢調査においても、確か三川町は5年前では減少が2人程度で済んでおったと記憶しておりますが、令和2年度調査では128人も減っております。やはり先を見据えた政策が必要ではないかと思っておりますので、町長の考えを伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま志田徳久議員から質問がございましたが、埼玉県滑川町の吉田町長とは私もご縁があるというようなことでありまして、議会が研修視察ということで行っていたという経緯も承知しているところであります。そしてその埼玉県滑川町の施策の中に人口増加策、そして子育て支援というようなことで、ただいま志田徳久議員が申されましたように人口が増加しているというようなことでもありました。

この要因からすればやはりこの町の中における、非常に恵まれた地形のもとにおいて企業誘致が進んだということが一つの大きな要因でもあったというように私は認識をいたしております。しかしながら志田議員が言われるようにやはり子育て支援ということについての吉田町長の施策というのは、これはこの自治体が存続するための一つの大きな施策であったということも私も承知しておるところであります。

こうした中において先程教育長の答弁にもありましたように、国が学校給食における方針ということに関しましては、今までの長い歴史の中において給食費というものは保護者がある意味では負担をするということも、これも一つの食育というようなことになろうかと思っております。そういう面においての全国的なこの自治体での少子化対策の一環、子育て支援の一環ということで給食費の無料化、これは一気に無料化というよりは段階的な無料化を進めているという自治体もあるわけでありまして、教育委員会の方針としてはあるわけでありまして。

しかしながら、これからの自治体の子育て、あるいは人口増加策の中においては将来的にはある意味においては必要な施策になるかというように思うところでありますので、その面については志田徳久議員のその思いを受けとめさせていただき、今後のこの県内の市町村の状況と、また庄内地域においてもこれからの子育ての中においては必ずそのような様々な支援の対策ということが起きてこようと、このように思うところでありますので、十分その思いは受けとめさせていただきたいと思うところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今町長が述べたとおりやはり給食費の無料化等は全国的に見れば他でも補助金、何分の1補助金とかそういう制度から始まっているところも実際あるわけがあります。よくいろいろな当局からの答弁で近隣市町村という言葉は出ますけれども、出産祝金等、他より先んじて行った三川町ですので、やはり三川町で先陣を切って人口増加策を行えば、医療費無料化のように他自治体も追隨して近隣市町も人口増加策になるのではないかと思いますので、三川町は従来どおり町長のリーダーシップのもとこういう政策を進めていくべきではないかと思えます。

続きまして、防犯灯の件であります。同僚議員が昨日申したとおり、中学生の議場懇談会の中でもある地域の中学生から防犯灯の要望等が出されまして、LED灯の補助、上限を設けながらも行っているということも述べましたけれども、私もある集落に行ってみたら、やはり集落間の中の住宅と住宅の間が長すぎて、そこに防犯灯もないという状況でありました。そこで地元町内会長にお話に行きましたら、長年そうになっていたものですから気づかなかったと、やはり中学生の歩道、今のこの秋の時期、12月1日からは冬期間のバス運行に中学生はなりましたけれども、その前は午後4時半もなれば暗くなるというような状況でした。その集落でもいろいろな令和3年度事業を行ったので、財政的には大変ですけれども、将来的には役員会で話して設置したいがということでした。防犯灯、電球等を取り替えるのは普通の町内会費でまかなえますが、やはり電柱を新たに設置するとなると、補助金があるとはいえ多額になりますので、今後それらを検証して基準を設けることはできないということでしたけれども、そういう現状を見て対応する考えはどうでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 今ご質問にありました町内会のそれぞれの事情によって、設置が困難な箇所等があった場合は、ぜひ総務課の方にご相談いただければと思いますし、毎月1回町内会長と定例の自治振興委員会議を開催しておりまして、そうした折にもそうした課題等については随時町の方にご相談を受けている状況でありますので、そういった町内会にあって解決できないような課題等があった場合は、総務課の方にご相談いただければと思います。

また本町としては補助制度を毎年とは言いませんがここ近年かなり充実を図ってきたところであります。防犯灯の電気料金の一部負担、それから設置に関しましても、先程の灯具のみならずポール等も含めて改柱する場合、以前は木柱の改修が伴わないと使えない制度だったんですけれども、本年度から木柱に限らずポール設置については、限度額は5万円で

ありますけれども、1／2の補助制度も本年度から拡大しておりますので、そうしたまずは補助制度等を活用する方向を検討していただきたいと考えているところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 良く言えば改修とか改築という言葉がありますがけれども、今総務課長が述べたように従来あるものを交換する場合の補助制度の説明でしたけれども、必要で今まで防犯灯のないところに新たに設置するという場合の補助制度は改修の制度と同じ支援と理解してよろしいでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） それにつきましても、本年度から新たに設置する場合も同様の補助制度を活用できるように改正したところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 交通安全対策として交差点、住民からはいろいろ要望がありますけれども、私もいろいろなところを調べて歩きましたら、やはり信号機は望んでいる地域が多くあって、鶴岡警察署管内は鶴岡市も入りますので、他旧町村等ありまして、やはり交通量の多いところに優先的に信号機が設置されているというのが現状であります。

そこで、今対策でカーブミラーの設置等出ましたけれども、やはり児童生徒の通学路等あるいは買い物に出る人たちの安全も考えて、交差点すべて横断歩道、4ヵ所あるわけではありません。道路交通法では信号機のない横断歩道で渡ろうとしている人がいればドライバーは止まらなければならないということもありますので、横断歩道等を増やしたりするのも策と思います。

そして新たな道路ができて、交差点の片方が広がって直進車線か右折車線か分からないという現状もあって、ドライバーも左側に寄って直進しようとしたらまっすぐ直進の人が2台並んで交差点に入ってしまったとか、そういう例が三川町の交差点でも今あります。やはりそういう場合、レーンの線引きをするという方法もあると思いますが、これを行う考えはどうでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 具体的な対策としてレーンの設置の提案でありましたけれども、そういった区画線等の整備につきましてはやはりそれぞれの交差点の幅員等、それから状況、それから見通しなども含めて個々の交差点において判断していく必要があるかと思っておりますので、もしそういった危険な交差点等があった場合は現地等を確認させていただいて、さらには関係機関、そういったところとも協議をしながらより安全な交差点改良が必要な場合に対応してまいりたいと考えているところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 続きまして教育環境についてであります。置き勉ということで、実際私も現状を見ましたけれども、小学3年生の例を取り上げれば特に月曜日などはランドセルが4.4kg、絵本が1kg、体操着が0.8kg、水筒0.4kgということで、6.6kgも朝小学3年生が、体重30kgにも満たない子も長い距離を通学しているわけであります。

まして低学年になりますと、宿題等を忘れるのが心配でどうしても持ち帰ってしまうというのも現状としてあるようです。それはまるで行商人がものを背負って歩いているような姿であります。その実態をどう捉えているのか伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ご質問の置き勉強に関してでありますけれども、各学校から状況を確認しますと、先程教育長が答弁したようにそれぞれの学校である程度配慮しているというところであります。特に国語・算数などにつきましては主要教科ということで毎日宿題なり課題が出ることがありますので、持ち帰る機会が多いかと思えます。それ以外の教科については極力学校に置いていいよというような指示を小学校及び中学校でもしているという状況を確認しております。

ただし、今議員からご質問があったように、月曜日もしくは長期休みの前後、こちらについてはどうしても家に持ち帰るものが多くなる傾向にはあると思えます。ただそういった場合も特に長期休みの荷物の持ち帰りについては、何日かに分散をさせて持ち帰っているというところまで学校現場では配慮をしているところでもあります。

あとその他は体操着ですとか水筒という話が出ましたが、そういった部分についてはやはり家に持ち帰って洗濯なりしなければならないですし、夏場は特に熱中症対策という、今ここにも配慮しなければならないということで、通学途中でも水が飲めるように各家庭で配慮しながら子どもたちに持たせているというところまでは把握はしているところでもあります。各家庭でも水筒に入れる量を朝は少なめにしておいて学校に着いてから学校で水を入れるなりそういった配慮はしていただきながら、子どもたちの荷物を極力少なくするような対策を学校と家庭と両方でしていかなければならないというように感じております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 児童生徒の教科書、データによれば教科書は2005年より今現在1.7倍に増えているというのが現状で、そして副読本も増えているということでありますので、それらを考慮に入れた施策が必要ではないかと思われます。そこで一つ確認ですけれども、中学生は指定のかばんがありますけれども、小学生がランドセルという規定はあるのでしょうか、伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 小学生についてはランドセルということで、これまで長い間各家庭から準備をしていただいておりますので、そういった認識を持っております。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） ではランドセルでなければならないという規定はないと。選択肢は自由という解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 自由というところまでは考えておりませんが、事情によりランドセルが背負えないとか、そういったところであれば他のものも代用できるというようには捉えております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今は前と違って通学路はすべて舗装になりました。ということで小学生のアイデアでランドセルにキャスターをつけて行っているところ、あるいは小学6年生になってランドセルが小さく感じて違うかばんに教科書を入れている、やはりキャスターをつけて、ランドセルのキャスターでなく、キャリーバッグ等ありますので、そういうもので通学してもよろしいということで、子どもの健康を考えればそういう選択肢もあると思いますがどうでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ただいま質問があったような観点で子どもたちの通学のことをこれまで考えたことはありませんでしたが、その荷物を軽くするためにキャスター付きのバッグを持ち歩くということに関しては逆にまた歩きづらいという面も出てくるのかなというように感じております。そういったところについてはすべて道路がある程度舗装はされているものの、その舗装の状況がまちまちであり、段差のあるところも多いでしょうし、路面が荒れているところも多くあるかと思えます。すべてそのキャスター付きが最善の策であるというようには感じておりませんので、今後の検討課題かなというように捉えております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） ある人から数年前、なぜランドセルかというと転んだ場合両手が空いているからという考えも示されたことを聞いたことがあります。でも先程言ったとおり、背負いきれなくて手で持って歩いている、両手が空いていないわけです。やはりその対策の点においてもランドセルにこだわらなくても他のもので代用して持ちやすいもの、下げやすいもので代用する方法もあろうと思えます。今再度確認ですけれども、ランドセルにこだわる規定はないということによろしいのでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 学校の指導上はやはりあまり特色のある、その子だけ違った登校の仕方というのはあまり好ましくないのかなというようには感じております。ただいま質問があったようにそのキャスター付きのという部分については、特に荷物が多いときなどはそういった部分を使ってもやむを得ないのかなと思えますが、それが常態化するようではやはり指導面で問題が出てくるのではないかとというように捉えております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 先程言ったとおり小学6年生にもなると、かばんが小さくて背負えないと。かばんは小さくなっていないのですけれども、自分が大きくなってということですから、そういう場合もあって他県では例外的に違うかばんを持って行っても何ら指導も受けないという例もありましたので、今後柔軟な対応ができるような方策が必要ではないかと思われま。

続きまして、通学路の長い小学生の児童がやはり先程言ったとおり重いものを持って長い距離を歩いて通っている。まして冬期間は除雪していると言っても雪の中を歩いて行くわけ

ですので、その辺も配慮が必要ではないかと思われそうですがどうでしょうか。

○議 長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 先程教育長答弁の繰り返しになる部分があるかと思いますが、三川町では心身を鍛えるためということで、一定の距離以上の部分については、バス通学を行っているという対応をこれまでもしてきたところであります。確かにその季節的な部分で通学が困難な日はあるかと思いますが、そういった通学を年間通し6年間続けることによって子どもたちの心身がなお鍛えられるものというように感じているところであります。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 私通告でも言いましたけれども、社会状況が変化しております。残念なことに一昨日ですか、群馬県で17歳の少年が小学4年生の児童を包丁で刺し殺そうとして覆いかぶさり、殺すつもりだったと供述しております。もう一人の子は家に逃れたり、目撃者もあって通報したということですが、三川町の現状を見ますとその間田んぼしかなく、児童の逃げ込む場所、目撃者も少ない状況であります。

やはりこういう生命を危うくする、あるいはこのショックでずっとトラウマになってしまったりするという、生き方も変えることがありますので、こういう社会状況の変化、その対応、逃げ込む場所のない児童はどうすればよいかということも考えて対応するべきではないでしょうか。そしてこの間の補正予算でバスが足りないので民間委託するということで、補正予算で追加も認めておりますので、こういう対応もできるのではないのでしょうか。考えを伺います。

○議 長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 1点目、社会情勢を考慮し、バス運行すべきというようなご質問でございましたけれども、三川町ではこの登通学を原則としつつ、地域の皆さまから見守り隊ですとか、こども110番というような場所を設置しつつ、子どもたちの安全確保に努めているところであります。確かに三川町内平野で田んぼが多いところでありますので、すべてにそういった場所を設置することは難しい状況でありますけれども、今後もそういった地域の方々からの協力を得ながら対応してまいりたいというように感じております。また、全国でいろいろな事件が発生しておりますけれども、それをバス通学にすればすべて解決するのかというところは、それはまた別問題だというようには感じているところであります。

最後に質問があった補正予算でのバス運行の委託経費という部分であります。それにつきましてはこれまでバスに乗せていた部分が冬期間低学年をバスに乗せて運行することに伴って乗れる台数が不足したということから追加したものであります。議員がご質問されているように、冬期間低学年のみならず6年生まで乗せてもらいたいというご要望のようではありますが、そういった対応をするには相当の台数が必要になってくるということであり、町の限られた財政の中でこういった経費を毎年計上していくのは非常に難しいということもありますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） そういういろいろな事件等の危険性があるわけで、こども 110 番で児童の逃げる場所ということを設定はしておりますけれども、1 km 以上民家がないというのも現状で、見守り隊が冬期間常に出て監視するというのも、行っている人もいるかもしれませんがやはり冬期間になると大変で、夏は農作業をしている人もいますけれども冬はいけませんので、この辺も考慮しながら対応していかなければならないと思います。例えば町にある青パトで登下校時に回る回数を増やして安全を図っていくという方法もあろうかと思えます。その他の対策等、考えがあれば伺いたいと思えます。

○議 長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ご質問がありましたように青パトの巡回回数を増やすというようなことについては、総務課の方と協議をしながら今後できる範囲で対応はしていけるものというように認識しておりますが、それ以外の対策という部分について、現在具体的な対応策は持ち合わせておりませんが、学校及び保護者または地域の方々からの協力ができるかどうか、その辺を考慮しながらさらなる対応を検討していきたいというように思えます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 2 番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 続きまして生活環境についてであります。生ごみの減量化ということで企業にもさらなる努力ということ、実際企業では独自のパッカー車を持っている企業に委託してごみの排出をしているわけですけれども、確認、今更ですけれども、そういうごみも三川町のごみとして数字として計上されているのか伺います。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 事業系一般廃棄物、こちらの方につきましては三川町の排出量の中には含まれているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 2 番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 三川町は鶴岡市にごみの処理の委託をしているわけですので、やはり今後財政的な面もありますけれども、ごみの量を減らす努力が最善、今できる限りの方策ではないかと私は思っております。それで三川町は特殊な施設も抱えております。例えば青果市場とか大型店舗等ありますので大変と思えます。でも逆に減らす可能性が大きいということでもあります。企業にさらなる啓発あるいは企業を訪れて状況を説明してなるべく分別等を進めて、排出量を少なくするよう要請するのも一つの方策と思われませんが、その考えはどうでしょうか。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 企業における一般廃棄物の排出、こちらの量が相当数あるということは認識しておるところでございます。こちらの方の今後の減量化につきまして、担当課の方といたしましても企業へのお願いについて訪問する、それから文章でのお願い、いろいろ手法があるところがございますけれども、その対策・対応につきまして現在手法等考えながら対応を練っているところがございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 2 番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 食品ロスの件であります。今新型コロナウイルスの中で外食がずっと自粛されてきたという経緯があって、今後外食は今の状態で行くならばこの庄内地方においては増えるということだと思います。

その際今まで自宅で食べていけば、家庭ごみで対応できたわけですがけれども、外食になりますとどうしても食べきれない。先程答弁にあったとおり買いすぎない、作りすぎないは家庭ごみで対応できるわけですがけれども、外食した場合、食べきれない場合は今はパック等持参もありますけれども、外食のところで勇気を持って持ち帰りますので用意してくださいというようなことをお願いすること、あるいはそれにも外食産業等こちらでお願いできるのは三川地域の外食、食事関係のところに限られるとは思いますが、そういう対応でパック等も用意して対応してほしいということを推進すべきではないかと思いますが、その考えはどうでしょうか。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 外食における食品ロスの削減という観点でございます。ただいま議員の方からパック等による持ち帰りの手法もあるのではないかとのご意見もいただいたところであります。国におきまして、令和元年度に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を定められておりまして、その中で事業者の責務ということで食品ロスの削減について積極的に取り組む、その内容としましては食品製造段階での残渣の削減、それから消費者の役割としまして食べ残し等の削減、そういうものが謳われているところでございます。

三川町においても食品ロスを進めていくということではあるわけではあります。現在県の方におきまして県全体として山形県環境エネルギー部循環型社会推進課、こちらの方から外食における食品ロスの削減についてのパンフレット等が発出されているような状態にあります。その中には基本的には食べ残しをしない、食べきる、こちらの方を推進しようということで謳われているところでございまして、町の方としましても発生の抑制を推進していくのが効果的ではないかと考えているところでございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 2 番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） その推進ですけれども、方法としてよくホームページに載せていますというようなことを言いますが、実際に見る人は限られると思われ。ごみの焼却のチラシのように、食品ロスのチラシ、資料があるとすればチラシを各家庭に配布するような方法も啓発の一つと思われ。今後そういう力の入れ方を考えるのか伺います。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） この食品ロスにつきましては現在も町も広報紙などで周知を行っているところでございます。ただいま議員の方からお話がありましたチラシ等での周知も効果的な活動ではなかろうかと解釈はいたすところではございますけれども、その手法につきましては今後の課題ということで捉えさせていただきたいと思っております。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 2 番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 今現在ごみで出されている、黄緑色の袋に入れて出されているアル

ミ缶・スチール缶でも当然入っているわけですがけれども、各町内会にはアルミ缶・スチール缶の回収のボックスと袋等用意されているわけであります。確認ですがけれども、それは業者が再資源として取り扱っておりますので、三川町のごみとして、鶴岡市へのごみの委託料としては数字としては上がらないという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 各町内会で行っておりますこの空き缶の回収システムでございます。こちらの方につきましては廃棄物を回収している業者が直接町内会を巡回しながらその空き缶等を回収して資源として活用しているところでございまして、鶴岡市に委託している一般廃棄物等の数値としては上がってこないものでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） それはなおさらですがけれども、この回収業者、資源ごみとして回収しているところは各町内会にお金を払っているわけです。各町内会の収入源にもなっておるわけですので、委託のごみとして出すよりはそちらの方は一石二鳥ということになりますので、設置した当初見て回りますと、結構出ていましたけれども、今は黄緑色の袋にアルミ缶・スチール缶が入っている状況が多く見られますので、いま一度啓発、その利点も含めて町内会の財源になるということも含めて啓発すべきと思いますが、更なる啓発の考えを伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） この空き缶回収事業におきましては各町内会が主体的に行っていただいているところでございます。議員おっしゃるとおり、町内会の収入ということでその活用が図られているということもありまして、各町内会におきましてはその周知、それから活用についてお声掛けをしていただいているところでございます。町といたしましても各町内会に対してよりこの事業に取り組むようお願いしているところでございまして、今後も一層啓発を図っていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で2番 志田徳久議員の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午前10時25分)

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午前10時45分)

○議長（佐藤栄市議員） 日程第2、議第65号「三川町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の設定について」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第65号「三川町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、国における「行政手続きの書面・押印・対面の見直し」に係る取り組みを踏まえ、本町の行政手続における事務の効率化及び住民の負担軽減等を図るため、関係条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、第1条において「固定資産評価審査委員会への審査の申出・審査手続等における押印の廃止」、第2条並びに第3条において「三川町職員及び三川町立小中学校教職員のサービスの宣誓時における押印の廃止」、第4条から第7条において

「三川町都市公園、三川町蛾眉公園、三川町緑地公園及び三川町農村公園の使用に係る許可申請時における押印の廃止」であります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 行政手続における事務の効率化、また住民の負担軽減のための押印の見直しということでありました。コロナ禍におきまして、テレワークまたリモートワークの推進のための課題であった押印の見直しであったかと思えます。今回上程された部分以外にも今後行政手続の押印見直しといったものが進めるのか、またそれを完全に廃止まで持っていけるのかどうか、現在の見込みについてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 今回上程しておりますのは条例に係る部分のみでございますが、本町において関係する例規を洗い出したところ、条例においては今回上程しております7条例、それから規則において57件、それから規定や要綱等においては例規集未掲載のもの、単年度要綱等も含めての話でございますが、例規の数としては219件でございます。そのうち押印見直しの手続が求められている申請書等、あるいは用語等においては663件ございまして、本町の内部において押印を廃止すべきものと決定する予定のものが575件となっております。率にいたしますと約87%の手続において押印を廃止、今後廃止するものがございます。

それから、多くはそういった形で、特に認印で行ってきたようなものについては多くが原則廃止となりますけれども、国においても契約書等の類については引き続きそういった押印が必要な文書ということで整理されておりますので、契約書等については従来の形のままで考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 行政手続も変わっていくのかなと思うところであります。核家族化が進みまして共稼ぎ世帯、また高齢化が進みまして免許返納の高齢者にとりましてはなかなか窓口の行政手続が難しくなっているということから、オンライン申請を望む声が高まっているように感じます。今回も書面また対面の見直しということでペーパーレス化、またオンライン申請の取り組みも進められるのかと思えますが、本町にとりましてこういった契約についてどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画町政課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） ご質問の行政手続のオンライン化につきましてですが、国の方では手続のオンライン化ということでデジタル庁を立ち上げる中で全国の自治体等にオンライン化の指針等を示しながら本町においてもその準備を進めているところであります。ただその実施の時期につきましてはモデル的に先行して行っている自治体もございまして、本町の場合においては来年度、その具体的な作業ということで現在考えております。

ただオンライン化ができる状態になりましてもやはり個人でオンラインで申請、手続がで

きる方がすべてということにはならないということでも想定しているところです。ですので、非常に今煩雑になるといいますか、ペーパーでの申請も残りますのでその辺の課題もいかに住民だけではなくて職員の負担も軽減できるような形にするにはどのような体制なり整備が必要かというのをシステム改修と併せて来年度に向けて取り組んでいきたいということで現時点では考えているところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ただいま同僚議員の質問と少し重なる部分はあるかと思えますけれども、まず87%において見直しをかけるという答弁でありました。当時河野内閣府特命担当大臣であった時代では行政手続において99.4%が廃止見込みであるというような表明もしております。もう少し見直しをかけてブラッシュアップし、無駄を省く、無駄と言いますかハンコに対する見直しをかけることができるのかなというような幅があるかなというように見て取れます。

今後そういった脱ハンコの動きとしては加速していくものと思われまますけれども、いわゆる本人確認というものが重要になってくるのではないかなと思います。どのように本人確認、いわゆる証明と言いますかそういったものを担保していくのか、その手法についてどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 先程も申しました各種手続のうち、そういった本人確認を厳正に求めるものについては従来の形で言えば印鑑証明書等の添付が必要なもの、こういった上位法で規定されているものについては従来のままとりますが、さらに本町として記名プラス認印としたようなものについては多くは記名のみということで見直す予定としております。その中で署名が必要なものについては本人確認を求める書類として添付書類として運転免許証等の提示でありますとか、そういったものについても一部求めるものということで整理しているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） システム等がまだ改修されない段階においては少し煩雑になるのかなと予測されますけれども、やはり脱ハンコと併せて必要なのが電子印鑑であったり電子署名、また電子データでの取り扱いというものに進んでいくべきではないかなと思われまます。行政における契約書等においても実印を用いる場合であって必要なものはありますけれども、契約書等においても電子データで代替できるというレベルのものもありますので、そういったところまで契約書はすべて印鑑でなければならないというところではなく、中身を精査し、電子データでやりとりできるところは電子データに持っていくというような改修まで進むべきだと思いますけれども、そういった改修では電子印鑑、電子署名、電子データに関する改修まで考えられるのかどうかその辺の今後の方向性を伺いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 現時点においてそういった電子データの取り扱いの部分に関してはまだ本町においては整備が進んでいない状況でございます。そうした中で将来的には

そういった形で進むものと、それを踏まえての今回の見直しということは政府の方針でありますので、将来的にはそのような形に進むものと思っておりますけれども、現時点においては引き続きそういった署名形式で押印を求めるものの書類として残さざるを得ないと考えておるところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから議第65号「三川町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第65号「三川町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第3、議第66号「三川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第66号「三川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、行政組織の変更による分掌事務の見直しを行ったことに伴い、本条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。

その改正内容といたしましては、子ども・子育て会議の所管課を企画調整課から健康福祉課に変更するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 中身的には何も問題はないのですが、この条例の交付の日から令和3年4月1日から適用するという事で年度が4月1日からということなのかとは思いますが、これから条例を改正するにあたって、さかのぼってこれは問題ないのかどうか、教えてください。

○議長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） ご質問の件であります。本来であれば3月の機構改革がありまして、早いところで6月議会に提案するべきものだったと思っております。大変申し訳ない話なんですけれども、今回会議を開くにあたりまして中身を良く見たところ課の名前が入っていたということで、大変申し訳ないのですが、今回の提案となっ

た次第であります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから議第66号「三川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第66号「三川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第4、議第67号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 議第67号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に交付され、さらに関係する政令が令和3年9月10日に交付されたことに伴い本町の国民健康保険税の未就学児に係る均等割額を現行の1/2の額にするための改正であります。

なお、本件につきましては去る11月24日開催の三川町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおり答申をいただいていることを申し添えさせていただきたいと思っております。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

8番 成田光雄議員。

○8番（成田光雄議員） 議第67号の表記の件で質問いたしますけれども、この欄の一番下から上に上って9行目です。被保険者均等割額というその後のくだりが、ここに括弧がありますけれども、これをずっと読んでいくとまた同じ括弧があるのですけれども、これがこの括弧がなくて2段下の括弧があればいいのかなと思っただけだったのですけれども、ここが括弧が二つあるんですけれども。この辺が少し修正が必要ではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） ただいまのご質問のこの条文の表記の方法でありますけれども、条文中に括弧が続いて記載されるということについては条文の表記上はよくある方法です。この括弧の中については括弧をつける前の文言を定義づける、または説明するというた

めにある括弧でありまして、文章について、若干読みづらい部分はあるかとは思うのですが、これが法令におけるルールとして成り立っているというところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 8番 成田光雄議員。

○8番（成田光雄議員） 7行目の括弧が二つ続くのだけれどもそれはそれでいいのですか。この括弧は間違いないということなのですか。間違いないとしても紛らわしい表記の仕方なのではないかなとそれもあるのですけれども。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） この改正条文の下から10行目、「(以下「未就学児」という。)」その後その下の9行目に括弧がありますけれども、さらにその下の、下から8行目の括弧、これがさらに下から7行目の括弧閉じ、「均等割額」にきまして、「に限る。）」という部分で、最初の括弧の出だしが2カ所、さらに括弧閉じも2カ所ということですので、文章上は特に問題はないというところであります。ただあと法令につきましてはこのようなルールで作っているというところですので、多少読みづらい部分はありますけれども、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから議第67号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第67号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第5、議第68号「三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第68号「三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては産科医療補償制度掛金の額が減額になることに伴い、健康保険法等の一部を改正する政令が令和4年1月1日に施行されることから、出産育児一時金の額及び加算する産科医療補償制度の掛け金に係る額を改正するものであります。

なお、本案件につきましては、去る11月24日開催の三川町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおり答申をいただいていることを申し添えさせていただきます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

6 番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） 今回の改正につきましては、自主的な医療支援につきまして出産育児一時金については4,000円の引き上げということで、喜ばしい改正というように見ておるところですけれども、少し疑問に思いましたのが産科医療補償制度の掛け金が引き下げになるという部分については一般的に保険の掛け金は上がる傾向にある中で引き下げになるというところの、もし理由等お分かりになれば説明をいただきたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） 産科医療補償制度の掛け金につきましてですが、令和2年12月23日付の厚生労働省社会保障審議会医療保険部会の議論の整理という中でも内容が触れられておりますが、産科医療補償制度の補償対象基準について、こちらは公益財団法人日本医療機能評価機構において検討会を設置しまして補償対象基準の見直しと実績等を検証されたということで、その報告書が令和2年12月4日に取りまとめられたところであります。

その報告書の内容にも記載はされておりますけれども、2022年1月以降、令和4年1月以降の分娩より適用する産科医療補償制度の保険料水準2万2,000円ということに算定されたというもの、またその保険料水準の2万2,000円のうち、掛け金を1万2,000円、さらにそれまで掛け金として積み立てておりました金額、それを充当する財源として1万円分というような考え方でその保険料水準の報告があったというところでありまして、その報告を受けて国として今回の改正に繋がっていったというところでありまして、その報告を受けて

この産科医療補償制度等の金額については、対象者は分娩に関連して発症した重度脳性麻痺のお子さまのご家族の経済的負担を軽減するというのが目的の内容となっております。

以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 6 番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） そうしますと今最終の方で説明がありましたこの産科医療補償制度の対象者となる脳性麻痺等の患者に対する対応が軽くなるということではなく、これまでの国の方での審議会で検討された経過の中では補償内容はそのままというように認識して良いものか確認したいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） この産科医療補償制度につきまして、掛け金が低くなるということと、補償水準については現行どおりということとなっております。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから議第68号「三川町国民健康保険条例の一部を改正する条

例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第68号「三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤栄市議員) 日程第6、発議第3号「三川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定」の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。9番 町野昌弘議員。

○9番(町野昌弘議員) ただいま上程されております発議第3号「三川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、議会活動において男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として出産、育児、介護など議会への欠席事由を明示するとともに、出産については母性保護の観点から産前産後の欠席期間を規定するものであり、また議会への請願手続については請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名または記名押印することができるように改めたく提案するものであります。

以上のとおりでありますので議員各位の賛同をお願いし、提案理由といたします。

○議長(佐藤栄市議員) これから質疑を行います。

(なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 以上で質疑を終了します。

○議長(佐藤栄市議員) これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 討論なしと認めます。

○議長(佐藤栄市議員) 以上で討論を終了します。

○議長(佐藤栄市議員) これから発議第3号「三川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、発議第3号「三川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤栄市議員) 以上で、本日の日程は全部終了しました。これをもって令和3年第6回三川町議会定例会を閉会します。大変ご苦勞さまでした。

(午前11時18分)

地方自治法第123条の規定により、  
ここに署名する。

令和3年12月10日

三川町議会議長

三川町議会議員 3番

三川町議会議員 4番